

学 生 便 覧

2026年度
(令和8年度)

神戸大学大学院人文学研究科
神戸大学文学部

目 次

文学部・人文学研究科沿革略史

文学部及び人文学研究科ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

主要役職一覧

人文学研究科事務室

1 教学規則・共通細則等

神戸大学教学規則	1
神戸大学共通細則	30
神戸大学学生懲戒規則	35
神戸大学日本語等授業科目履修規則	38

2 神戸大学大学全学共通授業科目履修規則等

神戸大学全学共通授業科目履修規則	39
教養教育院開講科目の追試験に関する内規	43
協定等に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の定期試験の取扱いに関する申合せ	43
[全学共通授業科目]交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について	45

3 学 部（諸規則）

神戸大学文学部規則	47
【卒業論文関連科目】専修別専門科目履修に関する内規	57
科目ナンバリングについて	58
神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム実施要領	61
神戸大学文学部科目等履修生規程	64
神戸大学文学部聴講生規程	66
神戸大学文学部研究生規程	68

4 学 部（教務関係内規等）

履修科目の登録の上限の取扱いに関する内規	71
単位の取扱い内規	71
文学部特別試験に関する内規	72
文学部の成績評価基準に関する内規	73
成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	74
試験及び論文・レポートにおける不正行為に関する申合せ	75
卒業論文取扱いに関する内規	76
専修別学生収容限度数について	76
専修の所属変更に関する内規	76
外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ	77
入学前の既修得単位の認定に関する内規	78
神戸大学文学部学生の留学に関する内規	79
協定に基づき留学する学生の定期試験の取扱いに関する申合せ	80
交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置の取扱い	82
文学部再入学に関する申合せ	84

5 神戸大学学位規程等

神戸大学学位規程	87
神戸大学学位規程人文学研究科細則	97
人文学研究科の課程博士学位に関する内規	98
人文学研究科の論文博士学位に関する内規	99

神戸大学大学院人文学研究科学位論文評価基準	101
学位論文受理条件（申合せ）	102
6 大学院人文学研究科（諸規則・内規等）	
神戸大学大学院人文学研究科規則	103
科目ナンバリングについて	114
試験及び論文・レポートにおける不正行為に関する申合せ	118
海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程への 受入れ並びに修了要件に関する内規	119
神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程の学生の海外協定大学の修士課程への 派遣並びに修了要件に関する内規	120
日本語日本文化教育プログラムに関する内規	121
人文学研究科規則第 16 条第 2 項に関する申合せ	123
人文学研究科特別試験に関する内規	124
人文学研究科の成績評価基準に関する内規	125
成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	126
神戸大学大学院人文学研究科研究生規程	127
神戸大学大学院人文学研究科外国人特別学生入学選考規程	130
神戸大学大学院人文学研究科特別研究学生に関する内規	132
博士課程前期課程学生の入学前の既修得単位の認定に関する内規	133
日本語日本文化教育インターンシップ（海外日本語日本文化教育実習）の単位認定に 関する内規	134
人文学研究科学生の留学に関する内規	135
人文学研究科学生の留学に関する内規第 5 条に関する申合せ	136
人文学研究科学生の研究指導計画書及び学修プロセスフロー関連提出書類等に関する 申合せ	137
人文学研究科学生の学修プロセスフロー	139
海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程における 早期修了に関する申合せ	140
神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する申合せ	142
人文学研究科博士課程後期課程再入学に関する申合せ	143
人文学研究科の指導教員に関する申合せ	145
7 資格取得関係〔教育職員免許・学芸員資格・社会調査士及び専門社会調査士資格・ 准認証アーキビスト資格〕（学部・大学院共通）	
教育職員免許状取得について	147
学芸員資格取得に関する科目履修内規	160
学芸員資格取得に関する科目履修について	161
社会調査士及び専門社会調査士資格取得について	162
社会調査士認定規則（抜粋）	163
専門社会調査士認定規則（抜粋）	163
神戸大学准認証アーキビスト養成プログラムに関する申合せ	166
准認証アーキビスト資格取得について	167
8 学生生活（厚生）関係（学部・大学院共通）	
証明書等の発行について	169
住所変更の届出について	169
身上異動について	169
授業料納付について	170
授業料免除申請、奨学金、アルバイトについて	170

大学院学生研究室の使用について	170
構内への車両乗入れ規制について	170
構内駐車許可要領	171
自動車・二輪車駐車許可者の遵守事項	171
神戸大学バイク等駐輪登録要領	172
定期健康診断及び健康相談について	175
神戸大学学生健康診断規程	175
健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）	176
福利厚生用具等について	177
9 教育交流（国内外）	
国内の大学等との交流協定状況	179
外国の大学等との交流協定状況	179
10 院生協議会会則	
神戸大学大学院人文学研究科院生協議会会則	183
11 教員名簿・神戸大学文学部・大学院人文学研究科棟平面図等	
教員名簿	187
神戸大学文学部・大学院人文学研究科棟平面図	192
主な部局等所在地及び電話番号	199

文学部・人文学研究科沿革略史

1949 (昭和 24) 年	5 月	国立学校設置法 (法律第 150 号) によって、神戸大学が設置され、文理学部を置くことが決定された。 文理学部文科の学生入学定員 90 人
1949 (昭和 24) 年	7 月	文理学部文科第 1 回入学式を行った。
1950 (昭和 25) 年	10 月	文理学部文科専門教育課程の授業を六甲台学舎において開始した。
1951 (昭和 26) 年	10 月	文理学部文科は六甲台学舎から御影学舎に移転した。
1953 (昭和 28) 年	3 月	文理学部文科第 1 回学士試験合格証書授与式を行った。
1953 (昭和 28) 年	4 月	文理学部文科に専攻生制度を開設した。
1954 (昭和 29) 年	4 月	国立学校設置法の改正により文理学部を廃止し、文学部、理学部が設置された。 文学部の学生入学定員 90 人
1958 (昭和 33) 年	4 月	専攻生制度を廃止し、文学専攻科 (哲学専攻、史学専攻、文学専攻) が設置された。
1964 (昭和 39) 年	4 月	六甲台町に文学部新学舎が竣工し、移転した。
1967 (昭和 42) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 100 人に増員した。
1968 (昭和 43) 年	3 月	文学専攻科を廃止した。
1968 (昭和 43) 年	4 月	大学院文学研究科 (修士課程) が設置された。 学生入学定員 50 人
1970 (昭和 45) 年	10 月	大学院文学研究科第 1 回修士学位記授与式を行った。
1971 (昭和 46) 年	2 月	教室・演習室棟が増築された。
1971 (昭和 46) 年	12 月	文学部に研究生制度を開設した。
1975 (昭和 50) 年	4 月	大学院文学研究科に外国人特別学生制度を開設した。
1979 (昭和 54) 年	4 月	大学院文学研究科に文化構造専攻 (後期 3 年博士課程) が独立専攻として設置された。(翌年 4 月に大学院文化学研究科に移行)
1980 (昭和 55) 年	4 月	文化構造専攻及び社会文化専攻からなる独立研究科として、大学院文化学研究科 (後期 3 年博士課程) が設置された。 学生入学定員 13 人
1981 (昭和 56) 年	3 月	文化学研究科棟が竣工した。
1987 (昭和 62) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 120 人に増員した。
1991 (平成 3) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 135 人に増員した。
1994 (平成 6) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 115 人に減員した。
2001 (平成 13) 年	4 月	文学部の 3 学科 (哲学科・史学科・文学科) を 1 学科 (人文学科) に改組した。
2002 (平成 14) 年	4 月	大学院文化学研究科の文化構造専攻に倫理創成論大講座を新設し、社会文化専攻を 3 大講座から 4 大講座に改組するとともに連携講座を新設した。 学生入学定員を 20 人に増員した。
2004 (平成 16) 年	4 月	国立大学法人法の施行に伴い、国立大学法人神戸大学に文学部、大学院文学研究科及び大学院文化学研究科を設ける。
2005 (平成 17) 年	4 月	大学院文学研究科の 6 専攻を 2 専攻 (文化基礎専攻及び文化動態専攻) に改組した。
2007 (平成 19) 年	4 月	大学院文学研究科 (修士課程) と大学院文化学研究科 (独立研究科博士課程) を改組・統合して、区分制の大学院として 2 専攻 (文化構造専攻・社会動態専攻) からなる大学院人文学研究科が設置された。 4 月 大学院文学研究科社会学専攻・英米文学専攻を廃止した。
2008 (平成 20) 年	4 月	大学院文学研究科芸術学芸術史専攻・史学専攻・国文学専攻を廃止した。
	10 月	文学部哲学科を廃止した。
2010 (平成 22) 年	10 月	大学院文学研究科を廃止した。
2015 (平成 27) 年	3 月	大学院文化学研究科を廃止した。
2016 (平成 28) 年	4 月	大学院人文学研究科博士課程前期課程の学生入学定員を 44 人に減員した。
2017 (平成 29) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 100 人に減員した。

文学部 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学文学部は、人類の文化的営みの蓄積としての人文学を、古典を通して深く理解するとともに、社会的対話によりそれを実践して行く能力を身につけ、現代社会において活躍できる人材を育成することを教育の目的としている。また、徹底した少人数教育により、個々の学生の好奇心に応え、自ら問題を設定し、解決するスキルを学生に伝授することを目的としている。この教育の目的を達成するため本学部は、神戸大学が定める学位授与に関する方針に基づき、以下のように学士（文学）の学位授与に関する方針を定める。

1. 本学部は学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
 - ・ 人文学に関わる課題について自ら主体的に学び、協働して解決することができる能力（人間性）
 - ・ 人文学の意義と重要性を理解し、複眼的に思考することで、人文学の発展に貢献することができる能力（創造性）
 - ・ 異なる文化によって育まれた多様性を理解・受容し、必要な外国語でコミュニケーションをはかる能力（国際性）
 - ・ 自らの好奇心を学問的に問題化し検証する訓練を積むことを通じて、人文学の幅広い知識を獲得する能力（専門性）
 - ・ 人類の知的営みの蓄積である古典を通じた人文学共通の問題・課題についての理解力（専門性）
 - ・ 文化・言語・学域の壁を越えた意思疎通および連携を可能にする社会的対話力（専門性）
 - ・ 固有の学問的課題を知の普遍的課題に位置づける深い洞察力（専門性）
2. 本学部は、学士（文学）の学位を授与するための卒業の要件を、本学の所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得して、神戸大学及び本学部の定める学修の目標を達成することとする。

【カリキュラム・ポリシー（文学部）】

神戸大学文学部は、本学部が定める学位授与に関する方針および神戸大学が定める教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、以下の方針に則り教育課程を編成及び実施する。

1. 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、本学のすべての学生に共通する学修の目標を達成するため、教養科目を開設する。
2. 人類の文化的営みの蓄積としての人文学を、古典を通して深く理解するとともに、社会的対話により、それを実践することを通じて人文学的素養を涵養し、「専門性」を学生に身につけさせるため、以下の専門科目及びその他必要と認める科目を開設する。
 - ・ 自らの好奇心を学問的に問題化し検証する訓練を積み、幅広い知識を身につけることができるように初年次セミナー、専門科目基礎科目、教養科目を開設する。
 - ・ 人類共通の叡智の蓄積である古典を通して人文学共通の問題・課題を発見できる理解力を身につけることができるように専門科目基礎科目、専門科目、教養科目を開設する。
 - ・ 文化・言語・学域の壁を越えた意思疎通および連携を可能にする社会的対話力を身につけることができるように専門科目、教養科目を開設する。
 - ・ 固有の学問的課題を知の普遍的課題に位置づけられる洞察力を身につけることができるように卒業論文、卒業論文関連科目を開設する。

3. 授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれか、又はこれらの併用により行う。
4. 成績評価は、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で行う。

人文学研究科 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

博士課程前期課程

神戸大学人文学研究科博士課程前期課程は、人文学の高い専門性を追求すると同時に、総合性を高めることによって、人文学の古典的な役割を継承しながら、現代社会において活躍できる人材を養成することを目的としている。この目的を達成するため、以下に示した方針に従って修士の学位を授与する。

学位：修士（文学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、人文学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科博士課程前期課程に2年以上在学し、研究科共通科目、選択科目、特別研究に関してそれぞれ所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。
 - ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
- 「人間性」「創造性」「国際性」
- ・人文学の意義を理解し、その発展に貢献することのできる能力。また、人文学に関わる課題について、共同して解決することのできる能力。さらに、異なる文化に由来する多様性を受容し、必要な外国語でコミュニケーションをはかる能力。
- 「専門性」
- ・人類がこれまで蓄積してきた人間と社会に関する古典的な文献の原理論的研究という人文学の基礎的な方法を継承しつつ、個々の文化現象の現代的意味を問うことができる能力。
 - ・古典研究を踏まえて、フィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を行い、なおかつあらたな社会的規範や文化の形成に寄与できる能力。
 - ・研究者としての基礎能力を具えるとともに、人文学を知識基盤社会に生かすことができる能力。

博士課程後期課程

神戸大学人文学研究科博士課程後期課程は、人文学の高い専門性を追求すると同時に、総合性を高めることによって、人文学の古典的な役割を継承しながら、現代社会に対応する人材を養成することを目的としている。この目的を達成するため、以下に示した方針に従って博士の学位を授与する。

学位：博士（文学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、人文学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科博士課程後期課程に3年以上在学し、研究科共通科目、特別演習に関してそれぞれ所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

○「人間性」「創造性」「国際性」

- ・人文学の意義を理解し、その発展に貢献することのできる能力。また、人文学に関わる課題について、共同して解決することのできる能力。さらに、異なる文化に由来する多様性を受容し、必要な外国語でコミュニケーションをはかる能力。

○「専門性」

- ・人文学の高い専門性を追求し、人文学の古典的な役割を継承しながら、現代社会に対応する能力。
- ・人類がこれまで蓄積してきた人間と社会に関する古典的な文献の原理論的研究という人文学の基礎的な方法を継承しつつ、個々の文化現象の現代的意味を問うことができる能力。
- ・古典研究を踏まえて、フィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を行い、なおかつ新たな社会的規範や文化の形成に寄与できる能力。
- ・自立した研究者として、研究を企画し、組織できる能力。

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、人文学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科博士課程後期課程に3年以上在学し、研究科共通科目、特別演習に関してそれぞれ所定の単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

○「人間性」「創造性」「国際性」

- ・人文学の意義を理解し、その発展に貢献することのできる能力。また、人文学に関わる課題について、共同して解決することのできる能力。さらに、異なる文化に由来する多様性を受容し、必要な外国語でコミュニケーションをはかる能力。

○「専門性」

- ・人文学の高い専門性を追求すると同時に、専門性にもとづく学際性を高めることによって、人文学の古典的な役割を継承しながら、現代社会に対応する能力。
- ・人類がこれまで蓄積してきた人間と社会に関する古典的な文献の原理論的研究という人文学の基礎的な方法を継承しつつ、個々の文化現象の現代的意味を問うことができる能力。
- ・古典研究を踏まえて、フィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を行い、なおかつ新たな社会的規範や文化の形成に寄与できる能力。
- ・自立した研究者として、研究を企画し、組織できる能力。

【カリキュラム・ポリシー（人文学研究科）】

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、人文学研究科は以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

博士課程前期課程 学位：修士（文学）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」を身につけさせるため、研究科共通科目を開設する。
2. 人文学の「専門性」を身につけさせるため、以下の専門科目を開設する。
 - ・各分野の高度に専門的な知識を身につけることができるよう特殊研究科目を開設する。
 - ・各分野の研究に必要なスキルと語学の能力を身につけることができるよう、少人数で展開される演習科目を開設する。
 - ・学位論文完成のため、指導教員による特別研究科目を開設する。

なお、これらの科目は講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせる。

指導体制については、各学生に対して3名からなる指導教員チームを編成し、そのうち必ず他専攻の教員が参加する体制をとっている。それにより、高い専門性ばかりでなく、幅広い学際的視野のもとで研究する能力を育成する。また論文の提出までに、計画書の提出、準備/予備論文の提出、公開研究報告会の開催など、研究の進捗状況をその都度上記の体制でチェックしながら、研究遂行の能力を総合的に育成する。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・演習・実習等については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

博士課程後期課程 学位：博士（文学）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」を身につけさせるため、研究科共通科目を開設する。
2. すぐれた「専門性」を有する学位論文完成のため、指導教員による特別演習科目を開設する。

指導体制については、各学生に対して3名からなる指導教員チームを編成し、そのうち必ず他専攻の教員が参加する体制をとっている。それにより、高い専門性ばかりでなく、幅広い学際的視野のもとで研究する能力を育成する。また論文の提出までに、計画書の提出、準備/予備論文の提出、公開研究報告会および博士予備論文公開審査の開催など、研究の進捗状況をその都度上記の体制でチェックしながら、研究遂行の能力を総合的に育成する。

学修成果の評価は、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

博士課程後期課程 学位：博士（学術）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」を身につけさせるため、研究科共通科目を開設する。
2. すぐれた「専門性」とそれにもとづく学際性を有する学位論文完成のため、指導教員による特別演習科目を開設する。

指導体制については、各学生に対して3名からなる指導教員チームを編成し、そのうち必ず他専攻の教員が参加する体制をとっている。それにより、高い専門性ばかりでなく、幅広い学際的視野のもとで研究する能力を育成する。また論文の提出までに、計画書の提出、準備/予備論文の提出、公開研究報告会および博士予備論文公開審査の開催など、研究の進捗状況をその都度上記の体制でチェックしながら、研究遂行の能力を総合的に育成する。

学修成果の評価は、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

主要役職一覧

文 学 部

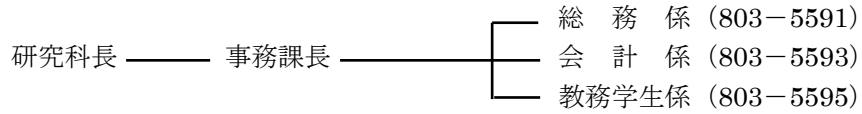
文 学 部 長	白 鳥 義 彦	教 授
教 務 委 員	藤 澤 潤	准教授

人 文 学 研 究 科

人文学研究科長	白 鳥 義 彦	教 授
大 学 院 委 員	野 口 泰 基	教 授
学 生 委 員	伊 藤 隆 郎	准教授
図 書 委 員	樋 口 大 祐	教 授

人文学研究科事務室

人文学研究科事務室では、文学部、人文学研究科に関する事務を取り扱っています。
具体的な事務機構・事務分掌は次のとおりです。



事務分掌

[教務学生係]

- ①入学、退学、転学、休学、復学及び卒業等に関すること。
- ②授業及び試験に関すること。
- ③学生の資格取得に関すること。
- ④学生の諸証明に関すること。
- ⑤学生の自治活動、課外活動、福利厚生に関すること。
- ⑥留学生、留学に関すること。
- ⑦その他教務、学生に関すること。

[会計係]

- ①授業料の徴収に関すること。
- 以下省略

[総務係]

- ①教職員の人事に関すること。
- 以下省略

学生の皆さんには、教務学生係が中心的な事務窓口となります。

1 教学規則・共通細則等

神戸大学教学規則

(平成 16 年 4 月 1 日 制 定)

(令和 8 年 3 月 31 日 一部改正)

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)

第 2 章 学部

第 1 節 入学(第 10 条－第 21 条)

第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条－第 39 条)

第 3 節 留学及び休学(第 40 条－第 44 条)

第 4 節 退学及び除籍(第 45 条－第 47 条)

第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)

第 6 節 授業料(第 50 条－第 54 条)

第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)

第 3 章 大学院

第 1 節 入学(第 56 条－第 62 条)

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条－第 71 条)

第 3 節 準用規定(第 72 条－第 77 条)

第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)

第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生(第 78 条－第 83 条)

第 6 章 特別の課程(第 83 条の 2)

第 7 章 授業料, 入学料及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)

第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は, 神戸大学教育憲章(平成 14 年 5 月 16 日制定)に則り, 行うものとする。

(学部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は, 次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科, 発達コミュニティ学科, 環境共生学科, 子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科, 物理学科, 化学科, 生物学科, 惑星学科

医学部 医学科, 医療創成工学科, 保健学科

工学部 建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 応用化学科

システム情報学部 システム情報学科

農学部 食料環境システム学科, 資源生命科学科, 生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻, 社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻, グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻, 人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 惑星学専攻	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	博士課程
	先進生命医科学系専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
	健康科学専攻	博士課程
	未来社会医学専攻	博士課程

工学研究科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科(医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は, これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し, 前期課程は, これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は, 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし, 法学研究科の専門職学位課程は, 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは, 神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は, 別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて, 次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については, 別に定める。

(休業日)

第9条 定期の休業日は, 次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

夏季休業 8 月 8 日から 9 月 30 日まで

冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第 1 項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第 2 章 学部

第 1 節 入学

(入学許可)

第 10 条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第 17 条に規定する入学手続を完了した者(第 18 条の規定により入学料の免除を申請している者及び第 19 条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和 23 年文部省告示第 47 号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。))について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

- (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- 3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- (6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

- 4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て入学を許可することができる。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者

第13条の2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(転入学)

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(入学志願)

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することができる。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1項第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣誓)

3 修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第 26 条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。)で定める。

- 2 第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第27条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和5年9月26日制定)で定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。
(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。
(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。
(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第

4 項、第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前 3 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第 37 条 第 13 条から第 15 条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第 38 条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第 39 条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第 3 節 留学及び休学

(留学)

第 40 条 第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 22 条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第 41 条 学生が、疾病その他の理由により、3 か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第 41 条の 2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第 60 条第 1 項の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第 42 条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第 43 条 学生で、疾病により 3 か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第 44 条 休学の期間は、通算して 3 年を超えることはできない。ただし、第 41 条の 2 に規定する学生の休学期間の通算については、8 年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 4 節 退学及び除籍

(退学)

第 45 条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学金等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第 18 条又は第 19 条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学金を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学金又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学金又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第 22 条に定める期間在学し、124 単位(医学部医学科にあつては、188 単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第 1 項に規定する授業により 64 単位(医学部医学科にあつては、128 単位)以上を修得しているときは、60 単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授業料

(授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4月から9月まで)	4月1日から4月30日まで
後期(10月から3月まで)	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
 - (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
 - (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
 - (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。
(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。
(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)で定める。

(懲戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号及び第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
（医学系研究科医科学専攻の博士課程の入学資格）

第59条 医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
(医学系研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進学)

第61条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学系研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第2節 修業年限、教育方法、修了要件等

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース)1年

- 4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学系研究科(医科学専攻を除く。)，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。
- 5 医学系研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は，4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は，3年とする。

(教育課程)

第63条の2 大学院(専門職大学院を除く。)は，学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき，必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は，学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき必要な授業科目を，産業界等と連携しつつ，自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法等)

第64条 大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第65条 教育上有益と認めるときは，他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは，外国の大学院又は研究所等との協定に基づき，後期課程の学生に，本学と当該外国の大学院又は研究所等において，共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第66条 前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 63 条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1 年履修コース)にあつては、1 年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程(医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学系研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第 59 条又は第 60 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当

該単位の修得により医学系研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認められる者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

6 認定連携法曹基礎課程(本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第 72 条 第 12 条(入学期), 第 14 条(転入学), 第 15 条(再入学), 第 16 条(入学志願), 第 17 条(入学手続), 第 18 条(入学料の免除)(第 2 項を除く。), 第 19 条(入学料の徴収猶予等), 第 20 条(死亡等による入学料の免除), 第 21 条(宣誓), 第 22 条(修業年限)(第 1 項, 第 2 項及び第 3 項を除く。), 第 24 条(在学年限), 第 27 条(授業の方法), 第 31 条(単位の授与), 第 32 条(単位の基準)(第 2 項及び第 3 項を除く。), 第 33 条(他学部 of 授業科目の履修), 第 38 条(転学部), 第 39 条(転学科), 第 45 条(退学), 第 46 条(疾病等による除籍), 第 47 条(入学料等未納による除籍), 第 50 条から第 54 条まで(授業料), 第 55 条(表彰)及び第 55 条の 2(懲戒)の規定は, 大学院に準用する。ただし, 第 24 条を準用する場合において, 医学系研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては, 標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第 73 条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては, 第 29 条第 1 項を準用する。この場合において, 「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第 73 条の 2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては, 第 30 条を準用する。

この場合において, 「各学部」とあるのは「各研究科」と, 「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては, 第 30 条を準用する。この場合において, 「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第 74 条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては, 第 34 条を準用する。この場合において, 同条第 3 項中「60 単位」とあるのは, 「15 単位(法科大学院学生にあつては 30 単位(ただし, 93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は, そのを超える部分の単位数に限り, 研究科が認める範囲で, 30 単位を超えてみなすことができる。))」と, 同条第 4 項中「及び外国の」とあるのは「, 外国の」と, 「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と, 同条第 5 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 74 条の 2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては, 第 34 条の 2 を準用する。この場合において, 同条第 1 項及び第 2 項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と, 同条第 3 項中「60 単位」とあるのは, 「15 単位(法科大学院学生にあつては 30 単位(ただし, 93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は, そのを超える部分の単位数に限り, 研究科が認める範囲で, 30 単位を超えてみなすことができる。))」と, 同条第 4 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第 74 条の 3 第 83 条の 2 の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第 35 条を準用する。この場合において、同条第 1 項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第 83 条の 2 の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第 56 条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第 2 項中「第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「第 74 条の 3 において読み替えて準用する第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項」と、「60 単位」とあるのは「15 単位(法科大学院学生にあつては 30 単位(ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第 3 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。
(入学前の既修得単位の認定)

第 75 条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第 36 条(第 2 項を除く。)を準用する。この場合において、同条第 1 項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 75 条において読み替えて準用する第 1 項」と、「第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したもの」とみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位」とあるのは、「15 単位を超えないものとし、かつ、第 74 条において読み替えて準用する第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 74 条の 2 において読み替えて準用する第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 74 条の 3 において読み替えて準用する前条第 1 項の規定により本学において修得したもの」とみなす単位数と合わせて 20 単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては 15 単位、法科大学院学生にあつては 30 単位(第 74 条、第 74 条の 2 及び第 74 条の 3 の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「第 75 条において読み替えて準用する第 1 項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第 76 条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第 40 条を準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 34 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 74 条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第 2 項中「第 22 条」とあるのは「第 63 条」と読み替えるものとする。

(休学)

第 77 条 大学院学生の休学に関しては、第 41 条第 1 項、第 42 条、第 43 条及び第 44 条第 2 項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第 4 章 学位プログラム

(学位プログラム)

第 77 条の 2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第 78 条 他の大学，短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学(大学院を含む。)，短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則，研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第 79 条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3 科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生，研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業生で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

4 聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

（授業料、入学料及び検定料の額）

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。

3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

6 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 8 章 教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則(令和8年3月31日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻、医療創成工学専攻及び保健学研究科保健学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和8年度から令和13年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 4 令和8年度から令和10年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員並びに修士課程及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和8年度	医学部	医学科	113	699
		計	288	1,369
	全学部合計		2,574	10,727
令和9年度	医学部	医学科	100	687
		計	275	1,377
	全学部合計		2,561	10,758
令和10年度	医学部	医学科	100	675
		計	275	1,385
	全学部合計		2,561	10,789
令和11年度	医学部	医学科	100	663
		計	275	1,373
	全学部合計		2,561	10,777
令和12年度	医学部	医学科	100	651
		計	275	1,361
	全学部合計		2,561	10,765
令和13年度	医学部	医学科	100	638
		計	275	1,348
	全学部合計		2,561	10,752

附則別表第2(附則第4項関係)

年度	区分		総定員			
			修士 課程	博士課程		
				前期	後期	
			専攻別	専攻別	専攻別	専攻別
令和8年度	医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25			
		医科学専攻				340
		医療創成工学専攻		15	16	
		研究科計	25	15	16	340
	医学系研究科	医科学専攻				120
		先進生命医科学系専攻		119		
		医療創成工学専攻			8	
		健康科学専攻			17	
		未来社会医学専攻			5	
		研究科計		119	30	120
	保健学研究科	保健学専攻		79	50	
	農学研究科	食料共生システム学専攻		54		
		資源生命科学専攻		88		
		生命機能科学専攻		110		
研究科計			252			
課程別全合計		25	2,619	906	460	
令和9年度	医学研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			8	
		研究科計			8	240
	医学系研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			16	
		健康科学専攻			34	
		未来社会医学専攻			10	
		研究科計			60	240
保健学研究科	保健学専攻			25		
課程別全合計				903	480	
令和10年度	医学研究科	医科学専攻				120
		研究科計				120
	医学系研究科	医科学専攻				360
		研究科計				360
	課程別全合計					480

別表

収容定員

1 学部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員		
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計	
文学部	人文学科	100	100					400	400	
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,490	
	発達コミュニティ学科	100				2	2	404		
	環境共生学科	80				3	3	326		
	子ども教育学科	50						200		
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760	
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120	
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080	
理学部	数学科	28	153			学科共通 25	25	112	662	
	物理学科	35						140		
	化学科	30						120		
	生物学科	25						100		
	惑星学科	35						140		
医学部	医学科	100	275	5	5			625	1,335	
	医療創成工学科	25				5	5	110		
	保健学科	看護学専攻		70						600
		検査技術科学専攻		40						
		理学療法学専攻		20						
		作業療法学専攻		20						
工学部	建築学科	90	443			3	3	366	1,806	
	市民工学科	60				3	3	246		
	電気電子工学科	90				4	4	368		
	機械工学科	100				4	4	408		
	応用化学科	103				3	3	418		
システム情報学部	システム情報学科	150	150			3	3	606	606	
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科共通 10	10	144	660	
	資源生命科学科	55						220		
	生命機能科学科	69						276		
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820	
合計			2,561		5		135		10,739	

2 大学院

区分		入学定員										総定員												
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程				
				前期			後期							前期			後期							
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計					
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20							34	88	24	60								
	社会動態専攻		27			12							54			36								
国際文化学研究科	文化相關専攻		18	47	6	15							36	94	18	45								
	グローバル文化専攻		29			9							58			27								
人間発達環境学研究科	人間発達専攻		51	91	11	17							102	178	33	51								
	(1年履修コース)		4										4											
	人間環境学専攻		36			6							72			18								
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18							74	74	54	54								
	実務法律専攻									80	80						240	240						
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20							166	166	60	60								
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32							102	102	96	96								
	現代経営学専攻									69	69						138	138						
理学研究科	数学専攻		22	122	4	27							44	244	12	81								
	物理学専攻		24			5							48			15								
	化学専攻		28			6							56			18								
	生物学専攻		24			6							48			18								
	惑星学専攻		24			6							48			18								
医学系研究科	医科学専攻						120	120									480	480						
	先進生命医科学系専攻		119	119									238	238										
	医療創成工学専攻					8	8								24	24								
	健康科学専攻					17	17								51	51								
	未来社会医学専攻					5	5								15	15								
工学研究科	建築学専攻		64	316	8	42							128	632	24	126								
	市民工学専攻		42			6							84			18								
	電気電子工学専攻		64			8							128			24								
	機械工学専攻		76			10							152			30								
	応用化学専攻		70			10							140			30								
システム情報学研究科	システム情報学専攻		103	103	12	12							206	206	36	36								
農学研究科	食料共生システム学専攻		28	132	5	23							56	264	15	69								
	資源生命科学専攻		46			8							92			24								
	生命機能科学専攻		58			10							116			30								
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11							150	150	33	33								
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23							52	140	24	69								
	国際協力政策専攻		22			7							44			21								
	地域協力政策専攻		22			8							44			24								
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10							80	80	30	30								
合計			1,330			300			120		149		50		2,656			900			480		378	

神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日 制 定)

(令和 6 年 11 月 27 日 最終改正)

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生が、2 週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び可否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第 4 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙様式のとおりとする。

ただし、インターネットを利用した登録に係る入力項目等については、別紙様式に準じて別に定める。

途中の附則(略)

附 則(令和 6 年 11 月 27 日)

この細則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

別紙様式第5号

		年	月	日
神戸大学	殿			
	学部			
		学科		
	学籍番号		番	
	本人住所			
	氏名			
退学願				
下記のとおり退学したいので御許可願います。				
記				
1	理由			
2	退学年月日	年	月	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

別紙様式第7号

		年	月	日
神戸大学	殿			
	学部			
		学科		
	学籍番号		番	
	住所			
	氏名			
欠席届				
下記のとおり欠席しますからお届けします。				
記				
1	理由			
2	期間	自	年	月
		至	年	月
			日	

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

別紙様式第6号

(表)

写 真	神戸大学学生証
	所属
	学籍番号
	氏名
	生年月日
上記の者は、本学の学生であることを証明する。	
	発行年月日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	神戸大学長 印
(図書館利用ID)	(生協組員番号)

(裏)

◀	
————— 注意事項 —————	
1	本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを掲示しなければならない。
(1)	本学職員の請求があった場合
(2)	通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
(3)	本学図書館を利用する場合
	(表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。)
2	本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
3	本証を紛失したとき又は記載内容に変更が生じたときは直ちに発行者に届け出ること。
4	卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。
神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)	

学 生 登 録 票

学部 学 科	20 (令和) 年 月 日 入学	連学 学籍番号	年 月 日 提出
フリガナ	フリガナ		
左詰めで記入してください。(姓と名の間は1マス空け、漢音・半濁音平字は1マスに記入)	フリガナ		
ローマ字	ローマ字		
左詰めで記入してください。(姓のあとで及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)	ローマ字		
氏 名	氏 名		
戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	氏 名		
指導教員(該当者のみ)	外国籍		
生年月日	昭和	平成	日生
19	20		
現 住 所 (入学後の住所)	Eメールアドレス		
自宅・下宿・寮・その他()	携帯	PC	
〒			
住 所	大学が付与するアドレス以外を記入してください		
(固定電話)			
(携帯電話)			
名称	電話		
本人の勤務先等 (該当者のみ)	年 月 立 高等学校卒業		
学 歴	年 月 立 高等学校卒業		
認定試験等	高等学校卒業程度認定試験、大学入学資格検定試験 年度 合格		
職 歴	年 月 立 高等学校卒業		
そ の 他	年 月 立 高等学校卒業		
保護者等の住所 等	フリガナ		
※学生本人が 独立生計者の場 合は、世帯主の 氏名・住所等を 記入してください。	左詰めで記入してください。(姓と名の間に1マス空け、漢音・半濁音文字は1マスに記入)		
氏 名	氏 名		
住 所	住 所		
(固定電話)			
(携帯電話)			
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックしてく ださい。	上記(保護者等の住所等)と同じ。(以下の記入不要)		
	上記(保護者等の住所等)以外の連絡先がある。(以下に記入)		
氏 名	氏 名		
(固定電話)			
(携帯電話)			

注 1 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
 2 高校卒業後の学籍を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
 3 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
 4 この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報紙等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合はほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学籍研究のために提供することはありません。

身 上 異 動 ・ 住 所 変 更 届

神戸大学	学部長 研究科長	年 月 日 提出
学部	学 科	課程
研究科	専 攻	課程
学籍番号	フリガナ	
氏 名	氏 名	
戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	氏 名	

下記のとおりに身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記
改姓 改名 現住所変更 保護者等の住所等変更 その他の変更()
 (以下は、変更した事項のみ記入してください。)

ローマ字	ローマ字		
左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)	ローマ字		
新 旧	異動年月日	年 月 日	
身上異動 (改姓、改名等) 現 住 所	※証明書類を必ず添付してください。		
自宅・学生寮・その他()	Eメールアドレス ()	(口携帯)	(PC)
郵便番号			大学が付与するアドレス以外を記入してください。
住 所	都 道 府 県		
(固定電話)			
(携帯電話)			
勤務先名			
電話			
フリガナ	本人との続柄		
氏 名			
郵便番号	[固定電話]		
	[携帯電話]		
住 所	都 道 府 県		
緊急時の連絡先	上記(保護者等の住所等)と同じ。(以下の記入不要)		
	上記(保護者等の住所等)以外の連絡先がある。(以下に記入)		
フリガナ	フリガナ		
氏 名	氏 名		
(固定電話)			
(携帯電話)			

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報紙等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合はほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学籍研究のために提供することはありません。

神戸大学学生懲戒規則

(平成 16 年 4 月 1 日 制 定)

(令和 8 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の 2(第 72 条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第 3 条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第 5 条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、高等教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第 6 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
 - イ 有期の停学 期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第 7 条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用
- (4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
- (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
- (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
- (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

- 3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

第 8 条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めるときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第 9 条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

- 2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第 10 条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により厳重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第 11 条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

- 2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第 12 条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

- 2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。
- 3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。
- 4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べるることができる。
- 5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第 13 条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第 14 条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分決定)

第 15 条 学長は、第 12 条第 5 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 16 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 17 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

第 18 条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

- 2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第 19 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発行日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。

- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑 則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)
最終改正 令和8年3月31日

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第28条第2項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目(以下「日本語等授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本語等授業科目及び単位数)

第2条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第3条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第4条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、高等教育推進機構グローバルエンゲージメントセンターにおいて特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

(単位の取扱)

第5条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

(雑 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、高等教育推進機構グローバルエンゲージメントセンター長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
日本語 IA	0.5	日本語 IIIIB	0.5	日本語 VIA	0.5	日本語 VIIIB	0.5
日本語 IB	0.5	日本語 IVA	0.5	日本語 VIB	0.5	日本事情 IA	0.5
日本語 IIA	0.5	日本語 IVB	0.5	日本語 VIIA	0.5	日本事情 IB	0.5
日本語 IIB	0.5	日本語 VA	0.5	日本語 VIIB	0.5	日本事情 IIA	0.5
日本語 IIIA	0.5	日本語 VB	0.5	日本語 VIIIA	0.5	日本事情 IIB	0.5

2 神戸大学全学共通授業科目履修規則等

神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、全学に共通する授業科目(以下「全学共通授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学高等教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(成績評価基準)

第 8 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学高等教育推進機構教養教育院長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 16 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条の規定による廃止前の神戸大学全学共通授業科目履修規則の規定の例による。

(途中の附則略)

附 則 (令和 8 年 3 月 31 日)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)
全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
教養科目	基盤系	教養とは何か	1	
		多言語と多文化の世界	1	
		情報基礎	1	
		データサイエンス基礎学	1	
	人文系	哲学	1	
		論理学	1	
		倫理学	1	
		科学技術と倫理	1	
		心理学A	1	
		心理学B	1	
		教育学A	1	
		教育学B	1	
		教育と人間形成	1	
		言語科学A	1	
		言語科学B	1	
		文学A	1	
		文学B	1	
		芸術と文化A	1	
		芸術と文化B	1	
		芸術史A	1	
		芸術史B	1	
		美術史A	1	
		美術史B	1	
		科学史A	1	
		科学史B	1	
		日本史A	1	
		日本史B	1	
		東洋史A	1	
		東洋史B	1	
		アジア史A	1	
		アジア史B	1	
		西洋史A	1	
		西洋史B	1	
		考古学A	1	
		考古学B	1	
		社会系	法学A	1
	法学B		1	
	社会生活と法		1	
	国家と法		1	
	政治学A		1	
	政治学B		1	
	政治と社会		1	
	経済学A		1	
	経済学B		1	
現代の経済A	1			
現代の経済B	1			
経済社会の発展	1			
経営学	1			
社会学	1			
教育と社会	1			
地理学	1			
社会思想史	1			
文化人類学	1			
現代社会論A	1			
現代社会論B	1			
越境する文化	1			
生活環境と技術	1			

教養科目	自然系	数学A	1		
		数学B	1		
		数学C	1		
		数学D	1		
		統計学A	1		
		統計学B	1		
		物理学A	1		
		物理学B	1		
		現代物理学が描く世界	1		
		身近な物理法則	1		
		化学A	1		
		化学B	1		
		生物学A	1		
		生物学B	1		
		生物学C	1		
		生物学D	1		
		生命科学A	1		
		生命科学B	1		
		医学A	1		
		医学B	1		
		保健学A	1		
		保健学B	1		
		健康科学A	1		
		健康科学B	1		
		惑星学A	1		
		惑星学B	1		
		情報学A	1		
		情報学B	1		
		社会と環境	ESD論(持続可能な社会づくり)基礎	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり)A	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり)B	1	
			環境学入門A	1	
	環境学入門B		1		
	海への誘い		2		
	瀬戸内海学入門		2		
	社会と人権A		1		
	社会と人権B		1		
	社会と人権C		1		
	ジェンダーとセクシュアリティA		1		
	ジェンダーとセクシュアリティB		1		
	総合系	価値と創造	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
			ボランティアと社会貢献活動A	1	
			ボランティアと社会貢献活動B	1	
			地域社会形成基礎論	1	
ひょうご神戸学			1		
日本酒学入門			1		
社会と環境		神戸大学史	1		
		神戸大学研究最前線	1		
		社会基礎学	2		
		職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1		
		職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1		
		価値創造論基礎	1		
価値創造論A	1				
価値創造論B	1				
価値創造論C	1				
アントレプレナーシップ入門	1				

教養科目	科学と技術	食と健康A	1	
		食と健康B	1	
		生物資源と農業A	1	
		生物資源と農業B	1	
		生物資源と農業C	1	
		生物資源と農業D	1	
		科学技術と社会A	1	
		科学技術と社会B	1	
		科学技術と社会C	1	
		科学技術と社会D	1	
		カタチの文化学	1	
		カタチの自然学A	1	
		カタチの自然学B	1	
		カタチの科学	1	
		放射線科学	2	
		データサイエンス概論A	1	
		データサイエンス概論B	1	
		データサイエンス基礎演習	1	
		データサイエンスPBL演習	1	
		総合系	外国語セミナーA(英語)	外国語セミナーA(英語)
	外国語セミナーB(英語)			1
	外国語セミナーC(英語)			1
	外国語セミナーD(英語)			1
	外国語セミナーA(ドイツ語)			1
	外国語セミナーB(ドイツ語)			1
	外国語セミナーC(ドイツ語)			1
	外国語セミナーD(ドイツ語)			1
	外国語セミナーE(ドイツ語)			1
	外国語セミナーF(ドイツ語)			1
	外国語セミナーA(フランス語)		外国語セミナーA(フランス語)	1
			外国語セミナーB(フランス語)	1
			外国語セミナーC(フランス語)	1
			外国語セミナーD(フランス語)	1
			外国語セミナーE(フランス語)	1
			外国語セミナーF(フランス語)	1
	外国語セミナーA(中国語)		外国語セミナーA(中国語)	1
			外国語セミナーB(中国語)	1
			外国語セミナーC(中国語)	1
			外国語セミナーD(中国語)	1
			外国語セミナーE(中国語)	1
			外国語セミナーF(中国語)	1
	外国語セミナーA(ロシア語)		外国語セミナーA(ロシア語)	1
			外国語セミナーB(ロシア語)	1
			外国語セミナーC(ロシア語)	1
			外国語セミナーD(ロシア語)	1
			外国語セミナーE(ロシア語)	1
			外国語セミナーF(ロシア語)	1
	多言語セミナー1(スペイン語)		多言語セミナー1(スペイン語)	1
			多言語セミナー2(スペイン語)	1
		多言語セミナー3(スペイン語)	1	
多言語セミナー4(スペイン語)		1		
多言語セミナー1(イタリア語)	多言語セミナー1(イタリア語)	1		
	多言語セミナー2(イタリア語)	1		
	多言語セミナー3(イタリア語)	1		
	多言語セミナー4(イタリア語)	1		
多言語セミナー1(韓国語)	多言語セミナー1(韓国語)	1		
	多言語セミナー2(韓国語)	1		
	多言語セミナー3(韓国語)	1		
	多言語セミナー4(韓国語)	1		
多言語セミナー1(ラテン語)	多言語セミナー1(ラテン語)	1		
	多言語セミナー2(ラテン語)	1		

教養科目	総合系	世界と日本	多言語セミナー3(ラテン語)	1
			多言語セミナー4(ラテン語)	1
			複言語共修セミナー(タンデム)	1
			複言語共修セミナー(外国語としての日本語)	1
			グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2
			多文化共生のための日本語コミュニケーション	1
			海外留学のすすめA	1
			海外留学のすすめB	1
			グローバルラーニングスキルズ	1
			グローバルエキスパートセミナー	1
	グローバルチャレンジ実習	1又は2		
	国際共修プロジェクト	1又は2		
	国際協力の現状と課題A	1		
	国際協力の現状と課題B	1		
	国際協リアクティブ・ラーニングA	2		
	国際協リアクティブ・ラーニングB	2		
	国際協リアクティブ・ラーニングC	2		
	外国語系	外国語第I	Academic English Communication A1	0.5
			Academic English Communication A2	0.5
			Academic English Communication B1	0.5
Academic English Communication B2			0.5	
Academic English Communication B1 (ACE)			0.5	
Academic English Communication B2 (ACE)			0.5	
Academic English Literacy A1			0.5	
Academic English Literacy A2			0.5	
Academic English Literacy B1			0.5	
Academic English Literacy B2			0.5	
Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5			
Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5			
外国語系	外国語第II	ドイツ語初級A1	0.5	
		ドイツ語初級A2	0.5	
		ドイツ語初級B1	0.5	
		ドイツ語初級B2	0.5	
		ドイツ語初級A3	0.5	
		ドイツ語初級A4	0.5	
		ドイツ語初級B3	0.5	
		ドイツ語初級B4	0.5	
		ドイツ語初級SA3	0.5	
		ドイツ語初級SA4	0.5	
	ドイツ語初級SB3	0.5		
	ドイツ語初級SB4	0.5		
	ドイツ語中級C1	0.5		
	ドイツ語中級C2	0.5		
	フランス語初級A1	0.5		
	フランス語初級A2	0.5		
	フランス語初級B1	0.5		
	フランス語初級B2	0.5		
	フランス語初級A3	0.5		
	フランス語初級A4	0.5		
フランス語初級B3	0.5			
フランス語初級B4	0.5			
フランス語初級SA3	0.5			
フランス語初級SA4	0.5			
フランス語初級SB3	0.5			
フランス語初級SB4	0.5			
フランス語中級C1	0.5			
フランス語中級C2	0.5			
中国語初級A1	0.5			
中国語初級A2	0.5			
中国語初級B1	0.5			
中国語初級B2	0.5			

教養科目	外国語系	外国語第II	中国語初級A3	0.5	
			中国語初級A4	0.5	
			中国語初級B3	0.5	
			中国語初級B4	0.5	
			中国語初級SA3	0.5	
			中国語初級SA4	0.5	
			中国語初級SB3	0.5	
			中国語初級SB4	0.5	
			中国語中級C1	0.5	
			中国語中級C2	0.5	
			ロシア語初級A1	0.5	
		ロシア語初級A2	0.5		
		ロシア語初級B1	0.5		
		ロシア語初級B2	0.5		
		ロシア語初級A3	0.5		
		ロシア語初級A4	0.5		
		ロシア語初級B3	0.5		
		ロシア語初級B4	0.5		
		ロシア語中級C1	0.5		
		ロシア語中級C2	0.5		
		外国語第III	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5	
			第三外国語(ドイツ語)T2	0.5	
	第三外国語(ドイツ語)T3		0.5		
	第三外国語(ドイツ語)T4		0.5		
	第三外国語(フランス語)T1		0.5		
	第三外国語(フランス語)T2		0.5		
	第三外国語(フランス語)T3		0.5		
第三外国語(フランス語)T4	0.5				
健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学講義A	1			
	健康・スポーツ科学講義B	1			
	健康・スポーツ科学実習基礎	1			
	健康・スポーツ科学実習1	0.5			
	健康・スポーツ科学実習2	0.5			
共通専門基礎科目	情報科学1	1			
	情報科学2	1			
	心と行動	2			
	線形代数入門1	1			
	線形代数入門2	1			
	線形代数1	1			
	線形代数2	1			
	線形代数3	1			
	線形代数4	1			
	微分積分入門1	1			
	微分積分入門2	1			
	微分積分1	1			
	微分積分2	1			
	微分積分3	1			
	微分積分4	1			
	数理統計1	1			
	数理統計2	1			
	物理学入門	1			
	力学基礎1	1			
	力学基礎2	1			
	電磁気学基礎1	1			
	電磁気学基礎2	1			
	連続体力学基礎	1			
熱力学基礎	1				
量子力学基礎	1				
相対論基礎	1				
物理学実験基礎	1				
物理学実験	2				

共通専門基礎科目	基礎無機化学1	1	
	基礎無機化学2	1	
	基礎物理化学1	1	
	基礎物理化学2	1	
	基礎有機化学1	1	
	基礎有機化学2	1	
	化学実験1	1	
	化学実験2	1	
	生物学概論A1	1	
	生物学概論A2	1	
	生物学概論B1	1	
	生物学概論B2	1	
	生物学概論C1	1	
	生物学概論C2	1	
	生物学概論D1	1	
	生物学概論D2	1	
	生物学各論A1	1	
	生物学各論A2	1	
	生物学各論C1	1	
	生物学各論C2	1	
	生物学各論D1	1	
	生物学各論D2	1	
	生物学各論E1	1	
	生物学各論E2	1	
	生物学実験1	1	
	生物学実験2	1	
	基礎地学1	1	
基礎地学2	1		
資格免許のための科目	日本国憲法1	1	
	日本国憲法2	1	

教養教育院開講科目の追試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 8 年 1 月 22 日

- 第 1 条** 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条第 4 項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。
- 第 2 条** 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、高等教育推進機構教養教育院教養教育委員会の議を経て行うことがある。
- (1) 急性の病気
 - (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
 - (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
 - (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
 - (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護体験、学外での調査・見学等)
 - (6) その他やむを得ない事由
- 2 前項第 1 号に規定する「急性の病気」については、医師の診断書(治療期間の明記されたものに限る)又は診断書に準ずるものが提出された場合、あるいは提出することを条件に、これを認めるものとする。
- 3 第 1 項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
 - (2) 子 5 日以内
 - (3) 配偶者の父母 3 日以内
 - (4) 二親等の親族 3 日以内
- 第 3 条** 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して教養教育院長に提出するものとする。
- 第 4 条** 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。
- 第 5 条** 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。
- 第 6 条** 定期試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。
- 第 7 条** 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

協定等に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の 定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 8 年 1 月 22 日

1. 協定に基づき留学(短期海外研修等を含む。)する学生または神戸大学の教育プログラム(海外で実施されるものに限る。)に参加する学生が、教養教育院開講科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
2. 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の 10 日までに高等教育推進機構教養教育院長に別紙様式により申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書(様式自由)を添付し、その旨を申し出るものとする。
3. 定期試験の実施日の変更は、高等教育推進機構教養教育院教養教育委員会の了承を経て、行うものとする。
4. 定期試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

附 則

この申合せは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

高等教育推進機構教養教育院長 殿

学 部 名

学籍番号

氏 名

電話番号

協定等に基づく留学に伴う教養教育院開講科目の
定期試験実施日変更願

このことについて、下記のとおり定期試験の実施日を変更していただきますようお願いいたします。

記

1. 留学先（国名・機関名）

2. 留学目的

3. 留学期間

自令和 年 月 日 ～ 至令和 年 月 日
(令和 年 月 日出国予定)

4. 教養教育院開講科目

開 講 曜 日／時 限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		

【所属学部事務担当者・教育プログラム実施責任者記入欄】

協定大学・教育プログラム欄にチェックを入れ、協定大学・教育プログラム名を記入の上、署名・押印をお願いいたします。

協定大学・教育プログラム	所属学部事務担当者・教育プログラム実施責任者 署名及び確認印
<input type="checkbox"/> 協定大学： 大学	所属：
<input type="checkbox"/> 教育プログラム：	印

[全学共通授業科目]

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日	全学教務委員会	決 定
平成30年9月26日	全学教務委員会	一部改正
平成31年2月20日	全学教務委員会	一部改正
令和元年9月18日	全学教務委員会	一部改正
令和 3年5月26日	全学教務委員会	一部改正
令和 4年3月23日	全学教務委員会	一部改正
令和 5年7月26日	全学教務委員会	一部改正
令和 8年2月18日	全学教務委員会	一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1>六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

<2>楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

<3>名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

<4>深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおりに警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

- (2) 午前 10 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後 2 時までに、気象警報が解除された場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

< 1 > 六甲台地区

神戸市灘区に警報又は特別警報が発表された場合

< 2 > 楠地区

神戸市中央区に警報又は特別警報が発表された場合

< 3 > 名谷地区

神戸市須磨区に警報又は特別警報が発表された場合

< 4 > 深江地区

神戸市東灘区に警報又は特別警報が発表された場合

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前 6 時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1 時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記 1～3 の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各部局のホームページ等により、あらかじめ周知する。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
- 2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
 - 3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
 - 4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
 - 5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
 - 6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
 - 7. この取扱いは、令和 8 年 3 月 17 日から適用する。

3 学部（諸規則）

神戸大学文学部規則

平成 5 年 3 月 26 日 制 定

平成 16 年 4 月 1 日 独法化改正

令和 7 年 3 月 31 日 最終改正

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学文学部(以下「本学部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本学部は、広い知識を授けるとともに、言葉及び文化、人間の行動並びに歴史及び社会に関する教育研究を行い、人間文化及び現代社会に対する深い教養、専門的知識、柔軟な思考力並びに豊かな表現能力を有する人材を養成することを目的とする。

(学 科)

第 2 条 本学部到人文学科を置く。

(学科目及び専修)

第 3 条 本学部の人文学科に次の表に掲げる学科目及び専修を置く。

学科目	専 修
哲 学	哲学
文 学	国文学, 中国文学, 英米文学, ドイツ文学, フランス文学
史 学	日本史学, 東洋史学, 西洋史学
知識システム	心理学, 言語学, 芸術学
社会文化	社会学, 美術史学, 地理学

2 学生は、入学後指定の期日までに、所属を希望する専修を神戸大学文学部長(以下「学部長」という。)に届け出て、許可を受けなければならない。

3 前項の希望者が別に定める専修ごとの収容限度数を越える場合は、選考の上、所属を決定する。

4 所属した専修の変更を志望する者があるときは、神戸大学文学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、許可することがある。

(授業科目及び単位数)

第 4 条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。

3 第 1 項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

5 教学規則第 27 条第 2 項の規定により開設する授業科目については、別に定める。

(単位の基準)

第 5 条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 卒業論文については、10 単位とする。

(履修要件)

第 6 条 学生は、別表第 2 に定めるところに従い、125 単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 125 単位のうち、第 4 条第 5 項の授業科目の履修により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

3 外国人留学生が教学規則第 26 条第 2 項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第 7 条 教学規則第 29 条第 1 項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、54 単位とする。

2 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(授業科目の履修)

第 8 条 学生は、每学期指定の期日までに、所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

2 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 9 条 学生は、教授会の議を経て、本学部と協定している他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を限度として本学部において修得したものとみなし、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 9 条の 2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学部において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 10 条 教学規則第 35 条第 1 項の規定に基づく単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、第 9 条第 2 項及び前条第 2 項の単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 前 2 項の規定により認定された単位数は、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 11 条 教学規則第 36 条第 4 項の規定に基づく既修得単位等の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第9条第2項、第9条の2第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定により認定された単位数は、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

第11条の2 削除

(試験)

第12条 試験は、科目試験及び卒業論文試験とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、レポート試験等の成績をもって、科目試験に代えることがある。

(科目試験)

第13条 科目試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 事故等のため科目試験を受けることができなかつた者に対しては、教授会の議を経て、特別試験を行うことがある。

(卒業論文試験)

第14条 卒業論文試験は、指定の期日までに卒業論文を提出した者について行う。

- 2 卒業論文試験に合格した学生に対しては、卒業論文の単位として10単位を与える。

(成績評価基準)

第15条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第16条 所定の期間在学し、第6条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

(転学部)

第17条 他学部の学生で、所属学部長の承認を得て本学部に転学部を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

- 2 前項の転学部は、学年の初めに行うものとする。

(特別聴講学生)

第18条 本学部と協定している他の大学又は短期大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目が開講される学期末までとする。

(科目等履修生)

第19条 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第20条 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第21条 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第22条 学生が教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類ごとに、教員の免許状の授与を受ける所要資格を取得することができる。

免許状の種類	免許教科の種類
中学校教諭一種免許状	社会, 国語, 英語
高等学校教諭一種免許状	公民, 地理歴史, 国語, 英語

2 前項の授業科目及び単位の修得方法等については、別に定める。

(学芸員の資格の取得)

第 23 条 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)及び博物館法施行規則(昭和 30 年文部省令第 24 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定に基づく科目の履修については、別に定める。

第 23 条の 2 削除

(数理・データサイエンス・AI 教育プログラム)

第 24 条 数理的思考、データ分析・活用力及び AI 活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成するため、本学部に数理・データサイエンス・AI 教育プログラムを置く。

2 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1 授業科目及び単位数(第4条関係)
イ 専門科目以外の科目

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考	
教養科目	基盤系	教養とは何か	1		
		多言語と多文化の世界	1		
		情報基礎	1		
		データサイエンス基礎学	1		
	人文系	哲学	1	卒業要件外	
		論理学	1		
		倫理学	1	卒業要件外	
		科学技術と倫理	1		
		心理学A	1	卒業要件外	
		心理学B	1	卒業要件外	
		教育学A	1		
		教育学B	1		
		教育と人間形成	1		
		言語科学A	1		
		言語科学B	1		
		文学A	1		
		文学B	1		
		芸術と文化A	1		
		芸術と文化B	1		
		芸術史A	1		
		芸術史B	1		
		美術史A	1		
		美術史B	1		
		科学史A	1		
		科学史B	1		
		日本史A	1		
		日本史B	1		
		東洋史A	1		
		東洋史B	1		
		アジア史A	1		
		アジア史B	1		
		西洋史A	1		
		西洋史B	1		
		考古学A	1		
		考古学B	1		
		社会系	法学A	1	
			法学B	1	
			社会生活と法	1	
			国家と法	1	
			政治学A	1	
	政治学B		1		
	政治と社会		1		
	経済学A		1		
	経済学B		1		
現代の経済A	1				
現代の経済B	1				
経済社会の発展	1				
経営学	1				
社会学	1				
教育と社会	1				
地理学	1				
社会思想史	1				
文化人類学	1				
現代社会論A	1				
現代社会論B	1				
越境する文化	1				
生活環境と技術	1				

教養科目	自然系	数学A	1		
		数学B	1		
		数学C	1		
		数学D	1		
		統計学A	1		
		統計学B	1		
		物理学A	1		
		物理学B	1		
		現代物理学が描く世界	1		
		身近な物理法則	1		
		化学A	1		
		化学B	1		
		生物学A	1		
		生物学B	1		
		生物学C	1		
		生物学D	1		
		生命科学A	1		
		生命科学B	1		
		医学A	1		
		医学B	1		
		保健学A	1		
		保健学B	1		
		健康科学A	1		
		健康科学B	1		
		惑星学A	1		
		惑星学B	1		
		情報学A	1		
		情報学B	1		
		社会と環境	ESD論(持続可能な社会づくり)基礎	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり)A	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり)B	1	
			環境学入門A	1	
			環境学入門B	1	
			海への誘い	2	
			瀬戸内海学入門	2	
			社会と人権A	1	
	社会と人権B		1		
	社会と人権C		1		
	総合系	価値と創造	ジェンダーとセクシュアリティA	1	
			ジェンダーとセクシュアリティB	1	
			阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
			ボランティアと社会貢献活動A	1	
			ボランティアと社会貢献活動B	1	
		社会と環境	地域社会形成基礎論	1	
ひょうご神戸学			1		
日本酒学入門			1		
神戸大学史			1		
神戸大学研究最前線			1		
社会基礎学	2				
職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1				
職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1				
価値創造論基礎	1				
価値創造論A	1				
価値創造論B	1				
価値創造論C	1				
アントレプレナーシップ入門	1				

教養科目	総合系	科学と技術	食と健康A	1
			食と健康B	1
			生物資源と農業A	1
			生物資源と農業B	1
			生物資源と農業C	1
			生物資源と農業D	1
			科学技術と社会A	1
			科学技術と社会B	1
			科学技術と社会C	1
			科学技術と社会D	1
			カタチの文化学	1
			カタチの自然学A	1
			カタチの自然学B	1
			カタチの科学	1
			放射線科学	2
			データサイエンス概論A	1
			データサイエンス概論B	1
			データサイエンス基礎演習	1
			データサイエンスPBL演習	1
			外国語セミナーA(英語)	1
			外国語セミナーB(英語)	1
			外国語セミナーC(英語)	1
			外国語セミナーD(英語)	1
			外国語セミナーA(ドイツ語)	1
		外国語セミナーB(ドイツ語)	1	
		外国語セミナーC(ドイツ語)	1	
		外国語セミナーD(ドイツ語)	1	
		外国語セミナーE(ドイツ語)	1	
		外国語セミナーF(ドイツ語)	1	
		外国語セミナーA(フランス語)	1	
		外国語セミナーB(フランス語)	1	
		外国語セミナーC(フランス語)	1	
		外国語セミナーD(フランス語)	1	
		外国語セミナーE(フランス語)	1	
		外国語セミナーF(フランス語)	1	
		外国語セミナーA(中国語)	1	
		外国語セミナーB(中国語)	1	
		外国語セミナーC(中国語)	1	
		外国語セミナーD(中国語)	1	
		外国語セミナーE(中国語)	1	
		外国語セミナーF(中国語)	1	
		外国語セミナーA(ロシア語)	1	
		外国語セミナーB(ロシア語)	1	
		外国語セミナーC(ロシア語)	1	
		外国語セミナーD(ロシア語)	1	
		外国語セミナーE(ロシア語)	1	
		外国語セミナーF(ロシア語)	1	
		多言語セミナー1(スペイン語)	1	
		多言語セミナー2(スペイン語)	1	
		多言語セミナー3(スペイン語)	1	
		多言語セミナー4(スペイン語)	1	
		多言語セミナー1(イタリア語)	1	
		多言語セミナー2(イタリア語)	1	
		多言語セミナー3(イタリア語)	1	
多言語セミナー4(イタリア語)	1			
多言語セミナー1(韓国語)	1			
多言語セミナー2(韓国語)	1			
多言語セミナー3(韓国語)	1			
多言語セミナー4(韓国語)	1			
多言語セミナー1(ラテン語)	1			
多言語セミナー2(ラテン語)	1			

教養科目	総合系	世界と日本	多言語セミナー3(ラテン語)	1
			多言語セミナー4(ラテン語)	1
			複言語共修セミナー(タンデム)	1
			複言語共修セミナー(外国語としての日本語)	1
			グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2
			多文化共生のための日本語コミュニケーション	1
			海外留学のすすめA	1
			海外留学のすすめB	1
			グローバルラーニングスキルズ	1
			グローバルエキスパートセミナー	1
			グローバルチャレンジ実習	1又は2
			国際共修プロジェクト	1又は2
			国際協力の現状と課題A	1
			国際協力の現状と課題B	1
			国際協力アクティブ・ラーニングA	2
			国際協力アクティブ・ラーニングB	2
			国際協力アクティブ・ラーニングC	2
			Academic English Communication A1	0.5
		Academic English Communication A2	0.5	
		Academic English Communication B1	0.5	
		Academic English Communication B2	0.5	
		Academic English Communication B1 (ACE)	0.5	
		Academic English Communication B2 (ACE)	0.5	
		Academic English Literacy A1	0.5	
	Academic English Literacy A2	0.5		
	Academic English Literacy B1	0.5		
	Academic English Literacy B2	0.5		
	Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5		
	Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5		
	ドイツ語初級A1	0.5		
	ドイツ語初級A2	0.5		
	ドイツ語初級B1	0.5		
	ドイツ語初級B2	0.5		
	ドイツ語初級A3	0.5		
	ドイツ語初級A4	0.5		
	ドイツ語初級B3	0.5		
	ドイツ語初級B4	0.5		
	ドイツ語初級SA3	0.5		
	ドイツ語初級SA4	0.5		
	ドイツ語初級SB3	0.5		
	ドイツ語初級SB4	0.5		
	ドイツ語中級C1	0.5		
	ドイツ語中級C2	0.5		
	フランス語初級A1	0.5		
	フランス語初級A2	0.5		
	フランス語初級B1	0.5		
	フランス語初級B2	0.5		
	フランス語初級A3	0.5		
	フランス語初級A4	0.5		
	フランス語初級B3	0.5		
	フランス語初級B4	0.5		
	フランス語初級SA3	0.5		
	フランス語初級SA4	0.5		
	フランス語初級SB3	0.5		
フランス語初級SB4	0.5			
フランス語中級C1	0.5			
フランス語中級C2	0.5			
中国語初級A1	0.5			
中国語初級A2	0.5			
中国語初級B1	0.5			
中国語初級B2	0.5			

教養科目	外国語系	外国語第Ⅱ	中国語初級A3	0.5	
			中国語初級A4	0.5	
			中国語初級B3	0.5	
			中国語初級B4	0.5	
			中国語初級SA3	0.5	
			中国語初級SA4	0.5	
			中国語初級SB3	0.5	
			中国語初級SB4	0.5	
			中国語中級C1	0.5	
			中国語中級C2	0.5	
			ロシア語初級A1	0.5	
			ロシア語初級A2	0.5	
		ロシア語初級B1	0.5		
		ロシア語初級B2	0.5		
		ロシア語初級A3	0.5		
		ロシア語初級A4	0.5		
		ロシア語初級B3	0.5		
		ロシア語初級B4	0.5		
		ロシア語中級C1	0.5		
		ロシア語中級C2	0.5		
		外国語第Ⅲ	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5	
	第三外国語(ドイツ語)T2		0.5		
	第三外国語(ドイツ語)T3		0.5		
	第三外国語(ドイツ語)T4		0.5		
	第三外国語(フランス語)T1		0.5		
	第三外国語(フランス語)T2		0.5		
	第三外国語(フランス語)T3		0.5		
	第三外国語(フランス語)T4		0.5		
	健康・スポーツ系	健康・スポーツ科学講義A	1	卒業要件外	
		健康・スポーツ科学実習基礎	1	卒業要件外	
		健康・スポーツ科学実習1	0.5	卒業要件外	
		健康・スポーツ科学実習2	0.5	卒業要件外	
	資格免許のための科目	日本国憲法1	1		
日本国憲法2		1			
教育原理		2			
教育史		2			
教職論(中・高)		2			
教育行政学(中・高)		2			
教育経営学(中・高)		2			
心の発達と教育1 (学習・言語心理学1)		1			
心の発達と教育2 (教育・学校心理学1)		1			
青年心理学		2			
中等特別支援教育論		2			
中等カリキュラム論		2			
国語科教育論A		2			
国語科教育論B		2			
国語科教育論C		2			
国語科教育論D		2			
英語科教育論A		2			
英語科教育論B		2			
英語科教育論C		2			
英語科教育論D		2			
英語科教育論E		2			
社会科教育論A		2			
社会科教育論B		2			
地歴科教育論		2			

資格免許のための科目	地歴科教育論A	2	
	社会科・地歴科教育論	2	
	社会科・地歴科教育論A	2	
	公民科教育論	2	
	社会科・公民科教育論	2	
	中等道德教育論	2	
	総合的な学習の指導法 (中・高)	2	
	中等特別活動指導論	2	
	中等学習指導・ICT活用論	2	
	中等生徒指導論	2	
	中等学校教育相談	2	
	教職実践演習(中・高)	2	
	中等教育事前・事後指導	1	
	中学校教育実地研究A	2	
	中学校教育実地研究B	2	
	高等学校教育実地研究	2	
	博物館情報・メディア論	2	
	法律学	2	
	政治学	2	
	音声言語	2	
	文章表現	2	
	漢文学	2	
	書道実技	1	
	英会話	1	
	英作文	2	
	比較文化	2	
	博物館概論	2	
	博物館経営論	2	
	博物館資料論	2	
	博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2		
博物館教育論	2		
博物館実習	3		

ロ 専門科目

		授業科目	単位	備考
専 門 科 目	基 礎 科 目	初年次セミナー	1	
		哲学入門	2	
		文学入門	2	
		史学入門	2	
		知識システム入門	2	
		社会文化入門	2	
		人文学導入演習	2	
		人文学基礎・哲学	2	
		人文学基礎・国文学	2	
		人文学基礎・中国文学	2	
		人文学基礎・英米文学	2	
		人文学基礎・ドイツ文学	2	
		人文学基礎・フランス文学	2	
		人文学基礎・日本史学	2	
		人文学基礎・東洋史学	2	
		人文学基礎・西洋史学	2	
		人文学基礎・心理学	2	
		人文学基礎・言語学	2	
		人文学基礎・芸術学	2	
		人文学基礎・社会学	2	
		人文学基礎・美術史学	2	
		人文学基礎・地理学	2	
		人文学基礎・情報学	2	
		西洋古典文学	2	
		英語	1	
		ドイツ語	1	
		フランス語	1	
		イタリア語	1	
中国語	1			
ロシア語	1			
韓国語	1			
西洋古典語	1			
専 門 科 目	文 学 ロ ー ン グ バ ン ク 目 人	グローバル英語力強化演習	2	
		グローバル人文学特殊講義	2	
		グローバル人文学専門英語	2	
		グローバル・アクティブ・ラーニング	1	
		オックスフォード夏季プログラム	2	
		哲学概論	2	
		哲学特殊講義	2	
		哲学演習	2	
		西洋哲学史	2	
		西洋哲学史特殊講義	2	
		西洋哲学史演習	2	
		現代思想演習	2	
		倫理学講義	2	
		倫理学特殊講義	2	
		倫理学演習	2	
		応用倫理学講義	2	
		応用倫理学演習	2	
		科学哲学・科学思想史	2	
		科学哲学・科学思想史演習	2	
		論理学特殊講義	2	
		宗教学	2	
		比較思想演習	2	
		外書講読	2	
		国文学概論	2	
		国文学史	2	
		国文学特殊講義	2	
		国文学演習	2	
		国語学概論	2	
国語学特殊講義	2			
国語学演習	2			
日本語教育学	2			

専 門 科 目	中国文学概論	2	
	中国文学史	2	
	中国文学特殊講義	2	
	中国文学演習	2	
	中国思想史	2	
	中国思想特殊講義	2	
	中国語学概論	2	
	中国語学特殊講義	2	
	中国語学演習	2	
	英米文学概論	2	
	イギリス文学史	2	
	アメリカ文学史	2	
	イギリス文学特殊講義	2	
	アメリカ文学特殊講義	2	
	イギリス文学演習	2	
	アメリカ文学演習	2	
	比較文学概論	2	
	比較文学方法論	2	
	比較文学特殊講義	2	
	西洋比較文学論	2	
	比較文学演習	2	
	ドイツ文学史	2	
	ドイツ文学特殊講義	2	
	ドイツ文学演習	2	
	ドイツ語学特殊講義	2	
	ドイツ語学演習	2	
	フランス文学史	2	
	フランス文学特殊講義	2	
	フランス文学演習	2	
	フランス語学特殊講義	2	
	フランス語学演習	2	
	日本史	2	
	日本古代中世史	2	
	日本近世近代史	2	
	古文書学	2	
	日本史特殊講義	2	
	日本史演習	2	
	日本社会文化論特殊講義	2	
	日本社会文化論演習	2	
	地域史実習	1	
	地域歴史遺産保全活用基礎論A	2	
	地域歴史遺産保全活用基礎論B	2	
地域歴史遺産保全活用演習A	2		
地域歴史遺産保全活用演習B	2		
東洋史	2		
東洋古代中世史	2		
東洋近世近代史	2		
東洋史特殊講義	2		
東洋史演習	2		
西洋史	2		
西洋古代中世史	2		
西洋近世近代史	2		
西洋史特殊講義	2		
西洋史演習	2		
考古学	2		
心理学概論	2		
心理統計I	2		
心理統計II	2		
心理学研究法	2		
心理学特殊講義	2		
心理学演習	2		
心理学初級実験実習I	2		
心理学初級実験実習II	2		
言語学概論	2		
言語学特殊講義	2		

	言語学各論	2	
	言語学演習	2	
	音声学	2	
	音声学演習	2	
	英語学概論	2	
	英語学特殊講義	2	
	英語学演習	2	
	芸術学概論	2	
	メディア・アート基礎論	2	
	メディア創造論	2	
	芸術学各論	2	
	芸術学特殊講義	2	
	芸術学演習	2	
	メディア・アート論演習	2	
	作品分析実習	2	
	社会学概論	2	
	社会学史	2	
	社会調査演習I	2	
	社会調査演習II	2	
	社会学特殊講義	2	
	社会学講読	2	
	社会学演習	2	
	比較社会学	2	
	社会人類学	2	
	社会人類学演習	2又は4	
	社会調査概論	2	
	社会調査方法論	2	
	社会分析法	2	
	社会統計学	2	
	量的調査法	2	
	質的調査法	2	
専	マスコミ論	2	
門	社会思想史特殊講義	2	
科	美術史概論	2	
目	日本美術史	2	
	西洋美術史	2	
	アジア美術史	2	
	近代造形史論	2	
	比較造形文化論	2	
	文化資源学	2	
	美術史特殊講義	2	
	日本美術史演習	2	
	西洋美術史演習	2	
	アジア美術史演習	2	
	美術史調査法	2	
	美術史資料演習	2	
	視覚情報論演習	2	
	地理学概論	2	
	人文地理学	2	
	地誌	2	
	自然地理学	2	
	地域環境学	2	
	西洋地図史	2	
	アジア地図史	2	
	歴史地理学	2	
	文化地理学	2	
	地理学特殊講義	2	
	地理学演習I	2	
	地理学演習II	2	
	地理学実習I	1	
	地理学実習II	1	
	文化財学	2	
	景観文化財学	2	
	人文情報学演習	2	
	臨時科目1	1	
	臨時科目2	2	
	卒業論文	10	

専門科目	グローバル	グローバル人文学演習	2	
		比較現代日本論特殊講義	2	
		比較日本文化産業論特殊講義	2	
		グローバル対話力演習	2	

別表第2 履修要件(第6条関係)

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数		備考			
教養科目	基盤系	教養とは何か	1	4				
		多言語と多文化の世界	1					
		情報基礎	1					
		データサイエンス基礎学	1					
	社会系 自然系	別表第1のイに掲げる教養科目のうち社会系・自然系の授業科目	8~12	12				
	人文系 総合系	別表第1のイに掲げる教養科目のうち人文系・総合系の授業科目(哲学, 心理学A, 心理学B, 倫理学を除く。)	0~4					
	外国語系	外国語第I	Academic English Communication A1	0.5	4	Academic English Communication B1・B2, Academic English Literacy B1・B2はそれぞれの選抜上級クラス(ACE)で代替できる。		
			Academic English Communication A2	0.5				
	Academic English Communication B1		0.5					
	Academic English Communication B2		0.5					
Academic English Literacy A1	0.5							
Academic English Literacy A2	0.5							
Academic English Literacy B1	0.5							
Academic English Literacy B2	0.5							
Academic English Communication B1(ACE)	(0.5)							
Academic English Communication B2(ACE)	(0.5)							
Academic English Literacy B1(ACE)	(0.5)							
Academic English Literacy B2(ACE)	(0.5)							
外国語系	外国語第II	ドイツ語初級A1, フランス語初級A1, 中国語初級A1, ロシア語初級A1	0.5	4	1か国語を選択 各初級A3・A4は初級SA3・SA4で初級B3・B4は初級SB3・SB4で代替できる。			
		ドイツ語初級A2, フランス語初級A2, 中国語初級A2, ロシア語初級A2	0.5					
ドイツ語初級B1, フランス語初級B1, 中国語初級B1, ロシア語初級B1		0.5						
ドイツ語初級B2, フランス語初級B2, 中国語初級B2, ロシア語初級B2		0.5						
ドイツ語初級A3, フランス語初級A3, 中国語初級A3, ロシア語初級A3		0.5						
ドイツ語初級A4, フランス語初級A4, 中国語初級A4, ロシア語初級A4		0.5						
ドイツ語初級B3, フランス語初級B3, 中国語初級B3, ロシア語初級B3		0.5						
ドイツ語初級B4, フランス語初級B4, 中国語初級B4, ロシア語初級B4		0.5						
ドイツ語初級SA3, フランス語初級SA3, 中国語初級SA3		(0.5)						
ドイツ語初級SA4, フランス語初級SA4, 中国語初級SA4		(0.5)						
ドイツ語初級SB3, フランス語初級SB3, 中国語初級SB3		(0.5)						
ドイツ語初級SB4, フランス語初級SB4, 中国語初級SB4		(0.5)						
専門科目		基礎科目	別表第1のロに掲げる基礎科目の初年次セミナー			1		
			別表第1のロに掲げる基礎科目のドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語			1		全学共通授業科目の教養科目外国語系で選択した外国語
	別表第1のロに掲げる基礎科目(上記科目を除く。)		10					
	グローバル人文学英語科目		2					
	卒業論文関連科目	別表第1のロに掲げる専門科目のうちから、専修ごとに別に定める授業科目 ※「専修別専門科目履修に関する内規」の卒業論文関連科目を確認すること。		42				
	卒業論文			10				
自由選択科目	別表第1のロに掲げる専門科目(基礎科目、卒業論文を除く。)の授業科目及び第4条第3項に規定する授業科目		35		※教養科目総合系「外国語セミナー」及び「多言語セミナー」は計4単位まで修得できる。			
※教養科目総合系のうち「外国語セミナー」及び「多言語セミナー」、教養科目外国語系、他学部専門科目					※教養科目外国語系外国語第IIIは4単位まで修得できる。			
合 計			125					

専修名	授業科目	単位数	合計単位数	専修名	授業科目	単位数	合計単位数	専修名	授業科目	単位数	合計単位数	専修名	授業科目	単位数	合計単位数
哲学	哲学概論	18	42	フランス文学	フランス文学史	18	42	西洋史	西洋史	16	42	美術史	美術史概論	8	42
	西洋哲学史				フランス文学特殊講義				西洋古代中世史				美術史		
	哲学特殊講義				フランス文学特殊講義	西洋近世近代史			美術史						
	倫理学講義				フランス文学演習	西洋史特殊講義			近代造形史論				10		
	倫理学特殊講義				フランス語学演習	西洋史演習			比較造形文化論						
	応用倫理学講義				英米文学概論	日本史			文化資源学				12		
	科学哲学・科学思想史				イギリス文学史	日本古代中世史			美術史特殊講義						
	論理学特殊講義				イギリス文学特殊講義	日本近世近代史			日本美術史演習				6		
	宗教学				アメリカ文学特殊講義	日本史特殊講義			西洋美術史演習						
	環境人文学講義Ⅰ				アメリカ文学演習	地域歴史遺産保全活用基礎論A			アジア美術史演習				6		
	環境人文学講義Ⅱ				比較文学特殊講義	地域歴史遺産保全活用基礎論B			美術史調査法						
	哲学演習				比較文学演習	日本史演習			美術史資料演習				42		
西洋哲学史演習	ドイツ文学史	地域歴史遺産保全活用演習A	美術情報論演習												
現代思想演習	ドイツ文学特殊講義	地域歴史遺産保全活用演習B	日本史	6											
倫理学演習	ドイツ文学演習	東洋史	日本古代中世史												
応用倫理学演習	言語学特殊講義	東洋史	日本古代中世史	42											
科学哲学・科学思想史演習	英語学概論	東洋古代中世史	日本近世近代史												
比較思想演習		東洋近世近代史	日本近世近代史	42											
外書講読		東洋史特殊講義	日本史特殊講義												
国文学	国文学概論	12	42	日本史	日本史	16	42	心理学	心理学概論	12	42	地理学	地理学概論	18	42
	国文学史				日本古代中世史				心理学研究法				人文地理学		
	国文学特殊講義				日本近世近代史				心理学特殊講義				歴史地理学		
	国語学概論				日本史特殊講義				心理学演習				文化地理学		
	国語学特殊講義				地域歴史遺産保全活用基礎論A				心理学統計Ⅰ				地理学特殊講義		
	国文学演習				地域歴史遺産保全活用基礎論B				心理学統計Ⅱ				文化財学		
国語学演習	日本史演習	心理学初級実験実習Ⅰ	地理学												
中国文学	中国文学概論	6	42	日本史	東洋史	18	42	言語学	言語学概論	4	42	地理学	地理学	18	42
	中国文学史				東洋古代中世史				英語学概論				人文地理学		
	中国語学概論				東洋近世近代史				音声学				地誌		
	中国思想史				東洋史特殊講義				言語学演習				自然地理学		
	中国思想特殊講義				東洋史演習				音声学演習				地域環境学		
	中国語学特殊講義				西洋史				英語学演習				地域図史		
中国文学演習	西洋古代中世史	言語学特殊講義	アジア地図史												
中国語学演習	西洋近世近代史	言語学各論	歴史地理学												
英米文学	英米文学概論	4	42	日本史	日本美術史	20	42	芸術学	芸術学概論	4	42	地理学	地理学	16	42
	イギリス文学史				文化財学				メディア創造論				文化地理学		
	アメリカ文学史				景観文化財学				メディア・アート基礎論				地理学特殊講義		
	イギリス文学特殊講義				東洋史				芸術学各論				文化財学		
アメリカ文学特殊講義	東洋古代中世史	芸術学特殊講義	景観文化財学	42											
イギリス文学演習	東洋近世近代史	芸術学演習	地理学演習Ⅰ												
アメリカ文学演習	東洋史特殊講義	メディア・アート論演習	地理学演習Ⅱ	16											
	東洋史演習	作品分析実習	地理学実習Ⅰ												
ドイツ文学	ドイツ文学史	18	42	東洋史	日本史	16	42	社会学	社会学概論	10	42	地理学	社会調査演習Ⅰ	42	42
	ドイツ文学特殊講義				日本古代中世史				社会学史				社会調査演習Ⅱ		
	ドイツ語学特殊講義				日本近世近代史				社会学史				比較社会学		
	ドイツ文学演習				日本史特殊講義				社会学概論				比較社会学		
	ドイツ語学演習				日本史演習				社会学調査方法論				社会人類学		
	英米文学概論				地域歴史遺産保全活用基礎論A				社会学調査方法論				社会学特殊講義		
	イギリス文学史				地域歴史遺産保全活用基礎論B				比較社会学				日本美術史		
	アメリカ文学史				地域歴史遺産保全活用演習A				社会人類学				西洋美術史		
	イギリス文学特殊講義				地域歴史遺産保全活用演習B				社会学特殊講義				文化資源学		
	アメリカ文学特殊講義				東洋史				社会学特殊講義				美術史特殊講義		
	イギリス文学演習				西洋史				社会学演習				日本史		
	アメリカ文学演習				西洋古代中世史				社会学演習				日本古代中世史		
比較文学特殊講義	西洋近世近代史	社会人類学演習	東洋古代中世史												
比較文学演習	西洋史特殊講義	社会調査演習Ⅰ	東洋近世近代史												
フランス文学史	西洋史演習	社会調査演習Ⅱ	東洋史												
フランス文学特殊講義	考古学		東洋古代中世史												
フランス文学演習	アジア美術史		東洋近世近代史												
言語学特殊講義	アジア地図史		西洋史												
英語学概論	文化財学		西洋古代中世史												
	景観文化財学		西洋近世近代史												
			環境人文学講義Ⅰ												
			環境人文学講義Ⅱ												

附 則

- この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

科目ナンバリングについて

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成 28 年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入しています。

各授業科目のナンバリングコードは、以下のとおり 7 桁の英数字で構成されます。

(例) L 1 H M 1 0 0

第一桁	第二桁	第三, 四桁	第五桁	第六桁~第七桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の学部	課程	学科等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
L		HM	以下のとおり	以下のとおり
文学部	1	人文学科		
大学院人文学研究科 博士課程前期課程/ 博士課程後期課程	2/3	文化構造・社会動態専攻		

(ナンバリング導入のための基本方針 第五桁 科目のカテゴリー)

1	学	全学共通授業科目・専門授業科目	初級レベルの科目
2	士		中級レベルの科目
3	課		上級レベルの科目
4	程		最上級レベルの科目 (卒業論文関連科目を含む)
5		(欠番)	
6	大	博士課程前期課程, 専門職学位課程の専門授業科目	博士課程前期課程, 専門職学位課程の基礎科目
7	学		博士課程前期課程, 専門職学位課程の発展科目 (修士論文関連科目)
8	院	博士課程後期課程の専門授業科目	
0	課	卒業要件外の科目 (教職科目等資格関連科目)	

(文学部・人文学研究科ナンバリング付番ルール)

第五桁：科目のカテゴリー

- 1 文学部基礎科目
- 2 文学部専門科目のうち講義科目
- 3 文学部専門科目のうち演習・実習科目
- 4 卒業論文
- 5 (欠番)
- 6 人文学研究科博士課程前期課程共通科目
- 7 人文学研究科博士課程前期課程専門科目
- 8 人文学研究科博士課程後期課程

第六桁~第七桁：科目のナンバー

基本は 00 のデフォルト

同一名称科目 (a) (b) を順に履修する必要がある科目についてのみ 01、02 等の付番あり

科目ナンバリング一覧表

文学部専門科目

	授業科目名	単位数	科目ナンバー
基礎科目	初年次セミナー	1	L1HM100
	哲学入門	2	L1HM101
	文学入門	2	L1HM101
	史学入門	2	L1HM101
	知識システム入門	2	L1HM101
	社会文化入門	2	L1HM101
	人文学導入演習	2	L1HM102
	人文学基礎・哲学	2	L1HM102
	人文学基礎・国文学	2	L1HM102
	人文学基礎・中国文学	2	L1HM102
	人文学基礎・英米文学	2	L1HM102
	人文学基礎・ドイツ文学	2	L1HM102
	人文学基礎・フランス文学	2	L1HM102
	人文学基礎・日本史学	2	L1HM102
	人文学基礎・東洋史学	2	L1HM102
	人文学基礎・西洋史学	2	L1HM102
	人文学基礎・心理学	2	L1HM102
	人文学基礎・言語学	2	L1HM102
	人文学基礎・芸術学	2	L1HM102
	人文学基礎・社会学	2	L1HM102
	人文学基礎・美術史学	2	L1HM102
	人文学基礎・地理学	2	L1HM102
	人文情報学	2	L1HM100
	西洋古典文学	2	L1HM100
英語	1	L1HM100	
ドイツ語	1	L1HM100	
フランス語	1	L1HM100	
イタリア語	1	L1HM100	
中国語	1	L1HM100	
ロシア語	1	L1HM100	
韓国語	1	L1HM100	
西洋古典語	1	L1HM100	
専門科目	文グ	2	L1HM300
	学ロ	2	L1HM200
	英	2	L1HM300
	語	1	L1HM300
	パ	2	L1HM300
	ル	2	L1HM300
	目	2	L1HM300
	人	2	L1HM300
	グローバル英語力強化演習	2	L1HM300
	グローバル人文学特殊講義	2	L1HM200
	グローバル人文学専門英語	2	L1HM300
	グローバル・アクティブ・ラーニング	1	L1HM300
	オックスフォード夏季プログラム	2	L1HM300
	哲学概論	2	L1HM200
	哲学特殊講義	2	L1HM200
	哲学演習	2	L1HM300
	西洋哲学史	2	L1HM200
	西洋哲学史特殊講義	2	L1HM200
	西洋哲学史演習	2	L1HM300
	現代思想演習	2	L1HM300
	倫理学講義	2	L1HM200
	倫理学特殊講義	2	L1HM200
	倫理学演習	2	L1HM300
	応用倫理学講義	2	L1HM300
応用倫理学演習	2	L1HM200	
科学哲学・科学思想史	2	L1HM200	
科学哲学・科学思想史演習	2	L1HM300	
論理学特殊講義	2	L1HM200	
宗教学	2	L1HM200	
比較思想演習	2	L1HM300	
外書講読	2	L1HM300	
国文学概論	2	L1HM200	
国文学史	2	L1HM200	
国文学特殊講義	2	L1HM200	
国文学演習	2	L1HM300	
国語学概論	2	L1HM200	
国語学特殊講義	2	L1HM200	

国語学演習	2	L1HM300
日本語教育学	2	L1HM200
中国文学概論	2	L1HM200
中国文学史	2	L1HM200
中国文学特殊講義	2	L1HM200
中国文学演習	2	L1HM300
中国思想史	2	L1HM200
中国思想特殊講義	2	L1HM200
中国語学概論	2	L1HM200
中国語学特殊講義	2	L1HM200
中国語学演習	2	L1HM300
英米文学概論	2	L1HM200
イギリス文学史	2	L1HM200
アメリカ文学史	2	L1HM200
イギリス文学特殊講義	2	L1HM200
アメリカ文学特殊講義	2	L1HM200
イギリス文学演習	2	L1HM300
アメリカ文学演習	2	L1HM300
比較文学概論	2	L1HM200
比較文学方法論	2	L1HM200
比較文学特殊講義	2	L1HM200
西洋比較文学論	2	L1HM200
比較文学演習	2	L1HM300
ドイツ文学史	2	L1HM200
ドイツ文学特殊講義	2	L1HM200
ドイツ文学演習	2	L1HM300
ドイツ語学特殊講義	2	L1HM200
ドイツ語学演習	2	L1HM300
フランス文学史	2	L1HM200
フランス文学特殊講義	2	L1HM200
フランス文学演習	2	L1HM300
フランス語学特殊講義	2	L1HM200
フランス語学演習	2	L1HM300
日本史	2	L1HM200
日本古代中世史	2	L1HM200
日本近世近代史	2	L1HM200
古文書学	2	L1HM200
日本史特殊講義	2	L1HM200
日本史演習	2	L1HM300
日本社会文化論特殊講義	2	L1HM200
日本社会文化論演習	2	L1HM300
地域史実習	1	L1HM300
地域歴史遺産保全活用基礎論A	2	L1HM200
地域歴史遺産保全活用基礎論B	2	L1HM200
地域歴史遺産保全活用演習A	2	L1HM300
地域歴史遺産保全活用演習B	2	L1HM300
東洋史	2	L1HM200
東洋古代中世史	2	L1HM200
東洋近世近代史	2	L1HM200
東洋史特殊講義	2	L1HM200
東洋史演習	2	L1HM300
西洋史	2	L1HM200
西洋古代中世史	2	L1HM200
西洋近世近代史	2	L1HM200
西洋史特殊講義	2	L1HM200
西洋史演習	2	L1HM300
考古学	2	L1HM200
心理学概論	2	L1HM200
心理統計I	2	L1HM200
心理統計II	2	L1HM201
心理学研究法	2	L1HM200

専 門 科 目	心理学特殊講義	2	L1HM200
	心理学演習	2	L1HM300
	心理学初級実験実習I	2	L1HM300
	心理学初級実験実習II	2	L1HM301
	言語学概論	2	L1HM200
	言語学特殊講義	2	L1HM200
	言語学各論	2	L1HM200
	言語学演習	2	L1HM300
	音声学	2	L1HM200
	音声学演習	2	L1HM300
	英語学概論	2	L1HM200
	英語学特殊講義	2	L1HM200
	英語学演習	2	L1HM300
	芸術学概論	2	L1HM200
	メディア・アート基礎論	2	L1HM200
	メディア創造論	2	L1HM200
	芸術学各論	2	L1HM200
	芸術学特殊講義	2	L1HM200
	芸術学演習	2	L1HM300
	メディア・アート論演習	2	L1HM300
	作品分析実習	2	L1HM300
	社会学概論	2	L1HM200
	社会学史	2	L1HM200
	社会調査演習I	2	L1HM300
	社会調査演習II	2	L1HM301
	社会学特殊講義	2	L1HM200
	社会学講読	2	L1HM300
	社会学演習	2	L1HM300
	比較社会学	2	L1HM200
	社会人類学	2	L1HM200
	社会人類学演習	2又は4	L1HM300
	社会調査概論	2	L1HM200
	社会調査方法論	2	L1HM200
	社会分析法	2	L1HM200
	社会統計学	2	L1HM200
	量的調査法	2	L1HM200
	質的調査法	2	L1HM200
	マスコミ論	2	L1HM200
	社会思想史特殊講義	2	L1HM200
	美術史概論	2	L1HM200
	日本美術史	2	L1HM200
	西洋美術史	2	L1HM200
	アジア美術史	2	L1HM200
	近代造形史論	2	L1HM200
	比較造形文化論	2	L1HM200
	文化資源学	2	L1HM200
	美術史特殊講義	2	L1HM200
	日本美術史演習	2	L1HM300
	西洋美術史演習	2	L1HM300
	アジア美術史演習	2	L1HM300
	美術史調査法	2	L1HM300
	美術史資料演習	2	L1HM300
	視覚情報論演習	2	L1HM300
地理学概論	2	L1HM200	
人文地理学	2	L1HM200	
地誌	2	L1HM200	
自然地理学	2	L1HM200	
地域環境学	2	L1HM200	
西洋地図史	2	L1HM200	
アジア地図史	2	L1HM200	
歴史地理学	2	L1HM200	

専 門 科 目	文化地理学	2	L1HM200	
	地理学特殊講義	2	L1HM200	
	地理学演習I	2	L1HM301	
	地理学演習II	2	L1HM302	
	地理学実習I	1	L1HM301	
	地理学実習II	1	L1HM302	
	文化財学	2	L1HM200	
	景観文化財学	2	L1HM200	
	人文情報学演習	2	L1HM300	
	臨時科目1	1	L1HM200	
	臨時科目2	2	L1HM200	
	卒業論文	10	L1HM400	
	専 門 科 目	グ ロ ー バ ル	グローバル人文学演習	2
		比較現代日本論特殊講義	2	L1HM200
		比較日本文化産業論特殊講義	2	L1HM200
		グローバル対話力演習	2	L1HM300

神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要領

令和4年1月18日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会決定
令和4年2月8日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和4年11月10日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和5年1月26日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和6年2月19日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和7年2月27日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和8年2月26日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸大学の各学部規則の規定に基づき設置される神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力、AI 活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成することを目的とする。

(レベル)

第3条 プログラムは、リテラシーレベルと応用基礎レベルに区分する。

(授業科目名，単位数及び修了要件)

第4条 プログラムにおける授業科目名、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

(修了認定)

第5条 プログラム修了については、当該プログラムを修了した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行い、修了を認定した者については、オープンバッジを発行する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年11月10日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

(1) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	情報基礎	教養科目（基盤系）	1	2単位
	データサイエンス基礎学	教養科目（基盤系）	1	
必要修得単位数の合計				2単位

(2) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）

文学部

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	教養科目（総合系）	1	2単位
	データサイエンス概論B	教養科目（総合系）	1	
選択必修	数学A	教養科目（自然系）	1	2単位以上
	数学B	教養科目（自然系）	1	
	数学C	教養科目（自然系）	1	
	数学D	教養科目（自然系）	1	
	統計学A	教養科目（自然系）	1	
	統計学B	教養科目（自然系）	1	
	心理統計Ⅰ	専門科目	2	
	心理統計Ⅱ	専門科目	2	
	社会統計学	専門科目	2	
	量的調査法	専門科目	2	
	データサイエンス基礎演習	教養科目（総合系）	1	2単位
データサイエンスPBL演習	教養科目（総合系）	1		
必要修得単位数の合計				6単位以上

（別表（他学部）略）

神戸大学文学部科目等履修生規程

(平成 6 年 3 月 31 日 制 定)

(平成 16 年 4 月 1 日 独法化改正)

(平成 28 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学文学部規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 19 条の規定に基づき、神戸大学文学部(以下「本学部」という。)の科目等履修生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学文学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前 2 号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 外国人が科目等履修生として入学しようとする場合は、前項各号のいずれかの資格のほか、在籍のために必要な在留資格を有していなければならない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を文学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修願(所定の用紙)
 - (2) 履歴書(所定の用紙)
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
 - (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接等により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、教授会の議を経て、面接等を省略することができる。

(入学手続)

第 6 条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第 7 条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修の時期)

第 8 条 履修の許可は、学期の初めに行う。

(履修期間)

第 9 条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第 10 条 履修を許可する授業科目は、選考の都度教授会の議を経て、これを定める。

(試 験)

第 11 条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第 12 条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退 学)

第 13 条 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 14 条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学文学部聴講生規程

(昭和 41 年 1 月 10 日 制 定)

(平成 16 年 4 月 1 日 独法化改正)

(平成 28 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 神戸大学文学部規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 20 条の規定に基づき、神戸大学文学部(以下「本学部」という。)の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 聴講を志望する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において選考のうえ、神戸大学文学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第 3 条 聴講生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前 2 号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 外国人が聴講生として入学しようとする場合は、前項各号のいずれかの資格のほか、在籍のために必要な在留資格を有していなければならない。

(出願手続)

第 4 条 聴講を志望する者は所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を文学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 聴講願書(所定の用紙)
 - (2) 履歴書(所定の用紙)
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
 - (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選 考)

第 5 条 選考は、当該聴講科目の担当教員又は教務委員が行う。

(入 学 期)

第 6 条 聴講の許可は、学期の初めに行う。

(入学手続)

第 7 条 聴講生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授 業 料)

第 8 条 聴講生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(聴講期間)

第 9 条 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(科目数)

第 10 条 各クォーターで聴講しうる科目は、4科目以内とする。

2 演習、実習及び外国語の聴講は、これを許可しない。

(退学)

第 11 条 聴講生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 12 条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 聴講生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学文学部研究生規程

(昭和 16 年 4 月 1 日 制 定)

(平成 21 年 3 月 31 日 改 正)

(平成 24 年 10 月 9 日 改 正)

(平成 27 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学文学部規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 21 条の規定に基づき、神戸大学文学部(以下「本学部」という。)の研究生に関する事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、4 月 1 日及び 10 月 1 日とする。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学文学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書(所定の用紙)
 - (2) 従来の研究内容及び今後の研究計画の概要
 - (3) 履歴書(所定の用紙)
 - (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (5) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
 - (6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (7) その他本学部において必要と認める書類
- 2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学文学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、面接を省略することができる。

(入学手続)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を文学部長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第 7 条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。

2 研究に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第 8 条 研究生の研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1 年を限度として研究期間の延長を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度による研究生の研究期間については、2 年以内とする。

(研 究)

第 9 条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

3 研究生は、研究期間の終了に当たって、研究報告書を文学部長に提出しなければならない。

(退 学)

第 10 条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、文学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 11 条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長が除籍する。

(1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

(研究証明書の交付)

第 12 条 研究事項について一定の成果をあげた者がその証明を願い出た場合には、研究証明書を交付することができる。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 9 日から施行し、改正後の神戸大学文学部研究生規程の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4 学部（教務関係内規等）

履修科目の登録の上限の取扱に関する内規

平成 13 年 1 月 10 日 決 定
平成 16 年 7 月 28 日 改 正
平成 23 年 2 月 7 日 改 正
令和 2 年 1 月 22 日 改 正

- 1 教育職員免許状取得に関する科目のうち、教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目及び学芸員資格取得に関する科目の単位は、文学部規則第 7 条に規定する履修科目の登録の上限単位数には含めない。
- 2 前年度に 38 単位以上修得し、その修得した単位数の 3/4 以上が秀又は優である学生については、履修科目の登録の上限を超えて登録することを認める。

附 則

この内規は平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

単位の取扱内規

平成 28 年 3 月 7 日 決 定
令和 2 年 2 月 19 日 改 正

- 1 講義は原則として 1 セメスターで完結する。
- 2 クォーター開講のセメスター的運用科目は、クォーターごとに単位を分割して与えない。
- 3 繰り返し履修しても単位を与えない講義については、開講に当たってその旨を明示する。
- 4 上記の取扱いは演習にも適用する。
- 5 他学部の学生にもこの取扱いを適用する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

文学部特別試験に関する内規

平成 28 年 2 月 8 日 制定

令和 3 年 4 月 28 日 改正

第 1 条 神戸大学文学部規則（平成 5 年 3 月 26 日制定）第 13 条第 2 項の規定に基づき、特別試験に関する事項について定める。

第 2 条 特別試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、文学部教授会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護体験、学外での調査・見学等）
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 特別試験の願い出は、事由を明記した特別試験受験願（所定の用紙）に医師の診断書（治療期間の明記されたものに限る）又は相当の説明書等を添付して文学部長に提出するものとする。

第 4 条 特別試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 特別試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、特別試験を行わない。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

文学部の成績評価基準に関する内規

平成 26 年 3 月 19 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学文学部規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 15 条の規定に基づき、成績評価基準(以下「基準」という。)及び成績について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目における成績評価は、当該授業科目の目的に添って、定期期末試験等の結果、レポート等の提出状況、指示された課題への対応状況、授業への出席状況、授業への取組みと成果等を考慮して行うものとする。

(基準の設定)

第 3 条 基準は、各授業科目毎に当該授業担当教員が定める。

(基準の公表)

第 4 条 各授業科目の基準は、文学部のシラバスに記載して公表するものとする。

(成績)

第 5 条 成績は、合否により成績評価を行う実習等の授業科目を除き、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

和文標語	英文標語	評点区分	評 価 基 準
秀	S	90点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
優	A	80点以上90点未満	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
良	B	70点以上80点未満	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
可	C	60点以上70点未満	学修の目標を達成している。
不可	F	60点未満	学修の目標を達成していない。

※ この基準は平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した者に適用する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

令和3年5月26日 制定

この申合せは、学生から文学部・人文学研究科において開講している授業科目の成績評価に対する申し立てがあった場合に、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、必要な手続きについて定めるものとする。

(申し立ての理由)

学生は、受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、文学部長・人文学研究科長に申し立てを行い、成績評価について授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後、原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、人文学研究科教務学生係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し、成績評価について速やかに人文学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により文学部・人文学研究科長に報告することとする。

附 則

この申合せは、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

試験及び論文・レポートにおける不正行為に関する申合せ

(平成 29 年 1 月 25 日制定)

(令和 4 年 2 月 17 日改正)

1. 定期試験または授業中における試験において、試験時間中に以下の行為を行った場合、または行おうとした場合は、不正行為と認定することがある。

- (1) 受験のために許可された携帯品以外を机上または机の中に置いていた場合
- (2) 持ち込みが許可されていないノート、教科書、配付資料、参考書、メモ等を参照していた場合
- (3) 他人の答案を写す、または他人に答案を写させた場合
- (4) 代理受験させた、または代理受験をした場合
- (5) 試験内容について私語を交わす等、試験を妨害した場合
- (6) 試験監督者の指示に従わなかった場合
- (7) 以上に類する行為を行った場合

2. 論文・レポート作成において以下の行為を行った場合は、不正行為と認定することがある。

- (1) 他人のレポート内容を書き写す、または書き換えた場合
- (2) 盗用・剽窃(他の著作物や WEB 上の情報の出典を明記せず利用する等の行為)を行った場合
- (3) データ等の改ざん・捏造を行った場合
- (4) 以上に類する行為を行った場合

3. 不正行為と疑われる事案が発生した場合、授業担当教員は教務委員と共に当該学生の面談を行い、不正行為と認定された場合には事実確認書を提出させる。

4. 不正行為と認定された場合、原則として当該学期の全履修科目の成績を無効とする。処分については、教務委員会の議を経て人文学研究科又は文学部教授会が決定する。不正行為者の所属部局が異なる場合、研究科長又は学部長は、不正行為者の事実確認書を添付の上、所属研究科又は学部へ通知する。

なお、教養教育院、他研究科又は他学部等から不正行為の通知があった場合も同様の処置を行う。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

卒業論文取扱に関する内規

令和 4 年 10 月 5 日 最終改正

- 1 卒業論文を提出する者は、卒業論文提出締切日の属する学期末までに、卒業に必要な所定の期間在学し、かつ所要の単位を修得する見込みの者でなければならない。
- 2 卒業論文の提出期限は 1 月 10 日までとする。ただし、9 月卒業予定の者は 7 月 10 日までとする。
- 3 卒業論文を提出する者は、卒業論文を提出する前年度の 12 月 20 日までに指導教員の承認を受けて研究テーマ届を提出しなければならない。
- 4 卒業論文を提出する者は、卒業論文提出年度の 11 月 15 日までに指導教員の承認を受けて卒業論文題目届を提出しなければならない。ただし、9 月卒業を予定する者は、卒業論文提出年度の 5 月 31 日までに提出しなければならない。
- 5 卒業論文の書式・様式は、各専修の指導教員の指示によるものとする。ただし、原則として、枚数は 50 枚程度（400 字詰原稿用紙、ワープロの場合は換算）とする。
- 6 卒業論文について口頭試問を行う。
- 7 卒業論文の評価は、審査教員の総合判定による。
- 8 第 2 項から第 4 項における提出期限が土・日曜日に当たるときは、その次の月曜日とする。ただし、当該月曜日が祝日に当たるときは、その次の火曜日とする。
- 9 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定めるところによる。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。
- 2 この内規施行の際に卒業論文題目届を提出している学生については、なお従前の例による。

専修別学生収容限度数について

各専修別学生収容限度数は、次のとおりとする。

哲 学	24	国 文 学	24	日本史学	12	心 理 学	12	社 会 学	18
		中国文学	8	東洋史学	16	言 語 学	9	美術史学	8
		英米文学	16	西洋史学	16	芸 術 学	8	地 理 学	6
		ドイツ文学	6						
		フランス文学	6						

適用 平成 22 年度（10 年度）入学者より

専修の所属変更に関する内規

（平成 5 年 2 月 23 日 決 定）

（平成 16 年 4 月 1 日 改 正）

- 1 専修の所属変更は、2 年次後期以降とする。
- 2 所属変更の願い出の期限は、変更を希望する学期の 3 か月前までとする。
- 3 専修の変更を希望する者は、現に所属する専修の教員並びに変更先の関係教員の承認を得て、学部長に「専修所属変更願」を提出するものとする。
- 4 学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。

外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

平成 5 年 2 月 23 日決定

平成 15 年 5 月 28 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 28 日改正

令和 7 年 2 月 10 日改正

外国人留学生が、神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）別表に掲げられた以下の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位を 6 単位を限度として、卒業に必要とされる教養科目（外国語系）の単位数に算入することができる。

日本語ⅠA（0.5 単位）、日本語ⅠB（0.5 単位）、日本語ⅡA（0.5 単位）、日本語ⅡB（0.5 単位）、日本語ⅢA（0.5 単位）、日本語ⅢB（0.5 単位）、日本語ⅣA（0.5 単位）、日本語ⅣB（0.5 単位）、日本語ⅤA（0.5 単位）、日本語ⅤB（0.5 単位）、日本語ⅥA（0.5 単位）、日本語ⅥB（0.5 単位）、日本語ⅦA（0.5 単位）、日本語ⅦB（0.5 単位）、日本語ⅧA（0.5 単位）、日本語ⅧB（0.5 単位）、日本事情ⅠA（0.5 単位）、日本事情ⅠB（0.5 単位）、日本事情ⅡA（0.5 単位）、日本事情ⅡB（0.5 単位）

附 則

この申合せは、平成 15 年 5 月 28 日から実施し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 3 年 4 月 28 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この申合せは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この申合せ施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

入学前の既修得単位の認定に関する内規

(平成 5 年 2 月 23 日 決 定)

(平成 22 年 9 月 22 日 改 正)

(平成 28 年 3 月 7 日 改 正)

(平成 29 年 2 月 15 日 改 正)

(令和 2 年 1 月 22 日 改 正)

(令和 6 年 12 月 18 日 改 正)

第 1 条 この内規は、学生が本学部に入學する前に大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において修得した授業科目の単位の認定について定めるものとする。

第 2 条 本學以外の大学等で修得した授業科目の単位で、認定できる単位及びその単位数の限度は、神戸大学文学部規則(以下「規則」という。)別表第 1 のイ、ロに定める授業科目でその合計単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、規則別表第 1 のイに定める授業科目の区分等のうち、認定できる単位数の上限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教養科目 (基盤系) 「データサイエンス基礎学」 1 単位

(2) 教養科目 (人文系・社会系・自然系・総合系) 12 単位

(ただし、「哲学」「心理学A」「心理学B」「倫理学」を除く。

また、人文系・総合系は合計で 4 単位を上限とする。)

(3) 教養科目 (外国語系) 英語 4 単位

その他の外国語 4 単位

(4) 教養科目 (健康・スポーツ科学系) 2 単位

(ただし、「健康・スポーツ科学講義B」を除く。)

2 本學において修得した授業科目の単位で、認定できる単位は、規則別表第 1 のイ、ロに定める授業科目とする。

第 3 条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入學した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

(1) 申請書(別紙様式)

(2) 卒業証明書又は在籍期間証明書

(3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの(シラバス、講義要項等)

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定による既修得単位の認定は、申請した授業科目ごとに試験(筆記又は口頭)又は書類審査により行う。

2 第 2 条第 2 項の規定による既修得単位については、書類審査により行う。

第 5 条 認定された授業科目の成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 (略)

神戸大学文学部学生の留学に関する内規

平成 27 年 4 月 22 日 改 正

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 40 条並びに神戸大学文学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 9 条の規定により学生が留学する場合の取扱いについて定める。

(留学機関)

第 2 条 留学が認められる外国の大学は、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関で、あらかじめ本学部と協定を結んでいるものとする。

2 前項に規定するもののほか、事前協定を欠いている場合でも、次の各号に掲げる要件に基づき、本学部において適当と認められた外国の大学については、学生の留学を認めることがある。

- (1) 留学する大学における教育課程が明らかであること。ただし、教育課程が明らかでない場合は、留学目的に関係する授業科目、担当教員、当該授業開講期間、授業時間数等が明らかなこと。
- (2) 留学する大学において指導を受ける教員、又は受入れ責任者の承認を得ていること。

(留学の許可申請)

第 3 条 外国の大学へ留学する学生は、次の書類を提出して、留学の許可を申請するものとする。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

- (1) 留学許可申請書
- (2) 外国の大学の入学許可書(写)

(修業年限への算入)

第 4 条 許可を受けて留学した期間は、1 年を限度として、修業年限に算入する。

(単位の認定)

第 5 条 外国の大学で履修した授業科目の単位については、留学した学生に次の書類を提出させ、教授会の議を経て認定する。

- (1) 留学した大学の単位認定書、成績証明書又はこれらに代わる証明書
- (2) 留学した学生の履修報告書

2 省略

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

協定に基づき留学する学生の定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成 29 年 4 月 26 日制定)

1. 協定に基づき留学する学生、または神戸大学の海外教育プログラムに参加する学生が、人文学研究科・文学部の専門科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
2. 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、人文学研究科・文学部教務学生係に別紙様式により申し出ることとする。
3. 定期試験の実施日の変更は、授業担当教員の内諾を得た上で、教務委員会及び人文学研究科・文学部教授会の議を経て行う。
4. 試験の実施は、授業担当教員の指示する方法による。

附 則

この申合せは、平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

令和 年 月 日

人文学研究科・文学部長 殿

専攻（専修）名

学籍番号

氏 名

携帯番号

協定に基づく留学に伴う人文学研究科・文学部科目の
定期試験実施日変更願

このことについて、下記のとおり定期試験の実施日を変更していただきますようお願いいたします。

記

1. 留学先（国名・機関名）

2. 留学目的

3. 留学期間

自令和 年 月 日 ～ 至令和 年 月 日
(令和 年 月 日出国予定)

4. 授業科目

開 講 曜 日／時 限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置の取扱い

昭和 63 年 9 月 14 日 決 定
令和 2 年 1 月 22 日 改 正
令和 3 年 6 月 9 日 改 正
令和 5 年 9 月 20 日 改 正
令和 8 年 3 月 6 日 改 正

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講については，下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ)を休講とする。

(1) JR 西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス 16 系統及び 36 系統が同時に運休した場合

ただし，交通機関が運行を再開した場合は，次のとおり授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに，交通機関が運行を再開した場合は，1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに，交通機関が運行を再開した場合は，午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後 2 時までに，交通機関が運行を再開した場合は，午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市灘区に警報(ただし暴風，大雪，暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合，当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，気象警報が解除された場合は，次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前 6 時までに，気象警報が解除された場合は，1 時限目の授業から実施する。
- (2) 午前 10 時までに，気象警報が解除された場合は，午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後 2 時までに，気象警報が解除された場合は，午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

文学部の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合，当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし，午前 6 時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は，1 時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず，授業開講部局の長が，学生の安全確保のため必要があると判断した場合は，当該部局の授業等について，休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，ホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

(注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により交通機関が運行休止となる

場合をいう。

2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
3. 気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. このほか、必要な事項は別に定める。
6. この取扱いは，対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
7. この取扱いは，令和8年3月17日から適用する。

文学部再入学に関する申合せ

平成 29 年 7 月 19 日制定

1. 目的

本申合せは、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 15 条に基づき、神戸大学文学部（以下、「本学部」という。）への再入学に関する必要な事項について定めるものとする。

2. 出願資格

出願資格を有する者は、以下の 3 つの条件をともに満たす者とする。

- (1) 本学部に籍を置き、事情により退学を許可された者、または除籍された者。
- (2) 修業年限の 2 倍の在学期間を越えていないこと。
- (3) 再入学の時点で、退学または除籍から 10 年未満の者。

3. 推薦

再入学を願い出る者は、本学部教員 2 名の推薦を得る必要がある。

4. 推薦基準

本学部への再入学は、学士号の取得が確実と認められる者に限定する。推薦者は、特にこの点を十分に考慮して推薦する。

5. 出願手続

再入学を希望する者は、次の書類等を取りそろえ、再入学を希望する学期の 3 ヶ月前までに、教務学生係に提出するものとする。

- 1 再入学願書及び履歴書（本学部所定の様式）
- 2 再入学を希望する理由書（800 字程度）
- 3 推薦書（本学部教員 2 名の推薦書）
- 4 再入学への出願を許可する旨の勤務先所属長発行の書類（在職者のみ）
- 5 検定料（本学部入学試験検定料と同じ額）
- 6 既に日本に居住している外国人は住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成され、在留資格等が明記されているもの、またはこれに代わる書類）

※ただし、国内に在留していない者は、入学時に提出するものとする。

6. 選考方法

再入学希望者に対する選考は、選考を行うことについての教務委員会、教授会での議を経た上で、当該専修の教員あるいは正副教務委員による書類審査及び面接によって行う。

面接は原則として再入学を希望する学期の2ヶ月前までに行うものとする。

合格判定は、本学部の教務委員会、教授会で行う。

選考結果については、教授会で判定後に出願者に通知する。

7. 再入学条件

教務委員会が再入学は適切と判断した場合は、正副教務委員は下記の事項についての教授会原案を作成する。

- (1) 再入学年次
- (2) 標準修業年限
- (3) 最長在学年限は、中途退学等の在学期間（6ヶ月未満の端数は切り捨てる。）と通算する。
- (4) 休学可能年限
- (5) 適用される規則（再入学の年度のもの適用される）
- (6) 旧在籍期間中の既修得単位の認定
- (7) 再入学後に修得すべき単位数

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から実施する。

5 神戸大学学位規定等

神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 16 年 12 月 28 日 平成 17 年 12 月 20 日
平成 19 年 3 月 20 日 平成 20 年 3 月 18 日
平成 21 年 3 月 18 日 平成 22 年 3 月 23 日
平成 23 年 11 月 24 日 平成 25 年 4 月 23 日
平成 25 年 10 月 29 日 平成 27 年 3 月 31 日
平成 27 年 9 月 29 日 平成 28 年 3 月 22 日
平成 29 年 3 月 21 日 平成 30 年 3 月 30 日
令和 3 年 3 月 30 日 令和 4 年 3 月 29 日
令和 5 年 3 月 28 日 令和 6 年 6 月 25 日
令和 7 年 3 月 31 日 令和 8 年 3 月 31 日

(趣 旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果(以下「研究の成果」という。)は、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文の提出は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 本条に定めるもののほか、学位論文及び研究の成果の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第 9 条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第 10 条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料 57,000 円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第 11 条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第 12 条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第 13 条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第 14 条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第 15 条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第 12 条の規定により学力を確認された者及び第 13 条第 2 項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第 16 条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第 5 条第 1 項又は第 2 項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第 5 条第 2 項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

4 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様 式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)附則第4項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

附 則(平成16年12月28日)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月18日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月18日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 文学研究科及び文化科学研究科が存続する間、改正後の第8条第1項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と、同条第3項及び第4項並びに第11条から第22条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附 則(平成22年3月23日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月24日)

この規程は、平成23年11月24日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 23 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の神戸大学学位規程(以下「新学位規程」という。)第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新学位規程第 19 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規程は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に EU エキスパート人材養成プログラムを履修している者については、改正後の第 20 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 25 日)

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 3 月 31 日)

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 8 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第20条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学, 保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2(第20条第2項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術, 教育学又は理学	学術, 教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学系研究科	バイオメディカルサイエンス, 医工学, 保健学 又は公衆衛生学	医学, 医工学, 保健学又は公衆衛生学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学, 工学, 学術又は 計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学, 工学又は学術
国際協力研究科	国際学, 経済学, 法学又は政治学	学術, 法学, 政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3(第20条第3項関係)

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

別記様式第 1 (第 3 条により学位を授与する場合)

	学 位 記	○第	号
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 50px; margin: 0 auto;"> 大 学 印 </div>		氏 名	
		年 月 日生	
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので学士(○○)の学位を授与する			
年 月 日			
神 戸 大 学 長 氏 名 印			

別記様式第 2 (第 4 条第 1 号により学位を授与する場合)

	本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 50px; margin: 0 auto;"> 大 学 印 </div>	修 第 号
年 神 戸 大 学 月 日		学 位 記	
		年 氏 名	
		月 日 生	

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修 第 号	学 位 記	大学印	年 氏 月 名 日 生	年 月 日 神 戸 大 学	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程 の前期課程を修了したので修士(○○)の学位 を授与する
-------------	-------------	-----	-------------------	---------------------	---

別記様式第5（第5条第1項により学位を授与する場合）

博 い 第 号	学 位 記	大学印	年 氏 月 名 日 生	年 月 日 神 戸 大 学	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程 を修了したので博士(○○)の学位を授与する
------------------	-------------	-----	-------------------	---------------------	--

別記様式第 6 (第 5 条第 2 項により学位を授与する場合)

博 ろ 第 号	学 位 記	大 学 印	年 氏 月 名 日 生	本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 (<u>〇〇</u>) の 学 位 を 授 与 す る	年 月 日 神 戸 大 学
------------------	-------------	-------------	-------------------	--	---------------------

別記様式第 7 (第 6 条第 1 号により学位を授与する場合)

専 第 号	学 位 記	大 学 印	年 氏 月 名 日 生	本 学 大 学 院 <u>〇〇</u> 研 究 科 <u>〇〇</u> 専 攻 の 専 門 職 大 学 院 の 課 程 を 修 了 し た の で <u>〇〇</u> 修 士 (<u>専 門 職</u>) の 学 位 を 授 与 す る	年 月 日 神 戸 大 学
-------------	-------------	-------------	-------------------	--	---------------------

別記様式第 8 (第 6 条第 2 号により学位を授与する場合)

年 月 日 神戸大学	本院の課程を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する	大学印	年 氏 月 日 名 生	法 第 号 学 位 記
---------------------	-------------------------------	-----	----------------------	--------------------------------

別記様式第 9、10、12、13、14、15、16 略

神戸大学学位規程人文学研究科細則

(平成 19 年 3 月 30 日 制 定)

(平成 21 年 3 月 31 日 改 正)

(平成 27 年 3 月 31 日 改 正)

(令和 3 年 1 月 29 日 改 正)

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、神戸大学学位規程(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規程」という。)第 24 条の規定に基づき、神戸大学大学院人文学研究科(以下「研究科」という。)において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文の提出期限及び論文題目の届出)

第 2 条 規程第 7 条第 1 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)の提出期限は、1 月 16 日とする。ただし、指導教員の認める理由により期限内に修士論文等を提出しなかった者及び修士論文等の審査に合格しなかった者は、次年度の 7 月 15 日までに修士論文等を提出することができる。提出締切日が休日に当たるときは、その翌日とする。

2 修士論文等を提出しようとする者は、前項に定める修士論文等提出期限の 2 か月前までに指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を神戸大学大学院人文学研究科長(以下「研究科長」という。)に届出なければならない。

3 修士論文は、日本文の場合 400 字詰原稿用紙 100 枚程度、欧文の場合タイプ用紙 1 行おき 50 枚程度のものとする。

(博士論文の提出)

第 3 条 規程第 7 条第 1 項に規定する博士論文の提出期間は、7 月 1 日から 7 月 10 日まで、及び 12 月 1 日から 12 月 10 日までとする。

2 規程第 10 条第 1 項及び第 13 条第 1 項に規定する学位論文は、随時提出することができる。

(修士論文の審査委員)

第 4 条 規程第 8 条第 2 項及び第 3 項に規定する修士論文の審査委員は、指導教員を含め 3 人とする。

2 前項の審査委員のうち 1 人は、常勤の講師又は助教をもって充てることができる。

(博士論文の審査委員)

第 5 条 規程第 8 条第 1 項及び第 3 項に規定する博士論文の審査委員は、あわせて 3 人以上とする。

(最終試験及び試験の実施期日)

第 6 条 規程第 9 条に規定する最終試験は、神戸大学大学院人文学研究科教授会(以下「教授会」という)の議を経て研究科長が定めるところによる。

(雑 則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

人文学研究科の課程博士学位に関する内規

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

(平成 27 年 4 月 22 日 一部改正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科（以下「研究科」という。）において授与する課程博士の学位の種類及び学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 研究科において授与する学位は、博士とする。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

文学又は学術

(学位論文等の提出)

第 3 条 学位論文の審査を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類等を指導教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 学位論文審査願 | 1 部 |
| (2) 学位論文提出承認書 | 1 部 |
| (3) 論文目録 | 1 部 |
| (4) 学位論文 | 5 部 |
| (5) 論文内容の要旨(4,000 字程度、日本文による) | 7 部 |
| (6) 履歴書 | 1 部 |
| (7) その他参考論文等 | 各 1 部 |

2 学位論文等の提出期間は、12 月 1 日から 12 月 10 日まで及び 7 月 1 日から 7 月 10 日までとする。

3 指導教員は、教授会において、提出された学位論文の要旨、学位の種類等に関し、意見を述べるものとする。

(審査委員)

第 4 条 提出のあった学位論文の審査及び最終試験を行うため、教授会において、学位論文提出者ごとに 5 名以上の審査委員を選出する。

(最終試験)

第 5 条 審査委員は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭により最終試験を行う。

2 審査委員が必要と認めた場合は、筆答による最終試験を行うことがある。

3 最終試験は、論文審査終了後 1 ヶ月以内に行うものとする。

4 第 1 項に規定する最終試験は、公開により行うことがある。

(審査結果の報告)

第 6 条 審査委員は、論文審査及び最終試験が終了したときは、次に掲げる事項を教授会に報告しなければならない。

- (1) 学位論文の審査結果の要旨
- (2) 最終試験の結果の要旨
- (3) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(雑 則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

人文学研究科の論文博士学位に関する内規

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

(平成 27 年 4 月 22 日 一部改正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科（以下「研究科」という。）において授与する論文博士の学位の種類及び学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 研究科において授与する学位は、博士とする。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

文学又は学術

(学位論文等の提出)

第 3 条 学位の授与を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類等を、提出する学位論文の内容に関係の深い学術領域の教員の推薦を受けたいえ、研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 学位申請書 | 1 部 |
| (2) 論文目録 | 1 部 |
| (3) 学位論文 | 5 部 |
| (4) 論文内容の要旨(4,000 字程度、日本語による) | 7 部 |
| (5) 履歴書 | 1 部 |
| (6) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書 | 各 1 部 |
| (7) 研究業績書（主要論文等を添付すること） | 1 部 |

2 前項に規定する学位授与の申請は、随時行うことができる。

3 提出のあった学位論文等は、人文学研究科教務学生係において仮受付をする。

4 学位論文を推薦した教員は、教授会において、学位申請者の経歴、学位論文の要旨、研究業績等に関し意見を述べるものとする。

(予備審査委員会)

第 4 条 教授会は、提出のあった学位論文を受理すべきか否か及び学位の専攻分野の名称の適否を検討するため、学位論文提出者ごとに予備審査委員会を置く。

2 予備審査委員会は、学位論文を推薦した教員及び教授会において選出する 2 名の委員で構成する。

3 予備審査委員会は、審査の結果を速やかに教授会に報告するものとする。

(学位論文の受理)

第 5 条 教授会は、予備審査委員会の審査結果の報告に基づき、当該論文を受理すべきか否かについて決定するものとする。

2 前項の決定については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学長への進達)

第 6 条 研究科長は、前条の規定により受理決定された当該論文を、学長に進達するものとする。

(審査委員)

第 7 条 学長から論文審査の付託があったときは、学力の確認、学位論文の審査及び試験を行うため、教授会において、学位論文提出者ごとに 5 名の審査委員を選出する。

(学力の確認)

第 8 条 審査委員は、研究科の課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認するため、筆答又は口頭により試問を行う。

2 試問は、研究科における授業科目のうち、審査委員の定めるもの及び語学 2 カ国語について行う。

3 前項の試問を行う際に、審査委員が必要と認めるときは、教授会の議を経て審査委員以外の教員にも試問を委嘱することができる。

4 審査委員が学位申請者の学歴、業績に基づいて学力の確認を行いうると判断した場合は、試問を省略することができる。

(試 験)

第 9 条 審査委員は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭により試問を行う。

2 審査委員が必要と認めた場合は、筆答による試験を行うことがある。

3 第1項に規定する試験は、公開により行うことがある。

(学力の確認及び試験の実施時期)

第 10 条 前2条に規定する学力の確認及び試験は、論文審査終了後1ヶ月以内に行うものとする。

(審査結果の報告)

第 11 条 審査委員は、論文審査及び学力の確認並びに試験が終了したときは、次に掲げる事項を教授会に報告しなければならない。

(1) 学位論文の審査結果の要旨

(2) 学力の確認及び試験の結果の要旨

(3) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(雑 則)

第 12 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する

附 則

この内規は、平成27年4月22日から施行する。

神戸大学大学院人文学研究科学位論文評価基準

人文学研究科

神戸大学大学院人文学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、必要なものは当該教育研究分野が定める。

修士論文の評価基準

1. 当該分野における学術上の創意工夫
2. 問題意識の明確さと課題設定の適切さ
3. 先行研究の検討・吟味の適切さ
4. 分析内容の独自性
5. 事実調査・文献資料等の取扱いの適切さ
6. 分析の明確さと論理的展開の一貫性
7. 表現・表記法の適切さ
8. 引用等の適切な処理と論文の体裁

博士論文の評価基準

1. 当該分野の学界に対する学術上の寄与
2. 当該分野以外の学術的研究への波及と社会的貢献
3. 問題意識の的確さと課題設定の明晰さ
4. 先行研究の検討・吟味の明晰さ
5. 分析内容の独創性
6. 事実調査・文献資料等の取扱いの的確さ
7. 分析の的確さと論理的展開の明晰さ
8. 表現・表記法の的確さ
9. 引用等の的確な処理を含む、学術論文に相応しい形式・文体上の卓越性

学位論文受理条件（申合せ）

平成 21 年 11 月 11 日制定

論文博士 [2009 年 11 月より適用]

原則として、出版されている研究書あるいは出版が内約されている研究書であること。出版が予定されていない場合には、2 本以上の査読誌掲載論文を含んでいること。その場合、学位取得後 1 年以内に電子媒体サービス等を利用して刊行すること。

課程博士 [2010 年 4 月入学者より適用]

- (1) 学位論文の内容を、査読誌ないしはそれに準ずる研究誌に刊行していること（採択済みも含む）。
なお、主指導教員が所属している教育研究分野でしかるべき規定を設けている場合には、この規定に加えて、当該教育研究分野の規定を尊重する。
- (2) 特段の理由がない限り、電子媒体サービス等を利用して、学位論文を学位取得後 1 年以内に刊行すること。

附 則

この申合せは、平成 21 年 11 月 11 日から施行する。

6 大学院人文学研究科（諸規則・内規等）

神戸大学大学院人文学研究科規則

(平成19年3月20日 制 定)

改正 平成20年3月31日 平成21年2月16日 平成21年3月31日
平成22年3月1日 平成23年3月29日 平成24年3月21日
平成25年3月27日 平成26年3月26日 平成26年6月26日
平成27年3月31日 平成28年3月31日 平成28年9月30日
平成28年11月11日 令和2年3月31日 令和2年12月1日
令和3年3月31日 令和3年10月13日 令和5年3月31日
令和6年3月29日 令和7年3月24日

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)及び神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)に基づき、神戸大学大学院人文学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第 2 条 研究科は、人類がこれまで蓄積してきた人間及び社会に関する古典的な文献の原理論的研究並びにフィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を通じ、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与する教育研究を行う。

(課 程)

第 3 条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻、講座、コース及び教育研究分野)

第 4 条 研究科に置く専攻、講座、コース及び教育研究分野は、別表第1のとおりとする。

(各専攻における教育研究上の目的)

第 5 条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 文化構造専攻

人類がこれまで蓄積してきた人間及び社会に関する古典的な文献の原理論的研究を通じ、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、人文学の基礎的な方法を継承しつつ、個々の文化現象の現代的意味を問うことのできる基礎的能力を備え、人文学を知識基盤社会に活かすことのできる人材を養成することを目的とし、後期課程においては、人文学の高度な研究法を継承しつつ、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与できる能力並びに共同研究を企画し、組織する能力を持つ人材を養成することを目的とする。

(2) 社会動態専攻

フィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を通じ、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、社会文化の動態的分析の基礎的な能力を備え、人文学を知識基盤社会に活かすことのできる人材を養成することを目的とし、後期課程においては、社会文化の高度な動態的分析能力を備え、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与できる能力並びに共同研究を企画し、組織する能力を持つ人材を養成することを目的とする。

(研究科長)

第 6 条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第 7 条 研究科に、副研究科長 2 人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学資格)

第 8 条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
 - (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、神戸大学大学院人文学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、研究科の前期課程に入学させることができる。
- (1) 大学に 3 年以上在学した者
 - (2) 外国において、学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

3 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(進 学)

第 9 条 神戸大学(以下「本学」という。)の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(再 入 学)

第 10 条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(選考方法)

第 11 条 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

(教育方法)

第 12 条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(授業科目及び単位数)

第 13 条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。ただし、その授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第 14 条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第 15 条 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科に勤務する教授又は客員教授とする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科に勤務する准教授、講師若しくは助教又は客員准教授をもって充てることができる。

(授業科目の履修)

- 第 16 条** 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。
- 2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。
 - 3 前期課程に在籍する学生は、学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
 - 4 後期課程に在籍する学生は、前期課程の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長の許可を受けなければならない。
 - 5 第 2 項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、第 24 条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院の授業科目の履修)

- 第 17 条** 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに、外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。
 - 3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、前期課程の学生に限り、15 単位を限度として研究科において修得したものとみなし、第 24 条に規定する単位として認めることができる。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

- 第 17 条の 2** 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。
 - 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、教授会の議を経て、前期課程の学生に限り、前条第 3 項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を限度として、第 24 条に規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第 18 条** 教学規則第 75 条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。
- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前期課程の学生に限り、15 単位を限度(ただし、第 17 条第 3 項並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。)として、第 24 条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院等の研究指導)

- 第 19 条** 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を

受けることができる期間は、前期課程の学生にあつては1年、後期課程の学生にあつては2年を超えないものとする。

(留 学)

第 20 条 学生は、第 17 条及び前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休 学)

第 21 条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

(単位の授与)

第 22 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 23 条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)及び神戸大学学位規程人文学研究科細則(平成19年3月30日制定)の定めるところによる。

(成績評価基準)

第 23 条の 2 教学規則第 73 条の 2 に規定する成績評価基準については、別に定める。

(課程の修了要件)

第 24 条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、別表第 3 の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本研究科と協定を締結している外国の大学院とのダブルディグリー・プログラムによる交流学生(派遣学生・受入学生)に係る前期課程の修了要件については、別に定める。

3 博士課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、別表第 3 の定めるところに従って10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の課程修了の認定は、教授会の議を経るものとする。

(学位の授与)

第 25 条 課程を修了した者には、その課程に応じ、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

前期課程 文 学

後期課程 文学又は学術

(特別聴講学生)

第 26 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講される学期末までとする。

(特別研究学生)

第 27 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を經由して研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別研究学生の研究期間は、原則として1年を超えないものとする。

(研究生)

第 28 条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生は、研究科担当の教員の指導の下に研究を行うものとする。
- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 29 条 前期課程において教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前期課程において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第4のとおりとする。

(雑 則)

第 30 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の第17条、第17条の2及び第18条の規定は、令和2年6月30日から適用する。
- この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1 専攻、コース及び教育研究分野(第4条関係)

専 攻	講 座	コ ー ス	教 育 研 究 分 野
文化構造専攻	哲 学	哲 学	哲学, 倫理学
	文 学	文 学	国文学(国語学を含む。), 中国・韓国文学 英米文学, ヨーロッパ文学
社会動態専攻	史 学	史 学	日本史学, 東洋史学, 西洋史学
	知識システム	知識システム 論	心理学, 言語学(英語学を含む。), 芸術学
	社会文化	社会文化論	社会学, 美術史学, 地理学, 文化資源論(連携講座: 後期課程のみ)
	文化資源論		

別表第2 授業科目及び単位数 (第13条関係)

前期課程

専攻等	授業科目	単位数					
研究科 共通科目	古典力基盤研究	2			国文学中世演習II	2	
	先端人文学演習	2			国文学中世演習III	2	
	地域歴史遺産活用演習	2			国文学近世演習I	2	
	アーカイブズ活用演習	2			国文学近世演習II	2	
	地域歴史遺産活用研究	2			国文学近代演習I	2	
	アーカイブズ活用研究	2			国文学近代演習II	2	
	倫理創成論研究	2			国語学演習I	2	
	倫理創成論演習	2			国語学演習II	2	
	日本語日本文化教育演習	2			国語学演習III	2	
	多文化理解演習	2			国語学演習IV	2	
	日本語教育研究I	2			国語学演習V	2	
	日本語教育研究II	2			国語学演習VI	2	
	日本語教育内容論I	2			国語学演習VII	2	
	日本語教育内容論II	2			国語学演習VIII	2	
	日本語教育方法論I	2			中国古典文学特殊研究I	2	
	日本語教育方法論II	2			中国古典文学特殊研究II	2	
	日本語教育方法論III	2			中国現代文学特殊研究I	2	
	日本語研究	2			中国現代文学特殊研究II	2	
	日本社会文化演習I	2			中国語学特殊研究	2	
	日本社会文化演習II	2			中国思想史特殊研究	2	
	グローバル人文学特殊研究※	2			韓国文学特殊研究I	2	
	比較現代日本論特殊研究※	2			韓国文学特殊研究II	2	
	比較日本文化産業論特殊研究※	2			中国古典文学演習I	2	
	グローバル対話力演習I※	2			中国古典文学演習II	2	
	グローバル対話力演習II※	2			中国古典文学演習III	2	
	アカデミック・ライティングI※	2			中国古典文学演習IV	2	
	アカデミック・ライティングII※	2			中国現代文学演習I	2	
	オックスフォード夏季プログラム※	2			中国現代文学演習II	2	
	海外日本語日本文化教育実習	2			中国語学演習	2	
	臨時科目1	1			韓国文学演習	2	
	臨時科目2	2			英米文学特殊研究I	2	
	文化 構造 専攻	哲学特殊研究I	2			英米文学特殊研究II	2
		哲学特殊研究II	2			英米文学特殊研究III	2
哲学特殊研究III		2			英米文学特殊研究IV	2	
哲学史特殊研究I		2			英米文学特殊研究V	2	
哲学史特殊研究II		2			英米文学特殊研究VI	2	
哲学演習I		2			英米文学特殊研究VII	2	
哲学演習II		2			英米文学特殊研究VIII	2	
哲学演習III		2			英米文学特殊研究IX	2	
哲学史演習		2			英米文学特殊研究X	2	
倫理学特殊研究I		2			英米文学演習I	2	
倫理学特殊研究II		2			英米文学演習II	2	
現代思想特殊研究		2			英米文学演習III	2	
倫理学演習I		2			英米文学演習IV	2	
倫理学演習II		2			英米文学演習V	2	
現代思想演習		2			英米文学演習VI	2	
国文学特殊研究I		2			英米文学演習VII	2	
国文学特殊研究II		2			英米文学演習VIII	2	
国文学特殊研究III		2			英米文学演習IX	2	
国文学特殊研究IV		2			英米文学演習X	2	
国文学特殊研究V		2			ドイツ文学特殊研究I	2	
国文学特殊研究VI		2			ドイツ文学特殊研究II	2	
国語学特殊研究I		2			ドイツ文学特殊研究III	2	
国語学特殊研究II		2			ドイツ文学特殊研究IV	2	
国語学特殊研究III		2			ドイツ文学特殊研究V	2	
国語学特殊研究IV		2			フランス文学特殊研究I	2	
国語学特殊研究V		2			フランス文学特殊研究II	2	
国文学古代演習I		2			フランス文学特殊研究III	2	
国文学古代演習II		2			フランス文学特殊研究IV	2	
国文学中世演習I		2			フランス文学特殊研究V	2	
				文化 構造 専攻		イタリア文学特殊研究I	2

文化 構造 専攻	選 択 科 目	イタリア文学特殊研究II	2	社会 動 態 専 攻	選 択 科 目	西洋近現代史特殊研究II	2
		ドイツ文学演習I	2			西洋古代史演習I	2
		ドイツ文学演習II	2			西洋古代史演習II	2
		ドイツ文学演習III	2			西洋中世史演習I	2
		ドイツ文学演習IV	2			西洋中世史演習II	2
		フランス文学演習I	2			西洋近世史演習I	2
		フランス文学演習II	2			西洋近世史演習II	2
		フランス文学演習III	2			西洋近現代史演習I	2
		フランス文学演習IV	2			西洋近現代史演習II	2
		イタリア文学演習I	2			心理学特殊研究I	2
		イタリア文学演習II	2			心理学特殊研究II	2
社会 動 態 専 攻	選 択 科 目	特別研究	4	心理学特殊研究III	2		
		日本古代史特殊研究	2	認知過程論I	2		
		日本古代中世史特殊研究I	2	認知過程論II	2		
		日本古代中世史特殊研究II	2	認知過程論III	2		
		日本中世史特殊研究I	2	認知情報論	2		
		日本中世史特殊研究II	2	心理学研究法I	2		
		日本近世史特殊研究	2	心理学研究法II	2		
		日本近世近代史特殊研究	2	心理学研究法III	2		
		日本近代史特殊研究I	2	心理学演習I	2		
		日本近代史特殊研究II	2	心理学演習II	2		
		日本現代史特殊研究I	2	心理学演習III	2		
		日本現代史特殊研究II	2	理論言語学特殊研究I	2		
		日本古代史演習	2	理論言語学特殊研究II	2		
		日本古代中世史演習I	2	英語学特殊研究I	2		
		日本古代中世史演習II	2	英語学特殊研究II	2		
		日本中世史演習I	2	認知言語学特殊研究I	2		
		日本中世史演習II	2	認知言語学特殊研究II	2		
		日本中世史演習III	2	音声学特殊研究I	2		
		日本近世史演習	2	音声学特殊研究II	2		
		日本近世近代史演習	2	日本語学特殊研究	2		
		日本近代史演習I	2	応用言語学特殊研究	2		
		日本近代史演習II	2	理論言語学演習I	2		
		日本現代史演習I	2	理論言語学演習II	2		
		日本現代史演習II	2	英語学演習I	2		
		日本現代史演習III	2	英語学演習II	2		
		東洋古典古代史特殊研究I	2	認知言語学演習I	2		
		東洋古典古代史特殊研究II	2	認知言語学演習II	2		
		東洋中世史特殊研究I	2	音声学演習I	2		
		東洋中世史特殊研究II	2	音声学演習II	2		
		東洋近世史特殊研究I	2	日本語学演習I	2		
		東洋近世史特殊研究II	2	日本語学演習II	2		
		東洋近現代史特殊研究I	2	応用言語学演習I	2		
		東洋近現代史特殊研究II	2	応用言語学演習II	2		
		東洋古典古代史演習I	2	芸術学特殊研究I	2		
		東洋古典古代史演習II	2	芸術学特殊研究II	2		
		東洋中世史演習I	2	美学特殊研究I	2		
		東洋中世史演習II	2	美学特殊研究II	2		
		東洋近世史演習I	2	芸術学演習I	2		
		東洋近世史演習II	2	芸術学演習II	2		
		東洋近現代史演習I	2	美学演習I	2		
		東洋近現代史演習II	2	美学演習II	2		
		西洋古代史特殊研究I	2	作品分析演習I	2		
		西洋古代史特殊研究II	2	作品分析演習II	2		
		西洋中世史特殊研究I	2	作品分析演習III	2		
		西洋中世史特殊研究II	2	文化社会学特殊研究	2		
		西洋近世史特殊研究I	2	理論社会学特殊研究I	2		
		西洋近世史特殊研究II	2	理論社会学特殊研究II	2		
西洋近現代史特殊研究I	2	社会学説史特殊研究	2				

社会動態専攻	選択科目	経験社会学特殊研究I	2
		経験社会学特殊研究II	2
		社会人類学特殊研究	2
		文化社会学演習	2
		理論社会学演習I	2
		理論社会学演習II	2
		経験社会学演習I	2
		経験社会学演習II	2
		社会人類学演習	2
		社会調査法演習I	2
		社会調査法演習II	2
		多変量解析演習	2
		質的分析演習	2
		日本美術史特殊研究I	2
		日本美術史特殊研究II	2
		アジア美術史特殊研究	2
		西洋美術史特殊研究	2
		比較造形文化史特殊研究	2
		近代造形史論特殊研究	2
		日本美術史演習	2
		アジア美術史演習	2
		西洋美術史演習	2
		美術作品資料演習I	2
		美術作品資料演習II	2
		地図史特殊研究I	2
		地図史特殊研究II	2
		社会地理学特殊研究I	2
		社会地理学特殊研究II	2
		歴史地理学特殊研究I	2
		歴史地理学特殊研究II	2
		地図史演習	2
		社会地理学演習	2
		歴史地理学演習	2
地理情報論演習	2		
地域調査法演習	2		
	特別研究	4	
目下「准 関キ認 連ビ証 科スア	アーカイブズ学特殊研究	2	
	アーカイブズ古文書特殊研究	2	
	アーカイブズ情報管理特殊研究	2	

※はグローバル科目を示す。

後期課程

専攻等	授業科目	単位数
共通研究科目	先端人文学発展演習	2
	地域歴史遺産活用企画演習	2
	倫理創成論発展演習	2
	日本語発展演習	2
	ジョブ型研究インターンシップ	2
文化構造専攻	特別演習	4
社会動態専攻	特別演習	4

別表第3 課程の修了要件(第24条関係)

前期課程

専攻	区分	修得単位数	備考
文化構造 専攻 社会動態 専攻	研究科共通科目	2単位以上	1. 選択科目については、所属する専攻の授業科目のうち、指導教員の指定する特殊研究4単位以上、演習4単位以上を修得しなければならない。 2. 2単位を超えて修得した研究科共通科目の単位数は、選択科目の修得単位数に算入することができる。 3. 第16条第5項、第17条第3項、第17条の2第3項及び第18条第3項の規定により認められた単位数は、選択科目の修得単位数に算入することができる。 4. 別表第2前期課程に掲げる准認証アーキビスト関連科目の単位数は、修了要件の修得単位数に算入することはできない。
	選択科目	20単位以上	
	特別研究	8単位	
合計	30単位以上		

後期課程

専攻	区分	修得単位数
文化構造 専攻 社会動態 専攻	研究科共通科目	2単位以上
	特別演習	8単位
合計	10単位以上	

別表第4 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科(第29条関係)

前期課程

専攻	免許状の種類	免許教科
文化構造 専攻	中学校教諭専修免許状	社会, 国語, 英語
	高等学校教諭専修免許状	公民, 国語, 英語
社会動態 専攻	中学校教諭専修免許状	社会, 英語
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史, 公民, 英語

科目ナンバリングについて

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成 28 年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入しています。

各授業科目のナンバリングコードは、以下のとおり 7 桁の英数字で構成されます。

(例) L 1 H M 1 0 0

第一桁	第二桁	第三, 四桁	第五桁	第六桁~第七桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の学部	課程	学科等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
L		HM	以下のとおり	以下のとおり
文学部	1	人文学科		
大学院人文学研究科 博士課程前期課程/ 博士課程後期課程	2/3	文化構造・社会動態専攻		

(ナンバリング導入のための基本方針 第五桁 科目のカテゴリー)

1	学	全学共通授業科目・専門授業科目	初級レベルの科目
2	士		中級レベルの科目
3	課		上級レベルの科目
4	程		最上級レベルの科目 (卒業論文関連科目を含む)
5		(欠番)	
6	大	博士課程前期課程, 専門職学位課程の専門授業科目	博士課程前期課程, 専門職学位課程の基礎科目
7	学		博士課程前期課程, 専門職学位課程の発展科目 (修士論文関連科目)
8	院	博士課程後期課程の専門授業科目	
0	課	卒業要件外の科目 (教職科目等資格関連科目)	

(文学部・人文学研究科ナンバリング付番ルール)

第五桁：科目のカテゴリー

- 1 文学部基礎科目
- 2 文学部専門科目のうち講義科目
- 3 文学部専門科目のうち演習・実習科目
- 4 卒業論文
- 5 (欠番)
- 6 人文学研究科博士課程前期課程共通科目
- 7 人文学研究科博士課程前期課程専門科目
- 8 人文学研究科博士課程後期課程

第六桁~第七桁：科目のナンバー

基本は 00 のデフォルト

同一名称科目 (a) (b) を順に履修する必要がある科目についてのみ 01、02 等の付番あり

科目ナンバリング一覧表

前期課程

専攻等	授業科目	単位	科目ナンバ-						
研究科共通科目	古典力基盤研究	2	L2HM600	国文学中世演習II	2	L2HM700			
	先端人文学演習	2	L2HM600	国文学中世演習III	2	L2HM700			
	地域歴史遺産活用演習	2	L2HM600	国文学近世演習I	2	L2HM700			
	アーカイブズ活用演習	2	L2HM600	国文学近世演習II	2	L2HM700			
	地域歴史遺産活用研究	2	L2HM600	国文学近代演習I	2	L2HM700			
	アーカイブズ活用研究	2	L2HM600	国文学近代演習II	2	L2HM700			
	倫理創成論研究	2	L2HM600	国語学演習I	2	L2HM700			
	倫理創成論演習	2	L2HM600	国語学演習II	2	L2HM700			
	日本語日本文化教育演習	2	L2HM600	国語学演習III	2	L2HM700			
	多文化理解演習	2	L2HM600	国語学演習IV	2	L2HM700			
	日本語教育研究I	2	L2HM600	国語学演習V	2	L2HM700			
	日本語教育研究II	2	L2HM600	国語学演習VI	2	L2HM700			
	日本語教育内容論I	2	L2HM600	国語学演習VII	2	L2HM700			
	日本語教育内容論II	2	L2HM600	国語学演習VIII	2	L2HM700			
	日本語教育方法論I	2	L2HM600	中国古典文学特殊研究I	2	L2HM700			
	日本語教育方法論II	2	L2HM600	中国古典文学特殊研究II	2	L2HM700			
	日本語教育方法論III	2	L2HM600	中国現代文学特殊研究I	2	L2HM700			
	日本語研究	2	L2HM600	中国現代文学特殊研究II	2	L2HM700			
	日本社会文化演習I	2	L2HM600	中国語学特殊研究	2	L2HM700			
	日本社会文化演習II	2	L2HM600	中国思想史特殊研究	2	L2HM700			
	グローバル人文学特殊研究※	2	L2HM600	韓国文学特殊研究I	2	L2HM700			
	比較現代日本論特殊研究※	2	L2HM600	韓国文学特殊研究II	2	L2HM700			
	比較日本文化産業論特殊研究※	2	L2HM600	中国古典文学演習I	2	L2HM700			
	グローバル対話力演習I※	2	L2HM600	中国古典文学演習II	2	L2HM700			
	グローバル対話力演習II※	2	L2HM600	中国古典文学演習III	2	L2HM700			
	アカデミック・ライティングI※	2	L2HM600	中国古典文学演習IV	2	L2HM700			
	アカデミック・ライティングII※	2	L2HM600	中国現代文学演習I	2	L2HM700			
	オックスフォード夏季プログラム※	2	L2HM600	中国現代文学演習II	2	L2HM700			
	海外日本語日本文化教育実習	2	L2HM600	中国語学演習	2	L2HM700			
	臨時科目1	1	L2HM600	韓国文学演習	2	L2HM700			
	臨時科目2	2	L2HM600	英米文学特殊研究I	2	L2HM700			
	文化構造専攻	選択科目	哲学特殊研究I	2	L2HM700	英米文学特殊研究II	2	L2HM700	
			哲学特殊研究II	2	L2HM700	英米文学特殊研究III	2	L2HM700	
			哲学特殊研究III	2	L2HM700	英米文学特殊研究IV	2	L2HM700	
			哲学史特殊研究I	2	L2HM700	英米文学特殊研究V	2	L2HM700	
			哲学史特殊研究II	2	L2HM700	英米文学特殊研究VI	2	L2HM700	
			哲学演習I	2	L2HM700	英米文学特殊研究VII	2	L2HM700	
			哲学演習II	2	L2HM700	英米文学特殊研究VIII	2	L2HM700	
			哲学演習III	2	L2HM700	英米文学特殊研究IX	2	L2HM700	
			哲学史演習	2	L2HM700	英米文学特殊研究X	2	L2HM700	
倫理学特殊研究I			2	L2HM700	英米文学演習I	2	L2HM700		
倫理学特殊研究II			2	L2HM700	英米文学演習II	2	L2HM700		
現代思想特殊研究			2	L2HM700	英米文学演習III	2	L2HM700		
倫理学演習I			2	L2HM700	英米文学演習IV	2	L2HM700		
倫理学演習II			2	L2HM700	英米文学演習V	2	L2HM700		
現代思想演習			2	L2HM700	英米文学演習VI	2	L2HM700		
国文学特殊研究I			2	L2HM700	英米文学演習VII	2	L2HM700		
国文学特殊研究II			2	L2HM700	英米文学演習VIII	2	L2HM700		
国文学特殊研究III			2	L2HM700	英米文学演習IX	2	L2HM700		
国文学特殊研究IV			2	L2HM700	英米文学演習X	2	L2HM700		
国文学特殊研究V			2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究I	2	L2HM700		
国文学特殊研究VI			2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究II	2	L2HM700		
国語学特殊研究I			2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究III	2	L2HM700		
国語学特殊研究II			2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究IV	2	L2HM700		
国語学特殊研究III			2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究V	2	L2HM700		
国語学特殊研究IV			2	L2HM700	フランス文学特殊研究I	2	L2HM700		
国語学特殊研究V			2	L2HM700	フランス文学特殊研究II	2	L2HM700		
国文学古代演習I			2	L2HM700	フランス文学特殊研究III	2	L2HM700		
国文学古代演習II			2	L2HM700	フランス文学特殊研究IV	2	L2HM700		
国文学中世演習I			2	L2HM700	フランス文学特殊研究V	2	L2HM700		
					イタリア文学特殊研究I	2	L2HM700		

文化 構造 専攻	選 択 科 目	イタリア文学特殊研究II	2	L2HM700	社会 動態 専攻	選 択 科 目	西洋近現代史特殊研究II	2	L2HM700
		ドイツ文学演習I	2	L2HM700			西洋古代史演習I	2	L2HM700
		ドイツ文学演習II	2	L2HM700			西洋古代史演習II	2	L2HM700
		ドイツ文学演習III	2	L2HM700			西洋中世史演習I	2	L2HM700
		ドイツ文学演習IV	2	L2HM700			西洋中世史演習II	2	L2HM700
		フランス文学演習I	2	L2HM700			西洋近世史演習I	2	L2HM700
		フランス文学演習II	2	L2HM700			西洋近世史演習II	2	L2HM700
		フランス文学演習III	2	L2HM700			西洋近現代史演習I	2	L2HM700
		フランス文学演習IV	2	L2HM700			西洋近現代史演習II	2	L2HM700
		イタリア文学演習I	2	L2HM700			心理学特殊研究I	2	L2HM700
		イタリア文学演習II	2	L2HM700			心理学特殊研究II	2	L2HM700
社会 動態 専攻	選 択 科 目	特別研究	4	L2HM700	心理学特殊研究III	2	L2HM700		
		日本古代史特殊研究	2	L2HM700	認知過程論I	2	L2HM700		
		日本古代中世史特殊研究I	2	L2HM700	認知過程論II	2	L2HM700		
		日本古代中世史特殊研究II	2	L2HM700	認知過程論III	2	L2HM700		
		日本中世史特殊研究I	2	L2HM700	認知情報論	2	L2HM700		
		日本中世史特殊研究II	2	L2HM700	心理学研究法I	2	L2HM700		
		日本近世史特殊研究	2	L2HM700	心理学研究法II	2	L2HM700		
		日本近世近代史特殊研究	2	L2HM700	心理学研究法III	2	L2HM700		
		日本近代史特殊研究I	2	L2HM700	心理学演習I	2	L2HM700		
		日本近代史特殊研究II	2	L2HM700	心理学演習II	2	L2HM700		
		日本現代史特殊研究I	2	L2HM700	心理学演習III	2	L2HM700		
		日本現代史特殊研究II	2	L2HM700	理論言語学特殊研究I	2	L2HM700		
		日本古代史演習	2	L2HM700	理論言語学特殊研究II	2	L2HM700		
		日本古代中世史演習I	2	L2HM700	英語学特殊研究I	2	L2HM700		
		日本古代中世史演習II	2	L2HM700	英語学特殊研究II	2	L2HM700		
		日本中世史演習I	2	L2HM700	認知言語学特殊研究I	2	L2HM700		
		日本中世史演習II	2	L2HM700	認知言語学特殊研究II	2	L2HM700		
		日本中世史演習III	2	L2HM700	音声学特殊研究I	2	L2HM700		
		日本近世史演習	2	L2HM700	音声学特殊研究II	2	L2HM700		
		日本近世近代史演習	2	L2HM700	日本語学特殊研究	2	L2HM700		
		日本近代史演習I	2	L2HM700	応用言語学特殊研究	2	L2HM700		
		日本近代史演習II	2	L2HM700	理論言語学演習I	2	L2HM700		
		日本現代史演習I	2	L2HM700	理論言語学演習II	2	L2HM700		
		日本現代史演習II	2	L2HM700	英語学演習I	2	L2HM700		
		日本現代史演習III	2	L2HM700	英語学演習II	2	L2HM700		
		東洋古典古代史特殊研究I	2	L2HM700	認知言語学演習I	2	L2HM700		
		東洋古典古代史特殊研究II	2	L2HM700	認知言語学演習II	2	L2HM700		
		東洋中世史特殊研究I	2	L2HM700	音声学演習I	2	L2HM700		
		東洋中世史特殊研究II	2	L2HM700	音声学演習II	2	L2HM700		
		東洋近世史特殊研究I	2	L2HM700	日本語学演習I	2	L2HM700		
		東洋近世史特殊研究II	2	L2HM700	日本語学演習II	2	L2HM700		
		東洋近現代史特殊研究I	2	L2HM700	応用言語学演習I	2	L2HM700		
		東洋近現代史特殊研究II	2	L2HM700	応用言語学演習II	2	L2HM700		
		東洋古典古代史演習I	2	L2HM700	芸術学特殊研究I	2	L2HM700		
		東洋古典古代史演習II	2	L2HM700	芸術学特殊研究II	2	L2HM700		
		東洋中世史演習I	2	L2HM700	美学特殊研究I	2	L2HM700		
		東洋中世史演習II	2	L2HM700	美学特殊研究II	2	L2HM700		
		東洋近世史演習I	2	L2HM700	芸術学演習I	2	L2HM700		
		東洋近世史演習II	2	L2HM700	芸術学演習II	2	L2HM700		
		東洋近現代史演習I	2	L2HM700	美学演習I	2	L2HM700		
		東洋近現代史演習II	2	L2HM700	美学演習II	2	L2HM700		
		西洋古代史特殊研究I	2	L2HM700	作品分析演習I	2	L2HM700		
		西洋古代史特殊研究II	2	L2HM700	作品分析演習II	2	L2HM700		
		西洋中世史特殊研究I	2	L2HM700	作品分析演習III	2	L2HM700		
		西洋中世史特殊研究II	2	L2HM700	文化社会学特殊研究	2	L2HM700		
		西洋近世史特殊研究I	2	L2HM700	理論社会学特殊研究I	2	L2HM700		
		西洋近世史特殊研究II	2	L2HM700	理論社会学特殊研究II	2	L2HM700		
		西洋近現代史特殊研究I	2	L2HM700	社会学説史特殊研究	2	L2HM700		

社会動態専攻	選択科目	経験社会学特殊研究I	2	L2HM700
		経験社会学特殊研究II	2	L2HM700
		社会人類学特殊研究	2	L2HM700
		文化社会学演習	2	L2HM700
		理論社会学演習I	2	L2HM700
		理論社会学演習II	2	L2HM700
		経験社会学演習I	2	L2HM700
		経験社会学演習II	2	L2HM700
		社会人類学演習	2	L2HM700
		社会調査法演習I	2	L2HM700
		社会調査法演習II	2	L2HM700
		多変量解析演習	2	L2HM700
		質的分析演習	2	L2HM700
		日本美術史特殊研究I	2	L2HM700
		日本美術史特殊研究II	2	L2HM700
		アジア美術史特殊研究	2	L2HM700
		西洋美術史特殊研究	2	L2HM700
		比較造形文化史特殊研究	2	L2HM700
		近代造形史論特殊研究	2	L2HM700
		日本美術史演習	2	L2HM700
		アジア美術史演習	2	L2HM700
		西洋美術史演習	2	L2HM700
		美術作品資料演習I	2	L2HM700
		美術作品資料演習II	2	L2HM700
		地図史特殊研究I	2	L2HM700
		地図史特殊研究II	2	L2HM700
		社会地理学特殊研究I	2	L2HM700
		社会地理学特殊研究II	2	L2HM700
		歴史地理学特殊研究I	2	L2HM700
		歴史地理学特殊研究II	2	L2HM700
地図史演習	2	L2HM700		
社会地理学演習	2	L2HM700		
歴史地理学演習	2	L2HM700		
地理情報論演習	2	L2HM700		
地域調査法演習	2	L2HM700		
特別研究	4	L2HM700		
目下 准 関キ認 連ビ証 科スア	アーカイブズ学特殊研究	2	L2HM000	
	アーカイブズ古文書特殊研究	2	L2HM000	
	アーカイブズ情報管理特殊研究	2	L2HM000	

※はグローバル科目を示す。

後期課程

専攻等	授業科目	単位数	科目ナンバー
共通研究科目	先端人文学発展演習	2	L3HM800
	地域歴史遺産活用企画演習	2	L3HM800
	倫理創成論発展演習	2	L3HM800
	日本語発展演習	2	L3HM800
	ジョブ型研究インターンシップ	2	L3HM800
文化構造専攻	特別演習	4	L3HM800
社会動態専攻	特別演習	4	L3HM800

試験及び論文・レポートにおける不正行為に関する申合せ

(平成 29 年 1 月 25 日制定)

(令和 4 年 2 月 17 日改正)

1. 定期試験または授業中における試験において、試験時間中に以下の行為を行った場合、または行おうとした場合は、不正行為と認定することがある。

- (1) 受験のために許可された携帯品以外を机上または机の中に置いていた場合
- (2) 持ち込みが許可されていないノート、教科書、配付資料、参考書、メモ等を参照していた場合
- (3) 他人の答案を写す、または他人に答案を写させた場合
- (4) 代理受験させた、または代理受験をした場合
- (5) 試験内容について私語を交わす等、試験を妨害した場合
- (6) 試験監督者の指示に従わなかった場合
- (7) 以上に類する行為を行った場合

2. 論文・レポート作成において以下の行為を行った場合は、不正行為と認定することがある。

- (1) 他人のレポート内容を書き写す、または書き換えた場合
- (2) 盗用・剽窃(他の著作物や WEB 上の情報の出典を明記せず利用する等の行為)を行った場合
- (3) データ等の改ざん・捏造を行った場合
- (4) 以上に類する行為を行った場合

3. 不正行為と疑われる事案が発生した場合、授業担当教員は教務委員と共に当該学生の面談を行い、不正行為と認定された場合には事実確認書を提出させる。

4. 不正行為と認定された場合、原則として当該学期の全履修科目の成績を無効とする。処分については、教務委員会の議を経て人文学研究科又は文学部教授会が決定する。不正行為者の所属部局が異なる場合、研究科長又は学部長は、不正行為者の事実確認書を添付の上、所属研究科又は学部へ通知する。

なお、教養教育院、他研究科又は他学部等から不正行為の通知があった場合も同様の処置を行う。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科 博士課程前期課程への受入れ並びに修了要件に関する内規

(平成 26 年 12 月 17 日制定)

(令和 3 年 1 月 20 日 改正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定、以下「研究科規則」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、ダブルディグリーの取得を目的とする海外協定大学（以下「協定大学」という。）の修士課程学生（以下「ダブルディグリー学生」という。）の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）への受入れ並びに修了要件について定めるものとする。

(入学者選抜)

第 2 条 協定大学の推薦に基づき、本研究科において選抜を実施する。

(選抜方法)

第 3 条 面接及び次の各号の提出書類により、教授会の議を経て、入学者の受入れを決定する。

- (1) 履歴書（所定の様式）
- (2) 研究計画書
- (3) 協定大学の推薦書
- (4) 協定大学が発行した学業成績証明書

(所 属)

第 4 条 ダブルディグリー学生は、前期課程の文化構造専攻または社会動態専攻に所属する。

(前期課程の修了要件)

第 5 条 前期課程修了に必要な単位数 30 単位を修得し、優れた業績を上げたダブルディグリー学生は、教授会の議を経て、1 年又は 1 年半で修了できる。

(授業科目の履修要件)

第 6 条 ダブルディグリー学生には、人文学研究科の履修要件を適用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 7 条 研究科規則第 18 条の規定に基づき、協定大学での既修得単位は、教授会の議を経て 15 単位を限度として、前期課程の必要修得単位数に算入することができる。

(優れた業績)

第 8 条 第 5 条の優れた業績とは、次の各号のいずれかをさすものとする。

- (1) 修士論文の評価が秀又は優であること。
- (2) 指導教員の指定する特殊研究および演習のうち、6 単位が秀又は優であること。
- (3) その他、優れた業績と教授会が認めたもの。

附 則

この内規は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 20 日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程の学生の海外 協定大学の修士課程への派遣並びに修了要件に関する内規

(平成 26 年 12 月 17 日制定)

(令和 3 年 1 月 20 日 改正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定、以下「研究科規則」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、ダブルディグリーの取得を目的とする本研究科博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）の学生（以下「派遣学生」という。）の海外協定大学（以下「協定大学」という。）の修士課程への派遣並びに修了要件について定めるものとする。

(派遣学生要件)

第 2 条 ダブルディグリー・プログラムには、人文学研究科前期課程に所属する学生が出願できるものとする。

(派遣学生選抜)

第 3 条 本研究科の推薦にもとづき、協定大学において選抜を実施する。

(派遣学生の修士論文提出)

第 4 条 派遣学生は、協定大学への派遣終了後、本研究科に半年以上在籍し、修士論文を提出しなければならない。

(前期課程の修了要件)

第 5 条 前期課程修了に必要な単位数 30 単位を修得し、優れた業績を上げた派遣学生は、教授会の議を経て、1 年又は 1 年半で修了できる。

(授業科目の履修要件)

第 6 条 派遣学生には、人文学研究科の履修要件を適用する。

(協定大学での修得単位の認定)

第 7 条 研究科規則第 18 条の規定に基づき、協定大学での修得単位は、教授会の議を経て、15 単位を限度として、前期課程の必要修得単位数に算入することができる。

(優れた業績)

第 8 条 第 5 条の優れた業績とは、次の各号のいずれかをさすものとする。

- (1) 修士論文の評価が秀又は優であること。
- (2) 指導教員の指定する特殊研究および演習のうち、6 単位が秀又は優であること。
- (3) その他、優れた業績と教授会が認めたもの。

附 則

この内規は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 20 日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

日本語日本文化教育プログラムに関する内規

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程における日本語日本文化教育プログラムの履修等に関して必要事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 日本語日本文化教育プログラム（以下「プログラム」という。）は、学生各自が専攻する教育研究分野の研究の特性を生かしながら、留学生に対する日本語日本文化教育の実践をおししてコミュニケーション能力を身につけ、異文化理解の基本姿勢を学び、それによって現代社会の要求に応じた知識や実践能力を持った、国際性と幅広い視野を有する人材の養成を目的とする。

(授業科目等)

第 3 条 神戸大学大学院人文学研究科規則（以下「規則」という。）第 13 条別表第 2 に定める前期課程の授業科目のうち、別表に定める授業科目を履修することにより、プログラムの修得ができる。プログラムの授業科目の種類及び修得しなければならない単位数は別表のとおりとする。

(授業科目の履修)

第 4 条 プログラムを履修しようとする者は、人文学研究科教務学生係にその旨申し出なければならない。

2 人文学研究科博士課程後期課程及び他研究科の学生がプログラムを履修しようとするときは、人文学研究科教授会での承認を得なければならない。

(修了証書)

第 5 条 プログラムの修了に必要な単位を修得した者には、プログラム修了証書を発行する。

(前期課程修了要件単位への算入)

第 6 条 第 3 条の規定により修得した単位は、規則第 24 条第 1 項に規定する前期課程修了の要件となる単位数に含めることができる。

(雑 則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定めるところによる。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成 27 年 10 月 28 日から施行する。

2 次に掲げる申し合せは、廃止する。

人文学研究科規則第 16 条第 4 項に関する申し合せ（平成 22 年 4 月 1 日決定）

附 則

この内規は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 授業科目及び必要修得単位数

	授 業 科 目	単位数	合計 単位数
必 修	日本語日本文化教育演習	2	12
I 群	多文化理解演習	4	
	日本語教育研究 I		
	日本語教育研究 II		
	日本語教育内容論 I		
	日本語教育内容論 II		
	日本語教育方法論 I		
	日本語教育方法論 II		
	日本語教育方法論 III		
	海外日本語日本文化教育実習		
II 群	日本語研究	2	
	国語学特殊研究 I		
	国語学特殊研究 II		
	国語学特殊研究 III		
	国語学特殊研究 IV		
	国語学特殊研究 V		
	日本語学特殊研究		
	応用言語学特殊研究		
	認知言語学特殊研究 I		
	認知言語学特殊研究 II		
	音声学特殊研究 I		
	音声学特殊研究 II		
III 群	日本社会文化演習 I	2	
	日本社会文化演習 II		
	国文学特殊研究 I		
	国文学特殊研究 II		
	国文学特殊研究 III		
	国文学特殊研究 IV		
	国文学特殊研究 V		
	国文学特殊研究 VI		
	日本古代中世史特殊研究 I		
	日本古代中世史特殊研究 II		
	日本中世史特殊研究 I		
	日本中世史特殊研究 II		
	日本近代史特殊研究 I		
	日本近代史特殊研究 II		
	日本現代史特殊研究 I		
	日本現代史特殊研究 II		
IV 群 (国際文化学 研究科科目)	日本語教育内容論特殊講義	2	
	日本語教育方法論特殊講義		
	日本語教育応用論特殊講義		
	言語コミュニケーション論演習[齊藤・川上]		

* 言語コミュニケーション論演習(2単位)は齊藤及び川上担当のものに限る。

[日本語日本文化教育演習]を2単位、I 群から4単位、II 群・III 群から各2単位、及び I 群・II 群・III 群・IV 群のいずれかから2単位、合計12単位を必要修得単位数とする。

人文学研究科規則第 16 条第 2 項に関する申合せ

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

選択科目のうち、他研究科の授業科目について修得した単位は、4 単位以内において前期課程の選択科目とすることができる。

附 則

この申し合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

人文学研究科特別試験に関する内規

平成 28 年 2 月 8 日 制定

第 1 条 この内規は、本研究科授業科目の試験における特別試験に関する事項について定める。

第 2 条 特別試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、人文学研究科教授会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習（学外での調査・見学等）
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 特別試験の願い出は、事由を明記した特別試験受験願（所定の用紙）に医師の診断書（治療期間の明記されたものに限る）又は相当の説明書等を添付して人文学研究科長に提出するものとする。

第 4 条 特別試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 特別試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、特別試験を行わない。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人文学研究科の成績評価基準に関する内規

平成 26 年 3 月 19 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則(平成 19 年 3 月 20 日制定)第 23 条の 2 の規定に基づき、成績評価基準(以下「基準」という。)及び成績について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目における成績評価は、当該授業科目の目的に添って、定期期末試験等の結果、レポート等の提出状況、指示された課題への対応状況、授業への出席状況、授業への取組みと成果等を考慮して行うものとする。

(基準の設定)

第 3 条 基準は、各授業科目毎に当該授業担当教員が定める。また、修士論文及び博士論文の評価基準は別に定める。

(基準の公表)

第 4 条 各授業科目の基準は、人文学研究科のシラバスに記載して公表するものとする。

(成績)

第 5 条 成績は、合否により成績評価を行う実習等の授業科目を除き、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

和文標語	英文標語	評点区分	評 価 基 準
秀	S	90点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
優	A	80点以上90点未満	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
良	B	70点以上80点未満	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
可	C	60点以上70点未満	学修の目標を達成している。
不可	F	60点未満	学修の目標を達成していない。

※ この基準は平成 24 年 4 月 1 日以降に入学(進学)した者に適用する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

令和3年5月26日 制定

この申合せは、学生から文学部・人文学研究科において開講している授業科目の成績評価に対する申し立てがあった場合に、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、必要な手続きについて定めるものとする。

(申し立ての理由)

学生は、受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、文学部長・人文学研究科長に申し立てを行い、成績評価について授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後、原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、人文学研究科教務学生係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し、成績評価について速やかに人文学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により文学部・人文学研究科長に報告することとする。

附 則

この申合せは、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

神戸大学大学院人文学研究科研究生規程

(平成 19 年 3 月 30 日 制 定)

(平成 20 年 3 月 31 日 改 正)

(平成 21 年 3 月 31 日 改 正)

(平成 24 年 10 月 9 日 改 正)

(平成 27 年 3 月 31 日 改 正)

(令和 2 年 12 月 1 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学大学院人文学研究科規則(平成 19 年 3 月 20 日制定)第 28 条第 3 項の規定に基づき、神戸大学大学院人文学研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (4) 研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、4 月 1 日及び 10 月 1 日とする。ただし、特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人文学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書及び履歴書(所定の用紙)
- (2) 最終出身学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書
- (3) 従来の研究内容(研究業績)及び今後の研究計画の概要
- (4) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (6) その他研究科において必要と認める書類

2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。

3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学大学院人文学研究科（以下「教授会」という。）の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(研究期間)

第 7 条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(研 究)

第 8 条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

3 研究生は、研究期間の終了に当たって、研究報告書を研究科長に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第 9 条 研究生が、研究事項について証明を願い出た場合には、研究証明書を交付する。

(退 学)

第 10 条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 11 条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長が除籍する。

(1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないものと認められる者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

(雑 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 31 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 9 日から施行し、改正後の神戸大学大学院人文学研究科研究生規程の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学大学院人文学研究科研究生規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

神戸大学大学院人文学研究科外国人特別学生入学選考規程

(平成 19 年 3 月 30 日 制 定)

(平成 24 年 10 月 9 日 改 正)

(平成 27 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 83 条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院人文学研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (4) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (4) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの
- (5) 研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第 3 条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類等を神戸大学大学院人文学研究科長(以下「研究科長」という。)へ提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 在籍大学又は出身大学が発行した卒業(修了)証明書及び成績証明書
- (4) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (6) その他研究科において必要と認める書類

2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。

3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選 考)

第 4 条 選考は、学力検査(筆記試験及び口頭試問をいう。以下同じ。)及び前条の規定により提出された書類を総合して行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学大学院人文学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、学力検査を省略することがある。

(入学の時期)

第 5 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、教授会の議を経て、学期の初めとすることがある。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 9 日から施行し、改正後の神戸大学大学院人文学研究科外国人特別学生入学選考規程の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学大学院人文学研究科特別研究学生に関する内規

令和7年12月17日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成19年3月20日制定）第27条の規定に基づき、神戸大学大学院人文学研究科（以下「研究科」という。）の特別研究学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 他大学大学院から特別研究学生の受入れ依頼があったときは、研究科との協定に基づき、研究科教授会の議を経て、特別研究学生として研究指導を受けることを許可する。

(受入れ時期及び研究期間)

第3条 特別研究学生の受入れ時期は、4月及び10月とする。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 研究期間は、原則として1年を超えないものとする。

(授業料等)

第4条 特別研究学生は、研究期間に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しないことを協定した大学から受入れた者については、授業料を徴収しない。

3 特別研究学生に関わる検定料及び入学金は徴収しない。

4 研究指導を受けるために必要な費用は、特別研究学生の負担とする。

(授業科目の聴講)

第5条 特別研究学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

(施設等の使用)

第6条 特別研究学生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

(許可取消し)

第6条 特別研究学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、受入れの許可を取消すことがある。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反したとき
- (3) 学生の本分に反する行為があると認められるとき

附 則

この内規は、令和7年12月17日から施行する。

博士課程前期課程学生の入学前の既修得単位の認定に関する内規

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

(令和 3 年 1 月 20 日 最終改正)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定。以下「規則」という。）第 18 条の規定により、入学前の既修得単位の認定について定める。

第 2 条 既修得単位の認定の申請資格は、大学院博士課程前期課程又はこれに相当する課程を修了又は退学した者とする。

第 3 条 認定できる授業科目の単位数は、15 単位を限度とする。

第 4 条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（別紙様式）
- (2) 修了証明書又は在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（シラバス、講義要項等）

第 5 条 第 3 条の規定による既修得単位の認定は、申請した授業科目ごとに当該授業科目担当教員が試験（筆記又は口頭）により行う。

第 6 条 認定された授業科目の成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 20 日から施行し、改正後の 3 条の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

別紙様式（略）

日本語日本文化教育インターンシップ（海外日本語日本文化教育実習） の単位認定に関する内規

（令和3年10月6日制定）

（趣 旨）

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成19年3月20日制定）第13条に定める授業科目「海外日本語日本文化教育実習」（2単位）の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（単位の申請）

第 2 条 学生は、神戸大学又は人文学研究科（以下「本研究科」という）の協定に基づき参加した日本語日本文化教育インターンシップについて、単位認定を申請することができる。申請できるインターンシップの実施期間は、10日（60時間）以上とする。

2 単位認定を希望する学生は、インターンシップ終了後、速やかに、日本語日本文化教育インターンシップ単位認定申請書（別紙様式1）を人文学研究科長に提出しなければならない。

（単位の認定）

第 3 条 本研究科教授会は、前条第2項に定める提出書類に基づき、単位認定について審査する。

（その他の必要事項）

第 4 条 この内規に定めるもののほか、インターンシップの単位認定に関して必要な事項は、本研究科教務委員会が定める。

附 則

この内規は、令和3年10月6日から施行する。

別紙様式（略）

人文学研究科学生の留学に関する内規

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

(平成 27 年 4 月 22 日 改 正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定。以下「規則」という。）第 20 条の規定により学生が留学する場合の取扱いについて定める。

(留学機関)

第 2 条 留学が認められる外国の大学は、正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する研究機関（以下単に「大学」という。）で、あらかじめ本研究科と協定を結んでいるものとする。

2 前項に規定するもののほか、事前協定を欠いている場合でも、次の各号に掲げる要件に基づき、本研究科において適当と認められた大学については、留学を認めることがある。

- (1) 規則第 17 条の規定により、授業科目を履修する場合は、留学する大学における教育課程（授業科目、担当教授、開講期間、授業時間数等）が明らかであること。
- (2) 規則第 19 条の規定により、研究指導を受ける場合は、留学する大学において指導を受けようとする教授及びその研究分野が明らかであり、かつ指導を受けることについて当該教授の承認を得ていること。

(留学の許可申請)

第 3 条 留学しようとする者は、次の書類を提出して、留学の許可を申請しなければならない。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

- (1) 留学許可申請書
- (2) 留学先の入学許可書(写)

(留学期間)

第 4 条 留学期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、後期課程の学生について特に必要があると認めるときは、1 年を限度として延長を許可することがある。

2 前項ただし書きにより、留学期間を延長する場合は、当初の留学期間満了日前までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学期間延長申請書
- (2) 留学先の延長許可書(写)

(修業年限への算入)

第 5 条 許可を受けて留学した期間は、修業年限に算入する。

(単位の認定)

第 6 条 規則第 17 条により授業科目を履修した者は、留学した大学の単位認定書又は成績証明書若しくはこれらに代わる証明書を提出しなければならない。

2 教授会は、単位の認定に当たっては、あらかじめ次の各号に掲げる委員に審査を付託する。

- (1) 指導教員（3 名）
- (2) 大学院委員

(研究指導の評価)

第 7 条 規則第 19 条により研究指導を受けた者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学した大学の指導教授の研究評価書

(2) 研究報告書

- 2 研究指導の評価は、指導教員（3名）が行う。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月22日から施行する。

人文学研究科学生の留学に関する内規第5条に関する申合せ

(平成19年3月20日 制定)

- 1 この申合せは、在学のまま留学する場合の取扱いであって、休学により、留学する場合は適用しない。
- 2 内規第2条の留学機関は、本研究科と同一水準以上と認められるものであること
- 3 内規第3条の申請に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けて留学計画を立てること。
なお、留学許可申請書には、理由欄に留学の目的、履修し又は研究指導を受けようとする事項の概要と現在の研究との関連について記入すること。
- 4 内規第4条の留学期間延長許可申請書提出に当たっては、研究報告書を添付すること。
- 5 (略)
- 6 内規第7条第1項第1号の研究評価書は、少なくとも、指導期間、指導テーマ及び評価が記入されたものであること。
- 7 内規第7条第1項第2号の研究報告書は、レポート様式とし、4,000字以上とする。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

人文学研究科学生の研究指導計画書及び学修プロセスフロー関連提出書類等に関する申合せ

(令和3年12月22日 改正)

1 研究指導計画書について

研究指導の方法及び内容並びに一年間の研究指導の計画をあらかじめ明示するために作成する研究指導計画書について次のとおり定める。

(入学年度の研究指導計画書の作成)

- (1) 主指導教員は、指導学生の入学後すみやかに、研究指導の方法及び内容並びに一年間の研究指導の計画に関する研究指導計画書(前期課程は別紙様式 1、後期課程は別紙様式 4)を作成し、指導学生に明示する。

(入学年度以外の研究指導計画書の作成)

- (2) 主指導教員は、入学年度以外の各年度の開始後すみやかに、前年度の研究指導計画の達成状況に鑑み、研究指導の方法及び内容並びに一年間の研究指導の計画に関する研究指導計画書(前期課程は別紙様式 1、後期課程は別紙様式 4)を作成し、指導学生に明示する。

(研究指導計画書の提出)

- (3) 主指導教員は、研究指導計画書を教務学生係に提出するものとする。

2 学修プロセスフロー関連提出書類等について

学生は、次の区分に従い、提出書類等を提出するものとする。

区 分	提出書類	提出期限
前期課程	1年次学生 修士論文作成計画書(別紙様式2)	5月20日
	2年次学生 修士準備論文 修士論文題目届(別紙様式3) 修士論文	4月10日 11月16日(注1) 1月16日(注2)
後期課程	1年次学生 博士論文作成計画書(別紙様式5)	5月31日
	3年次学生 博士予備論文 博士論文	5月31日 12月1日～12月10日(注3)

* 提出期限が休日と重なった場合はその前の平日とする。ただし、修士論文は休日の後の平日とする。

(注1) 9月修了者は5月15日

(注2) 9月修了者は7月15日

(注3) 9月修了者は7月1日～7月10日

3 提出書類の免除について

神戸大学大学院人文学研究科規則(平成 19 年 3 月 20 日制定)第 24 条の規定に基づき、早期に学位論文を提出しようとする者は、論文提出日以降が提出期限となっている書類は免除する。

附 則

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 (略)

人文学研究科学生の学修プロセスフロー

年次	時 期	事 項
【博士課程前期課程】		
1年次	4月20日まで	■ 「前期課程研究指導計画書」提出(主指導教員)
	5月20日まで	<u>「修士論文作成計画書」提出</u>
2年次	4月10日まで	■ <u>修士準備論文を一部提出</u>
	4月20日まで	■ 「前期課程研究指導計画書」提出(主指導教員)
	6月第3水曜日	前期課程公開研究報告会
	前期課程公開研究報告会 の翌週の金曜日	■ 「前期課程公開研究報告会終了報告書」提出(主指導教員)
	11月16日まで	■ <u>「修士論文題目届」提出</u>
	1月16日まで	■ <u>修士論文を1部提出</u>
	2月中旬	最終試験
	3月上旬	博士課程前期課程修了判定
	3月下旬	学位記授与式
	【博士課程後期課程】	
1年次	4月20日まで	■ 「後期課程研究指導計画書」提出(主指導教員)
	5月31日まで	<u>「博士論文作成計画書」提出</u>
2年次	4月20日まで	■ 「後期課程研究指導計画書」提出(主指導教員)
	7月1日まで	■ 「後期課程公開研究報告会発表題目」提出(主指導教員)
	9月30日	後期課程公開研究報告会
	10月10日まで	■ 「後期課程公開研究報告会終了報告書」提出(主指導教員)
3年次	4月20日まで	■ 「後期課程研究指導計画書」提出(主指導教員)
	5月31日まで	■ <u>博士予備論文を3部提出</u>
	6月最終水曜日 または7月第1水曜日	博士予備論文公開審査
	博士予備論文公開審査の 翌週の金曜日	■ 「博士予備論文公開審査報告書」提出(主指導教員)
	12月1日～12月10日	■ <u>博士論文を5部提出</u>
	1月～2月	最終試験
	3月上旬	博士課程後期課程修了者(学位授与)認定
	3月下旬	博士学位授与

備考: は、学生が提出するもの。

■ は教務学生係に提出するもの。

博士課程前期課程9月修了者の修士論文題目は5月15日まで、修士論文提出は7月15日まで。

博士課程後期課程9月修了者の博士論文提出は、7月1日から7月10日まで。

(注) 時期が休日にあたる時は、その前日とします。ただし、修士論文提出については、その翌日とします。

各年度の時期については、前年度の12月に掲示により通知します。

海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する申合せ

(平成 28 年 2 月 17 日制定)

(平成 28 年 9 月 21 日改正)

海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程への受入れ並びに修了要件に関する内規第 5 条に定める優れた業績を上げたダブルディグリー学生に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関する取り扱いを次のとおり定める。

1. 早期修了を申請することができる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 主指導教員から推薦された者
 - (2) 所定の単位を修得した者
 - (3) 同内規 8 条に定める優れた業績を有する者
2. 早期修了の時期は学期末とする。
3. 早期修了しようとする者（以下「申請者」という。）は、次項に定める期日までに次の書類を提出するものとする。
 - (1) 早期修了申請書（所定の様式）
 - (2) 主指導教員及び副指導教員連名の推薦理由書（所定の様式）
 - (3) 修士準備論文
4. 申請者は次の各号に掲げる期日までに、前項各号に掲げる書類を人文学研究科長へ提出しなければならない。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。
 - (1) 1 年次の後期末で課程修了を申請する場合・・・1 年次の 9 月 30 日
 - (2) 2 年次の前期末で課程修了を申請する場合・・・1 年次の 3 月 31 日
5. 前項の申請があった場合は、前期課程公開研究報告会を開催し、主指導教員は次の各号に掲げる期日までに教務学生係に「前期課程公開研究報告会終了報告書」を提出するものとする。
 - (1) 1 年次の後期末で課程修了を申請する場合・・・1 年次の 10 月の教務委員会開催予定日の一週間前
 - (2) 2 年次の前期末で課程修了を申請する場合・・・2 年次の 4 月の教務委員会開催予定日の一週間前
6. 申請者の早期修了の資格審査は、「前期課程公開研究報告会終了報告書」の提出を受け、当該主指導教員が出席のうえ教務委員会が行う。
7. 早期修了資格の有無の最終決定は、人文学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。
8. 申請者は次の各号に掲げる期日までに、教務学生係に「修士論文題目届」を提出する

ものとする。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その前の業務日までとする。

(1) 1年次の後期末で課程修了を申請する場合・・・1年次の11月16日

(2) 2年次の前期末で課程修了を申請する場合・・・2年次の5月15日

9. 申請者は次の各号に掲げる期日までに、教務学生係に修士論文を1部提出するものとする。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。

(1) 1年次の後期末で課程修了を申請する場合・・・1年次の1月16日

(2) 2年次の前期末で課程修了を申請する場合・・・2年次の7月15日

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年10月1日から実施する。

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する申合せ

(平成 24 年 9 月 19 日 制 定)

(平成 25 年 3 月 19 日 改 正)

(平成 27 年 4 月 22 日 改 正)

神戸大学大学院人文学研究科規則第 2 4 条第 3 項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関する取り扱いを次のとおり定める。

1. 早期修了を申請することができる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 主指導教員から推薦された者
 - (2) 所定の単位を修得した者
 - (3) 優れた研究業績を有する者
2. 早期修了の時期は学期末とする。
3. 早期修了しようとする者（以下「申請者」という。）は、次項に定める期日までに次の書類を提出するものとする。
 - (1) 早期修了申請書（所定の様式）
 - (2) 主指導教員及び副指導教員連名の推薦理由書（所定の様式）
 - (3) 博士学位論文の草稿及びその要旨（日本語で4,000字程度）
 - (4) 研究業績一覧（所定の様式）、査読付きかどうかを明記すること。共著論文については分担を明記すること。
 - (5) 公表論文等及び公表準備中の論文等。ただし、投稿中の論文については、掲載決定を証明する書類を添付すること。
4. 申請者は次の各号に掲げる期日までに、前項各号に掲げる書類を人文学研究科長へ提出しなければならない。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。
 - (1) 1 年次の後期末で課程修了を申請する場合 1 年次の 10 月 10 日
 - (2) 2 年次の前期末で課程修了を申請する場合 2 年次の 5 月 10 日
 - (3) 2 年次の後期末で課程修了を申請する場合 2 年次の 10 月 10 日
 - (4) 3 年次の前期末で課程修了を申請する場合 3 年次の 5 月 10 日
5. 申請者の早期修了の資格審査は、当該主指導教員が出席のうえ教務委員会が行う。
6. 早期修了資格の有無の最終決定は、人文学研究科教授会が行う。

附 則

この申合せは、平成 24 年 9 月 19 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 25 年 3 月 19 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 22 日から実施する。

人文学研究科博士課程後期課程再入学に関する申合せ

平成 28 年 2 月 17 日制定

1. 目的

本申合せは、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定）第 10 条に基づき、神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程（以下、「後期課程」という。）への再入学に関する必要な事項について定めるものとする。

2. 出願資格

出願資格を有する者は、以下の 3 つの条件をともに満たす者とする。

- (1) 後期課程に籍を置き、事情により退学を許可された者、または除籍された者。
- (2) 修業年限の 2 倍の在学年限を越えていないこと。
- (3) 再入学の時点で、退学または除籍から 10 年未満の者。

3. 推薦

再入学を願い出る者は、本研究科教員 2 名の推薦を得る必要がある。

4. 推薦基準

後期課程への再入学は、博士号の取得が確実と認められる者に限定する。推薦者は、特にこの点を十分に考慮して推薦する。

5. 出願手続

再入学を希望する者は、次の書類等を取りそろえ、再入学を希望する前年度の 11 月末日までに、教務学生係に提出するものとする。

- 1 再入学願書及び履歴書（本研究科所定の様式）
 - 2 再入学を希望する理由書（800 字程度）
 - 3 研究計画書（4000 字程度）
 - 4 修士論文以降の主な研究業績（コピーも可）
 - 5 推薦書（本研究科教員 2 名の推薦書）
 - 6 再入学への出願を許可する旨の勤務先所属長発行の書類（在職者のみ）
 - 7 検定料（後期課程入学試験検定料と同じ額）
 - 8 既に日本に居住している外国人は住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成され、在留資格等が明記されているもの、またはこれに代わる書類）
- ※ただし、国内に在留していない者は、入学時に提出するものとする。

6. 選考方法

再入学希望者に対する選考は、選考を行うことについての教務委員会、教授会での議を経た上で、当該教育研究分野の教員による書類審査及び面接によって行う。

面接は原則として1月中に行うものとする。

合格判定は、後期課程の通常の入進学試験と同じ教務委員会、教授会で行う。

選考結果については、後期課程の通常の入進学試験の合格発表と同じ期日もしくはそれ以降に出願者に通知する。

7. 再入学条件

教務委員会が再入学は適切と判断した場合は、正副大学院委員は下記の事項についての教授会原案を作成する。

- (1) 再入学年次
- (2) 標準修業年限
- (3) 最長在学年限（在学年限は、中途退学等の残りの在学年限とする）
- (4) 休学可能年限
- (5) 適用される規則（再入学の年度のもものが適用される）
- (6) 旧在籍期間中の既修得単位の認定
- (7) 再入学後に修得すべき単位数
- (8) 博士論文提出のための要件

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

人文学研究科の指導教員に関する申合せ

平成 19 年 3 月 20 日制定

令和 7 年 12 月 17 日改正

人文学研究科規則第 15 条に規定する指導教員については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 学生 1 名に対して 3 名の指導教員(内 1 名を主たる指導教員, 2 名を副指導教員)とする。
2. 主たる指導教員は教授とする。ただし, 教授会の議を経て准教授又は専任講師を主たる指導教員とすることができる。
3. 主たる指導教員は自教育研究分野の教員とし, 副指導教員 2 名のうち 1 名は他専攻の教員とする。ただし, 連携講座の主たる指導教員については, 教授会の議を経て自専攻の他教育研究分野の教員とすることができる。

附 則

この申合せは, 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは, 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

7 資格取得関係

[教育職員免許・学芸員資格・社会調査士及び
専門社会調査士資格・准認証アーキビスト資格]
(学部・大学院共通)

教育職員免許状取得について

本学部・研究科で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

所 属	免許状の種類	免許教科
文 学 部	中学校教諭一種免許状	社会、国語、英語
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民、国語、英語
人文学研究科	中学校教諭専修免許状	社会、国語、英語
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民、国語、英語

中学校・高等学校教諭の一種免許状を取得するには、次の表に定める基礎資格を有し、かつ、各々の「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の単位を修得しなければならない。

1 免許状取得のための基礎資格と最低修得単位数

所有資格		免許状の種 類	中学校教諭 一種免許状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 専修免許状
		基 礎 資 格	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。
大学における最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	28	24	24	
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	8	8	
	教育実践に関する科目	7	7	5	5	
	大学が独自に設定する科目	4	28	12	36	
	合 計	59	83	59	83	

(注1) 「大学が独自に設定する科目」について、中学校教諭一種免許状では4単位、高等学校教諭一種免許状では12単位の修得が必要であるが、同科目は神戸大学では開設しないので、これらの単位は「大学における最低修得単位数」の所定の単位数を超えて履修した科目の単位を充てることとする。

(注2) 中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状については、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める各単位数を差し引いた単位数を修得するものとする。すなわち、専修免許状欄の「大学が独自に設定する科目」では、専修免許状に必要な基礎資格を得ることができる課程（大学院博士課程前期課程）において開講する「教科及び教科の指導法に関する科目」等を修得する必要がある。いずれの学校種別においても最低修得単位数は24単位である。

上記単位の他に、別表に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を必ず修得しなければならない。

【別表】 共通で修得が必要な科目

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法 1	1
		日本国憲法 2	1
体育	2	健康・スポーツ科学実習基礎	1
		※健康・スポーツ科学実習 1	0.5
		※健康・スポーツ科学実習 2	
		※健康・スポーツ科学講義 A	1
外国語コミュニケーション	2	Academic English Communication A1	0.5
		Academic English Communication A2	0.5
		Academic English Communication B1	0.5
		Academic English Communication B2	0.5
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	情報基礎	1
		データサイエンス基礎学	1

※「体育」は、「健康・スポーツ科学実習基礎」（必修）と、「健康・スポーツ科学実習 1」「健康・スポーツ科学実習 2」の両方あるいは「健康・スポーツ科学講義 A」のどちらかを選択して履修すること。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

中学校、高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目を修得すること。

教科及び教科の指導法に関する科目の単位修得方法

第一欄	第二欄
免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学〔高等学校教諭の場合〕 漢文学 書道（書写を中心とする。） } [中学校教諭の場合] 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
社会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 } [中学校教諭の場合] 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌 } [高等学校教諭の場合] 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

公 民	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	} [高等学校教諭 の場合]
英 語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	

※ 第二欄に掲げる教科及び教科の指導法に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

備 考

- (1) 本学部・研究科において修得が必要な単位数については、「3 教職・教科に関する科目履修要領（文学部）」を確認すること。
【表 1】「教科及び教科の指導法に関する科目」を除いた科目においては、中学校教諭は 31 単位、高等学校教諭は 27 単位を最低修得単位数とする。
【表 2】「教科及び教科の指導法に関する科目」においては、校種・教科により最低修得単位数が異なる。また、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」については、取得しようとする免許教科ごとに中学校教諭は 8 単位、高等学校教諭は 4 単位修得する必要がある。（ただし、8 単位が必修に設定されている教科においては、高等学校教諭免許状の場合でも 8 単位が必要なので注意すること。）
- (2) 「教育実践に関する科目」は、「教育実習」と「教職実践演習」からなる。教育実習は学部 4 年次の前期に、教職実践演習は 4 年次の後期に履修する。
- (3) 「教育実習」を受けようとする者は、学部 3 年次の 4 月初旬に学務部主催の説明会に参加し、所定の時期までに「教育実習申込希望調書」を学務部の教育実習担当部署に提出しなければならない。
- (4) 教育実習の単位は、事前・事後指導（「中等教育事前・事後指導」1 単位）、実習校での実習（中学校教諭の免許状を取得する場合は「中学校教育実地研究 A」「中学校教育実地研究 B」各 2 単位、高等学校教諭の免許状を取得する場合は「高等学校教育実地研究」2 単位）からなる。ただし、中学校教諭の免許状を取得するために履修する「中学校教育実地研究 A」「中学校教育実地研究 B」により、高等学校教諭免許状取得も可能である。
- (5) 小学校及び中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設における「介護等体験」が義務付けられている。
本学部では学部 3 年次に介護等体験を行う。詳細は掲示等で通知するので、中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者は必ず確認すること。
- (6) 卒業・修了時における教育職員免許状の授与申請は、免許状取得希望者からの申請に基づいて、大学から兵庫県教育委員会に一括して行う。詳細は学部 4 年次（博士課程前期課程学生は 2 年次）11 月頃、掲示等で通知する。

3 教職・教科に関する科目履修要領（文学部）

教育職員免許状を取得しようとする者は、1 免許状取得のための基礎資格と最低修得単位数を確認のうえ、【表1】「教科及び教科の指導法に関する科目」を除いた科目及び【表2】「教科及び教科の指導法に関する科目」から必要単位数を修得すること。

【表1】「教科及び教科の指導法に関する科目」を除いた科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		履修方法等	対象年次
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数 必修 選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	2	1年次以上
	教育史					2年次以上
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論（中・高）	2		1年次以上
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学（中・高）	2	2	1年次以上
			教育経営学（中・高）			2年次以上
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		心の発達と教育1（学習・言語心理学1）	1	2	1年次以上
			心の発達と教育2（教育・学校心理学1）	1		1年次以上
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	青年心理学			2年次以上		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	中等特別支援教育論	2		2年次以上		
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	中等道徳教育論		2	中免のみ必修 2年次以上
	総合的な学習（探求）の時間の指導法		総合的な学習の指導法（中・高）	2		2年次以上
	特別活動の指導法		中等特別活動指導論	2		3年次以上
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		中等学習指導・ICT活用論	2		2年次以上
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		中等生徒指導論	2		3年次以上
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		中等学校教育相談	2		2年次以上
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	中等教育事前・事後指導	1		4年次以上
			中学校教育実地研究A		2	中免のみ必修 4年次以上
			中学校教育実地研究B		2	中免のみ必修 4年次以上
	高等学校教育実地研究		2	高免のみ必修 4年次以上		
教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		4年次以上	
合 計 (免許法施行規則に定める最低修得単位数)		中 27 高 23	合 計 (本学での最低修得単位数)		中一種 31 高一種 27	

(注1) 科目名の最後に1もしくは2の記載がある科目は、同科目名1・2をセットで修得すること。

(注2) 「中等道徳教育論」は、高等学校教諭免許状を取得する場合は「大学が独自に設定する科目」の単位に充てることができる。

【表2】 「教科及び教科の指導法に関する科目」

社 会（中学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数		履修方法	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	日本史	2			
	日本古代中世史		2		
	日本近世近代史		2		
	日本史特殊講義		2		
	日本史演習		2		
	東洋史	2			
	東洋古代中世史		2		
	東洋近世近代史		2		
	東洋史特殊講義		2		
	東洋史演習		2		
	西洋史	2			
	西洋古代中世史		2		
	西洋近世近代史		2		
	西洋史特殊講義		2		
	西洋史演習		2		
	古文書学		2		
	考古学		2		
	日本美術史		2		
	アジア美術史		2		
	西洋美術史		2		
	地誌	2			
	地理学概論	2			
	人文地理学		2		
	自然地理学		2		
	地域環境学		2		
	文化財学		2		
	景観文化財学		2		
	地理学特殊講義		2		
	地理学演習Ⅰ		2		
	地理学演習Ⅱ		2		
	地理学実習Ⅰ		1		
	地理学実習Ⅱ		1		
	「法学、政治学」	* 法学		2	} 2単位選択必修
		* 政治学		2	
「社会学、経済学」	社会学概論	2			
	社会学史		2		
	社会学講読		2		
	社会人類学		2		
	比較社会学		2		
	社会思想史特殊講義		2		
	社会調査概論		2		
	社会学特殊講義		2		
社会学演習		2			
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	2			
	倫理学講義	2			
	宗教学		2		
	西洋哲学史		2		
	科学哲学・科学思想史		2		
	哲学特殊講義		2		
	西洋哲学史特殊講義		2		
	倫理学特殊講義		2		
	論理学特殊講義		2		
	哲学演習		2		
	西洋哲学史演習		2		
	科学哲学・科学思想史演習		2		
倫理学演習		2			
応用倫理学演習		2			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	* 社会科教育論A	2			
	* 社会科教育論B	2			
	* 社会科・地歴科教育論		2	} 2単位選択必修	
	社会科・地歴科教育論A		2		
	* 社会科・公民科教育論	2			
最低合計単位数		28単位			

注1. *印は国際人間科学部開講科目、網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。

注2. 28単位を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。

地理歴史（高等学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数		履修方法	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	日本史	2			
	日本古代中世史		2		
	日本近世近代史		2		
	日本史特殊講義		2		
	日本史演習		2		
	古文書学		2		
	考古学		2		
	日本美術史		2		
	外国史	東洋史	2		
		西洋史	2		
		東洋古代中世史		2	
		東洋近世近代史		2	
		東洋史特殊講義		2	
		東洋史演習		2	
		西洋古代中世史		2	
		西洋近世近代史		2	
		西洋史特殊講義		2	
		西洋史演習		2	
		アジア美術史		2	
		西洋美術史		2	
	人文地理学・自然地理学	人文地理学	2		
		自然地理学	2		
		地理学概論		2	
		地域環境学		2	
		文化財学		2	
		景観文化財学		2	
		地理学特殊講義		2	
		地理学演習Ⅰ		2	
		地理学演習Ⅱ		2	
		地理学実習Ⅰ		1	
		地理学実習Ⅱ		1	
	地誌	地誌	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	*地歴科教育論		2	セットで履修
*社会科・地歴科教育論			2		
地歴科教育論A			2	セットで履修	
社会科・地歴科教育論A			2		
最低合計単位数		24単位			

注1. *印は国際人間科学部開講科目、網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。
 注2. 24単位を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。

公 民（高等学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数		履修方法	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	* 法学	2	} 2単位選択必修	
		* 政治学	2		
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学概論	2		
		社会学史		2	
		社会学講読		2	
		社会人類学		2	
		比較社会学		2	
		社会思想史特殊講義		2	
		社会調査概論		2	
		社会学特殊講義		2	
		社会学演習		2	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論		2
	倫理学講義			2	
	心理学概論			2	
	宗教学			2	
	西洋哲学史			2	
	科学哲学・科学思想史			2	
	哲学特殊講義			2	
	西洋哲学史特殊講義			2	
	倫理学特殊講義			2	
	論理学特殊講義			2	
	哲学演習			2	
	西洋哲学史演習			2	
	科学哲学・科学思想史演習			2	
	倫理学演習			2	
	応用倫理学演習			2	
	心理学研究法			2	
	心理学特殊講義			2	
	心理学演習			2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		* 公民科教育論	2	
* 社会科・公民科教育論		2			
最低合計単位数		24単位			

注1. *印は国際人間科学部開講科目、網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。

注2. 24単位を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。

国 語（中学校一種、高等学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数		履修方法	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	国語学概論	2			
	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	音声言語	2		
		文章表現	2		
		国語学特殊講義		2	
		国語学演習		2	
		国文学概論	2		
	国文学（国文学史を含む。）	国文学史	2		
		国文学特殊講義		2	
		国文学演習		2	
		漢文学	2		
	漢文学	漢文学	2		
		書道（書写を中心とする。）	書道実技	1	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育論A	2		
		国語科教育論B	2		
国語科教育論C		2			
国語科教育論D		2			
最低合計単位数		28単位			

注1. 網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。

注2. 28単位を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。

英 語（中学校一種、高等学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数		履修方法	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論	2		
		言語学概論		2	
		英語学特殊講義		2	
		英語学演習		2	
	英語文学	イギリス文学史	2		
		アメリカ文学史	2		
		イギリス文学特殊講義		2	
		アメリカ文学特殊講義		2	
		イギリス文学演習		2	
		アメリカ文学演習		2	
	英語コミュニケーション	英会話	1		
		英作文	2		
	異文化理解	比較文化	2		
		比較文学概論		2	
		比較文学方法論		2	
		比較文学演習		2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	*英語科教育論A	2		○中学校一種 6単位選択必修 ○高等学校一種 2単位選択必修	
	*英語科教育論B		2		
	英語科教育論C		2		
	*英語科教育論D		2		
	英語科教育論E		2		
最低合計単位数		24単位		中学校免許取得は28単位	

注1. *印は国際人間科学部開講科目、網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。

注2. 最低合計単位数を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができる。

◎人文学研究科博士課程前期課程で取得できる教育職員免許状は、次のとおりです。

中学校教諭専修免許状	社会、国語、英語
高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民、国語、英語

上記の免許状を取得しようとする者は、基礎免許取得の上、次の教科に関する科目の単位が必要です。

【文化構造専攻】

教科に関する科目	最低修得単位数	授業科目名	備考
社会に関する科目 (中学校教諭) 公民に関する科目 (高等学校教諭)	24	哲学特殊研究Ⅰ 哲学特殊研究Ⅱ 哲学特殊研究Ⅲ 哲学史特殊研究Ⅰ 哲学史特殊研究Ⅱ 哲学演習Ⅰ 哲学演習Ⅱ 哲学演習Ⅲ 哲学史演習 倫理学特殊研究Ⅰ 倫理学特殊研究Ⅱ 現代思想特殊研究 倫理学演習Ⅰ 倫理学演習Ⅱ 現代思想演習	
国語に関する科目 (中学校・高等学校教諭)	24	国文学特殊研究Ⅰ 国文学特殊研究Ⅱ 国文学特殊研究Ⅲ 国文学特殊研究Ⅳ 国文学特殊研究Ⅴ 国文学特殊研究Ⅵ 国語学特殊研究Ⅰ 国語学特殊研究Ⅱ 国語学特殊研究Ⅲ 国語学特殊研究Ⅳ 国語学特殊研究Ⅴ 国文学古代演習Ⅰ 国文学古代演習Ⅱ 国文学中世演習Ⅰ 国文学中世演習Ⅱ 国文学中世演習Ⅲ 国文学近世演習Ⅰ 国文学近世演習Ⅱ 国文学近代演習Ⅰ 国文学近代演習Ⅱ 国語学演習Ⅰ 国語学演習Ⅱ 国語学演習Ⅲ 国語学演習Ⅳ 国語学演習Ⅴ 国語学演習Ⅵ 国語学演習Ⅶ 国語学演習Ⅷ 中国古典文学特殊研究Ⅰ 中国古典文学特殊研究Ⅱ 中国現代文学特殊研究Ⅰ 中国現代文学特殊研究Ⅱ 中国思想史特殊研究 中国古典文学演習Ⅰ 中国古典文学演習Ⅱ 中国古典文学演習Ⅲ 中国古典文学演習Ⅳ 中国現代文学演習Ⅰ 中国現代文学演習Ⅱ	

教科に関する科目	最低修得単位数	授業科目名	備考
英語に関する科目 (中学校・高等学校教諭)	24	英米文学特殊研究Ⅰ 英米文学特殊研究Ⅱ 英米文学特殊研究Ⅲ 英米文学特殊研究Ⅳ 英米文学特殊研究Ⅴ 英米文学特殊研究Ⅵ 英米文学特殊研究Ⅶ 英米文学特殊研究Ⅷ 英米文学特殊研究Ⅸ 英米文学特殊研究Ⅹ 英米文学演習Ⅰ 英米文学演習Ⅱ 英米文学演習Ⅲ 英米文学演習Ⅳ 英米文学演習Ⅴ 英米文学演習Ⅵ 英米文学演習Ⅶ 英米文学演習Ⅷ 英米文学演習Ⅸ 英米文学演習Ⅹ	

【社会動態専攻】

教科に関する科目	最低修得単位数	授業科目名	備考
社会に関する科目 (中学校教諭) 地理歴史、公民に関する科目 (高等学校教諭)	24	◎日本古代史特殊研究 ◎日本古代中世史特殊研究Ⅰ ◎日本古代中世史特殊研究Ⅱ ◎日本中世史特殊研究Ⅰ ◎日本中世史特殊研究Ⅱ ◎日本近世史特殊研究 ◎日本近世近代史特殊研究 ◎日本近代史特殊研究Ⅰ ◎日本近代史特殊研究Ⅱ ◎日本現代史特殊研究Ⅰ ◎日本現代史特殊研究Ⅱ ◎日本古代史演習 ◎日本古代中世史演習Ⅰ ◎日本古代中世史演習Ⅱ ◎日本中世史演習Ⅰ ◎日本中世史演習Ⅱ ◎日本中世史演習Ⅲ ◎日本近世史演習 ◎日本近世近代史演習 ◎日本近代史演習Ⅰ ◎日本近代史演習Ⅱ ◎日本現代史演習Ⅰ ◎日本現代史演習Ⅱ ◎日本現代史演習Ⅲ ◎東洋古典古代史特殊研究Ⅰ ◎東洋古典古代史特殊研究Ⅱ ◎東洋中世史特殊研究Ⅰ ◎東洋中世史特殊研究Ⅱ ◎東洋近世史特殊研究Ⅰ ◎東洋近世史特殊研究Ⅱ ◎東洋近現代史特殊研究Ⅰ ◎東洋近現代史特殊研究Ⅱ ◎東洋古典古代史演習Ⅰ ◎東洋古典古代史演習Ⅱ ◎東洋中世史演習Ⅰ	◎印は社会及び地理歴史に関する科目

社会に関する科目
(中学校教諭)
地理歴史、公民に関する科目
(高等学校教諭)

24

- ◎東洋中世史演習Ⅱ
- ◎東洋近世史演習Ⅰ
- ◎東洋近世史演習Ⅱ
- ◎東洋近現代史演習Ⅰ
- ◎東洋近現代史演習Ⅱ
- ◎西洋古代史特殊研究Ⅰ
- ◎西洋古代史特殊研究Ⅱ
- ◎西洋中世史特殊研究Ⅰ
- ◎西洋中世史特殊研究Ⅱ
- ◎西洋近世史特殊研究Ⅰ
- ◎西洋近世史特殊研究Ⅱ
- ◎西洋近現代史特殊研究Ⅰ
- ◎西洋近現代史特殊研究Ⅱ
- ◎西洋古代史演習Ⅰ
- ◎西洋古代史演習Ⅱ
- ◎西洋中世史演習Ⅰ
- ◎西洋中世史演習Ⅱ
- ◎西洋近世史演習Ⅰ
- ◎西洋近世史演習Ⅱ
- ◎西洋近現代史演習Ⅰ
- ◎西洋近現代史演習Ⅱ
- ◎地区史特殊研究Ⅰ
- ◎社会地理学特殊研究Ⅰ
- ◎社会地理学特殊研究Ⅱ
- ◎歴史地理学特殊研究Ⅰ
- ◎歴史地理学特殊研究Ⅱ
- ◎社会地理学演習
- ◎歴史地理学演習
- ◎地理情報論演習
- ◎地域調査法演習
- 文化社会学特殊研究
- 理論社会学特殊研究Ⅰ
- 理論社会学特殊研究Ⅱ
- 社会学説史特殊研究
- 経験社会学特殊研究Ⅰ
- 経験社会学特殊研究Ⅱ
- 文化社会学演習
- 理論社会学演習Ⅰ
- 理論社会学演習Ⅱ
- 経験社会学演習Ⅰ
- 経験社会学演習Ⅱ
- 社会調査法演習Ⅰ
- 社会調査法演習Ⅱ
- 多変量解析演習
- 質的分析演習
- 心理学特殊研究Ⅰ
- 心理学特殊研究Ⅱ
- 心理学特殊研究Ⅲ
- 認知過程論Ⅰ
- 認知過程論Ⅱ
- 認知過程論Ⅲ
- 認知情報論
- 心理学研究法Ⅰ
- 心理学研究法Ⅱ
- 心理学研究法Ⅲ
- 心理学演習Ⅰ
- 心理学演習Ⅱ
- 心理学演習Ⅲ

◎印は社会及び地理歴史に関する科目

○印は社会及び公民に関する科目

□は公民に関する科目

教科に関する科目	最低修得単位数	授業科目名	備考
英語に関する科目 (中学校・高等学校教諭)	24	理論言語学特殊研究Ⅰ 理論言語学特殊研究Ⅱ 英語学特殊研究Ⅰ 英語学特殊研究Ⅱ 認知言語学特殊研究Ⅰ 認知言語学特殊研究Ⅱ 音声学特殊研究Ⅰ 音声学特殊研究Ⅱ 応用言語学特殊研究 理論言語学演習Ⅰ 理論言語学演習Ⅱ 英語学演習Ⅰ 英語学演習Ⅱ 認知言語学演習Ⅰ 認知言語学演習Ⅱ 音声学演習Ⅰ 音声学演習Ⅱ 応用言語学演習Ⅰ 応用言語学演習Ⅱ	

学芸員資格取得に関する科目履修内規

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
最終 令和 7 年 2 月 18 日 改 正

第 1 条 この内規は、神戸大学文学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 23 条の規定に基づき、学芸員資格取得に関する授業科目の履修について定める。

第 2 条 学芸員の資格を取得しようとする者は、次の表に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

授業科目	単位数	博物館法施行規則に定める科目	単位数
*生涯学習論	2	生涯学習概論	2
*社会教育計画論	2		
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2
博物館実習	3	博物館実習	3

*印は、国際人間科学部開講科目を示す。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の学芸員資格取得に関する科目履修内規は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、ESD 生涯学習論 A 及び ESD 生涯学習論 B は国際人間科学部で開講する。

学芸員資格取得に関する科目履修について

学芸員資格取得に関する科目履修内規第 2 条に定める授業科目については次のことに留意して履修すること。

1 博物館実習（3 単位）は次のとおり履修すること。

美術史関係	単位数	歴史関係	単位数
博物館実習 A I	1	博物館実習 A II	1
博物館実習 B I	1	博物館実習 B II	1
博物館実習 C	1	博物館実習 C	1

- (1) 博物館実習は、見学実習、実務実習、館園実習で構成され、これに対応する A、B、C すべての科目を修得した場合に「博物館実習」3 単位を認定し、評価は「合格」とする。2 科目以内の修得の場合には、単位は認定されない。
 - (2) A は見学実習に相当する。
 - (3) B は実務実習に相当する。
 - (4) C は博物館等における 1 週間程度の館園実習とし、事前・事後指導を含む。
- なお、(2)～(4)の実施時期、場所、履修手続き等については掲示により通知する。

2 博物館実習 A は、できるだけ 2 年次に履修すること。

3 博物館実習 B について

- (1) 4 年次に履修すること。
- (2) 博物館実習 B を受講するまでに、博物館実習 A を修得しておくこと。

4 博物館実習 C について

- (1) 4 年次生を対象として、原則として夏季休業中に 1 週間程度の実習を、主として兵庫県、大阪府内の博物館、美術館等で実施する。
- (2) 博物館実習 C を受講するまでに、博物館実習 B を履修しておくこと。
- (3) 履修希望者は、「博物館実習 C 履修登録願」を提出しなければならない。

社会調査士及び専門社会調査士資格取得について

社会調査士資格取得のための授業科目修得および申請について

神戸大学文学部では、社会調査協会による科目認定を受けて、下記のような社会調査士資格にかかわる授業科目を開講している。社会調査士資格の取得を希望する者は、これらの授業科目を履修し単位を修得すること。

その上で、大学卒業時に資格認定申請（有料）を社会調査協会に対して行う必要がある（正規資格の取得には大学卒業が要件となる）。資格認定申請の手続きの方法については、所定の時期に掲示するので留意すること。

詳しい情報は、社会調査協会ホームページ(<http://jasr.or.jp>)から収集すること。

社会調査協会の定める標準カリキュラム	神戸大学文学部が開講する対応授業科目 (隔年＝隔年開講、毎年＝毎年開講)
【A】 社会調査の基本的事項に関する科目	社会調査概論 (2 単位、隔年)
【B】 調査設計と実施方法に関する科目	社会調査方法論 (2 単位、隔年)
【C】 基本的な資料とデータの分析に関する科目	社会分析法 (2 単位、隔年)
【D】 社会調査に必要な統計学に関する科目	社会統計学 (2 単位、隔年)
【E】 量的データ解析の方法に関する科目	量的調査法 (2 単位、隔年)
【F】 質的な分析の方法に関する科目	質的調査法 (2 単位、隔年)
【G】 社会調査の実習を中心とする科目	社会調査演習 I・II (各 2 単位、毎年)

(注) E 科目＝量的調査法と F 科目＝質的調査法については、どちらか 1 つの授業科目を修得すること。

G 科目＝社会調査演習は、I と II の両方の授業科目を修得する必要がある。

専門社会調査士資格取得のための授業科目修得および申請について

神戸大学大学院人文学研究科（博士課程前期課程）では、社会調査協会による科目認定を受けて専門社会調査士資格にかかわる授業科目を開講している。専門社会調査士資格を取得するためには、これらの授業科目の単位修得を含めた、以下の要件をすべて満たす必要がある。

①社会調査士資格を有する。

※ 社会調査士資格を有していない場合であっても、専門社会調査士資格を取得する際、社会調査士資格と専門社会調査士資格を同時に申請することも可能である（この場合、E 科目／F 科目は選択制、G 科目は不要。なお E、F、G 科目の意味は、社会調査協会の定める「社会調査士資格取得のための標準カリキュラム」を参照のこと）。

②下記の授業科目を修得する。

社会調査協会の定める標準カリキュラム	神戸大学大学院人文学研究科(前期課程)が開講する対応授業科目(隔年＝隔年開講、毎年＝毎年開講)
【H】 調査企画・設計に関する演習(実習)科目	社会調査法演習 I・II (各 2 単位、毎年)
【I】 多変量解析に関する演習(実習)科目	多変量解析演習(2 単位、隔年)
【J】 質的調査法に関する演習(実習)科目	質的分析演習(2 単位、隔年)

(注) 社会調査法演習については、I・II の両方の授業科目を修得する必要がある。

③社会調査結果を用いた研究論文（修士論文を含む）を執筆する。

④神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程を修了する。

資格認定を受けようとする者は、以上の要件を満たした上で、神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程修了時あるいはその後に、社会調査協会に申請を行うこと（有料）。資格認定申請の手続きの方法については、所定の時期に掲示をするので留意すること。

詳しい情報は、社会調査協会ホームページ（<http://jasr.or.jp>）から収集すること。

社会調査士認定規則（抜粋）

一般社団法人 社会調査協会

第 1 条 本協会は、高等教育機関における社会調査教育の向上を図り、社会調査知識と技能を有する人材育成を目的として、大学の学部教育において一定の要件をみたした社会調査の科目を履修した者に社会調査士の資格を認定する。

第 2 条 大学、大学院等の教育組織(以下「教育組織」と呼ぶ)が、「社会調査士資格の標準カリキュラム」に対応する授業科目の認定を受けるためには、授業内容を説明するものなど必要な資料を添えて「社会調査士科目認定申請書」を提出し、承認を得なければならない。

第 3 条 前条の教育組織は、あらかじめ「連絡責任者」を定め、「社会調査士連絡責任者申請書」を協会に提出し、承諾を得るものとする。

第 4 条 社会調査士の資格を取得しようとする者は、所属する教育組織において第 2 条に定める授業科目を履修しなければならない。

第 5 条 教育組織において所定の科目を履修し、社会調査士の資格認定を申請する者は、連絡責任者を通じて、以下の書類に認定審査手数料を添えて本協会に提出しなければならない。

(1) 認定申請書

(2) 資格認定科目に関わる成績および卒業または修士修了を証明する書類

2 資格が認定された者に対しては、「社会調査士認定証」を交付する。

第 6 条 (キャンディデイト申請) 前条の規定にかかわらず、在学中の学生は、連絡責任者を通じて以下の書類に認定審査手数料を添えて、社会調査士(キャンディデイト)認定を申請することができる。

(1) 認定申請書

(2) 前年度までの成績証明書および当該年度の履修科目証明書ないしそれに代わるもの

2 在学中に申請し、承認された者には「社会調査士資格(キャンディデイト)証明書」を発行し、卒業後に卒業証明書及び成績証明書の提出を待って「社会調査士認定証」を交付する。

第 7 条 第 2 条に定める社会調査士資格の標準カリキュラムの変更は、理事会の議を経るものとする。

専門社会調査士認定規則（抜粋）

一般社団法人 社会調査協会

第 1 条 現代社会において、社会調査を用いた研究もしくは実務にたずさわる職業人にふさわしい、社会調査に関する高度な専門的知識と技能をもつ人材の育成を目的として、これら知識と技能の修得を認めうる一定の要件をみたした者に、専門社会調査士の資格を認定する。

第 2 条 専門社会調査士の資格を認定されるためには、原則として次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 大学院の修士課程修了以上の教育を受けているか、もしくはそれと同等の学力があると認められること。
 - (2) 社会調査士の資格を取得していること。
 - (3) 大学院において、別表2の「専門社会調査士資格の標準カリキュラム」に対応する授業科目を履修していること。
 - (4) 社会調査データ(質的・量的は問わない)を用いて独自に執筆した実証的研究論文を修士(博士)論文もしくは他の形態において発表しており、かつその論文が専門社会調査士の資格にふさわしいと、社会調査協会において認められること。
- 2 前項(4)号に定める研究論文は、本人の執筆部分が明確であれば、共同論文の一部であってもよい。
 - 3 第1項(4)号に定める研究論文は、修士論文もしくは博士論文として合格しているか、雑誌ないし編著書に掲載されているか、報告書ないしワーキングペーパーの形で広く配布されているか、あるいは投稿論文として受理されて審査中ないし掲載が決定されているか、など一定の公共的な学問の場に提示されたものであることをもって「発表されている」とみなす。ただし、個人のホームページ上の掲載は除く。
 - 4 第1項(2)号に定める社会調査士の資格は、専門社会調査士資格の申請と同時に認定申請することができる。

第3条 大学、研究科、専攻、コース、研究室等の大学院教育組織(以下「教育組織」と呼ぶ)が、「専門社会調査士資格の標準カリキュラム」に対応する授業科目の認定を受けるためには、授業内容を説明するものなど必要な資料を添えて、「専門社会調査士科目認定申請書」を提出し、承認を得なければならない。

第4条 前条の教育組織は、あらかじめ「連絡責任者」を定め、「専門社会調査士連絡責任者申請書」を協会に提出し、承認を得るものとする。

第5条 第2条4項の規定により、同時に社会調査士資格認定を申請するばあいは、次のいずれかの方法による。

- (1) あらかじめ社会調査士認定規則の必修科目を履修すること。ただし、「G 社会調査を実際に経験し学習する科目」は履修を要しない。なお、履修は、学部および大学院の在学期間にまたがってよい。
- (2) 社会調査協会が開講する講習会において、指定の講習科目を履修すること。

第6条 教育組織において所定の科目を履修し、専門社会調査士の資格認定を申請する者は、連絡責任者を通じて、以下の書類に認定審査手数料を添えて本協会に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書
- (2) 資格認定科目に関わる成績および修士修了を証明する書類
- (3) 第2条1項(4)号に定める研究論文もしくはそのコピーおよび「研究論文概要説明書」

2 資格が認定された者に対しては、「専門社会調査士認定証」を交付する。

第7条 (予備認定申請) 前条の規定にかかわらず、在学中の院生は、連絡責任者を通じて以下の書類に認定審査手数料を添えて、資格の予備認定を申請することができる。

- (1) 認定申請書
- (2) 申請時点までの成績証明書および当該年度の履修科目証明書ないしそれに代わるもの
- (3) 第2条1項(4)号に定める研究論文(コピー可)、もしくは「研究論文計画書」
- (4) 指導教員の推薦書

2 在学中に予備認定を申請し、承認された者には「専門社会調査士(キャンディデイト)証明書」を交付する。

3 予備認定を受けた者が専門社会調査士の資格を認定されるためには、修士課程の修了後、以下の書類等を提出して本協会による審査を経なければならない。

- (1) 修士修了証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 研究論文が未提出の者は、研究論文ないしそのコピー

第 8 条 第 2 条から第 7 条までの規定にかかわらず、次の(1)もしくは(2)に該当する者は、専門社会調査士の資格を申請することができる。

(1) 次のイからハのすべてみたす者

イ 修士号を取得していること、もしくは、それと同等の能力があると認められること。修士号を取得している場合には、取得から 3 年以上経過していること。

ロ 研究論文を発表していること。

ハ 実証的な調査研究にたずさわった経験を有すること。

(2) 次のイおよびロをみたす者

イ 社会調査に関わる実務経験が 4 年以上あること。

ロ 研究論文を発表していること、もしくは調査報告書等を作成していること。

2 前項(1)によって申請する者は、以下の書類に認定審査手数料を添えて、本協会に申請しなければならない。

(1) 「認定申請書」

(2) 研究論文(コピーも可) 1 点および「研究論文概要説明書」

ただし、提出研究論文が共著論文で、かつ申請者が筆頭執筆者でない場合には「共著論文担当役割証明書」を提出するものとする。

(3) 学歴、職歴および研究教育歴、調査実施歴、研究業績を記した「履歴書」

3 第 1 項(2)によって申請する者は、以下の書類に認定審査手数料を添えて、本協会に申請しなければならない。

(1) 「認定申請書」

(2) 研究論文(コピーも可) 1 点および「研究論文概要説明書」、もしくは研究論文に代わる調査報告書等の成果物

ただし、提出研究論文が共著論文で、かつ申請者が筆頭執筆者でない場合には「共著論文担当役割証明書」を、研究論文に代えて調査報告書等の成果物を提出する場合には「調査報告書等担当役割証明書」を、それぞれ追加して提出するものとする。

(3) 「調査実務経歴書」

(4) 学歴、職歴、社会調査教育歴、社会調査実施歴、研究業績を記した「履歴書」専門社会調査士資格制度発足時の特別な移行処置として、第 2 条から第 7 条までの規定にかかわらず、これら各条の規定によって認定される者と同等の社会調査に関する知識と技能を有し、かつ以下の要件をみたす者は、専門社会調査士の資格を申請することができる。

(1) 1. 修士号を取得していること、もしくは、それと同等の能力があると認められること。

修士号を取得している場合には、取得から 3 年以上経過していること。

(2) 研究論文をすでに発表していること。

(3) 実証的な調査研究にたずさわった経験を有すること。

神戸大学准認証アーキビスト養成プログラムに関する申合せ

[令和6年11月20日制定]

人文学研究科，法学研究科，地域連携推進本部，DX・情報統括本部情報基盤センター及び大学文書史料室は，神戸大学准認証アーキビスト養成プログラムの実施について，下記のとおり申し合わせる。

(目的)

第1 神戸大学准認証アーキビスト養成プログラム（以下「プログラム」という。）は，プログラムを履修する者に，独立行政法人国立公文書館が認定する准認証アーキビストの資格取得に必要な知識・技能等を修得させるため，大学院博士課程前期課程の科目を履修させることを目的とする。

(対象)

第2 プログラムを履修することができる者は，神戸大学大学院に在籍する学生（特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生及び研究生を除く。）とする。

(協力部局等)

第3 プログラムの運用に当たっては，次に掲げる部局等（以下「協力部局等」という。）が協力する。

(※建制順)

- ① 人文学研究科
- ② 法学研究科
- ③ 地域連携推進本部
- ④ DX・情報統括本部情報基盤センター
- ⑤ 大学文書史料室
- ⑥ その他連絡会議が必要と認めた部局等

2 プログラムの運用に係る全体の調整は，大学文書史料室が担当する。

(連絡会議)

第4 協力部局等の連携を密にし，情報交換及び意見交換を行うことでプログラム運用の実効性を高めるため，神戸大学准認証アーキビスト養成プログラム連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は，次に掲げる事項について情報交換及び意見交換を行う。

- ① カリキュラムに関する事項
- ② その他プログラムの運営に関し必要な事項

3 連絡会議の構成員は，大学文書史料室長，及び協力部局等に配置された教員各1名とする。ただし，議長は，必要があると認めるときは，その他の者の出席を求めることができる。議長は，大学文書史料室長をもって充てる。

(資格申請)

第5 プログラムの履修者が准認証アーキビストの資格を得るにあたっては，別表に掲げるプログラム提供科目（計12単位）をすべて履修し単位を修得した上で，自ら必要書類を揃え国立公文書館に認定を申請するものとする。

(各研究科規則の適用関係)

第6 この申合せに定めるもののほか，修学上の事項については，プログラムの各履修者が所属する研究科が定める研究科規則の規定によるものとする。

(その他)

第7 この申合せに定めるもののほか，プログラムの実施に関し必要な事項は，協力部局等の協議により定める。

附 則

この申合せは，令和7年4月1日から施行する。

別表（第5 関係）

授業科目名	開設 部局	単位数	必修・ 選択	科目 分類	開講に協力する 部局等
アーカイブズ学特殊研究	人文	2	必修	M	大学文書史料室(※)、 地域連携推進本部
アーカイブズ活用研究	人文	2	必修	M	人文学研究科
アーカイブズ活用演習	人文	2	必修	M	人文学研究科
アーカイブズ古文書特殊研究	人文	2	必修	M	人文学研究科
アーカイブズ情報管理特殊研究	人文	2	必修	M	DX・情報統括本部情報 基盤センター
法学基礎論特殊講義	法学	1	必修	M	法学研究科
アーキビストと法特殊講義	法学	1	必修	M	法学研究科

人文：人文学研究科、法学：法学研究科、M：博士課程前期課程、(※)：主担当

准認証アーキビスト資格取得について

准認証アーキビスト資格取得のための授業科目修得及び申請について

神戸大学は、国立公文書館による科目認定を受けて、大学院生を対象に下記のような准認証アーキビスト資格取得に関わる授業科目を開講している。准認証アーキビスト資格の取得を希望する者は、これらの授業科目を履修し単位を修得すること。

その上で、資格認定申請を国立公文書館に対して行う必要がある。資格認定申請の手続きの方法について、詳しい情報は、国立公文書館ホームページ (<https://www.archives.go.jp/>) から収集すること。

授業科目	開講部局	単位数	履修区分
アーカイブズ学特殊研究	人文学研究科	2	必修
アーカイブズ活用研究	人文学研究科	2	必修
アーカイブズ活用演習	人文学研究科	2	必修
アーカイブズ古文書特殊研究	人文学研究科	2	必修
アーカイブズ情報管理特殊研究	人文学研究科	2	必修
法学基礎論特殊講義	法学研究科	1	必修
アーキビストと法特殊講義	法学研究科	1	必修

※上記の科目のうち、アーカイブズ活用研究及びアーカイブズ活用演習以外の修得単位は、博士課程前期課程の修了要件単位数に算入しない。

8 学生生活（厚生）関係 （学部・大学院共通）

証明書等の発行について

各種証明書等の申込方法及び交付日等は下記のとおりです。

証 明 書	申 込 方 法	交 付 日	備 考
通学証明書交付願	証明書自動発行機	即 時	必要事項を記入して教務学生係へ提出 (休学中は発行不可)
学割証	〃	〃	1回2枚まで(年間15枚以内) 有効期間は発行日から3ヶ月間
仮受験票	〃	〃	試験時等に学生証を忘失した際に、発行日に限り有効とし、1学期に5枚以内
在学証明書 (和文/英文)	〃	〃	
※成績証明書 (和文/英文)	〃	〃	
※卒業・修了見込証明書 (和文/英文)	〃	〃	4/1 は証明書自動発行機更新のため、発行は4/2以降(最終学年対象)
健康診断証明書	インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(保健管理センター)に申込	申込日の翌日	受検者のみ
その他	教務学生係に申込	申込日より2日後の午後以降	

※人文学研究科博士課程後期課程学生は、証明書自動発行機では発行不可のため、教務学生係に申し込んでください。(申込日より2日後の午後以降に交付) 修了見込証明書は、博士予備論文提出後に発行できます。

住所変更の届出について

住所を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を教務学生係へ提出してください。

身上異動について

休学、復学、退学、欠席、住所変更、改姓等在学中の身分等の異動を生じたときは速やかに願い出又は届け出てください。遅れると授業料等本人に不利になることがあるので、できる限り早急に教務学生係に申し出てください。(『神戸大学共通細則』参照)。

授業料納付について

学生は、前期分を4月1日から4月30日まで、後期分を10月1日から10月31日までに納付しなければなりません（『神戸大学教学規則』第50条参照）。

納付方法は、入学手続き時にWeb入力により指定していただく授業料振替口座からの引き落とし（口座振替）によって行います。

授業料免除申請，奨学金，アルバイトについて

神戸大学HPの学生向けポータルサイト『うりぼーポータル』内「学生生活／学生支援」カテゴリーを参照してください。

大学院学生研究室の使用について

- 1 平日（月曜日～金曜日）の使用
人文学研究科学生研究室・・・原則として、午前9時から午後10時まで
- 2 土・日曜日及び休日の使用
原則として閉室とするが、教育・研究上の必要によりやむを得ず土・日曜日及び休日（以下「休日等」という。）に使用を希望する者は、休日等の前日までに「施設使用願」を教員連名により教務学生係に提出し、許可を得てください。
- 3 使用上の注意事項等
 - (1) 使用者は、退出するときには部屋の戸締り、窓の施錠、火気、水道、電気を必ず点検してください。また、使用しない廊下灯等の消灯につとめてください。
 - (2) 学舎の玄関施錠後に入退出する時には、事故防止のため出入口が施錠されていることを確認し、開放のままとしないこと。
 - (3) 使用者は、消火器の位置及び使用方法を熟知しておいてください。
 - (4) 平日の午後5時以降及び休日等に万一事故が発生した場合は、理学研究科警務員室に連絡してください。

構内への車両乗入れ規制について

文学部、理学部、農学部、人文学研究科、理学研究科、農学研究科及び科学技術イノベーション研究科においては、許可を受けていない車両（二輪車を含む。）の構内乗入れを規制しています。

これは、文・理・農等キャンパス委員会、車両対策委員会において、事故及び騒音の防止並びに環境保全のため、自動ゲート方式による車両入構管理システムを導入し、秩序あるキャンパスとして入構・駐車を整理することを目的として決定されたことによるものです。

なお、特別の理由により、車両の構内乗入れを必要とする者は、「駐車許可交付申請書」を事務室に提出して許可を受けてください。

構内駐車許可要領

- 1 この要領は、文理農等のキャンパスにおける車両（二輪車を除く。）の構内入構及び駐車について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 車両の構内入構及び駐車を許可される者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 身体上の理由により車両の使用を必要とする者
 - (2) 常時実験実習及び勤務の都合上車両の使用を必要とする者
(学生については4年次生及び大学院生等)
 - (3) 車両を使用しなければ通勤通学に著しく支障のある者
 - (4) その他業務上入構を必要とする者
- 3 前項各号に該当する者には、申請により「入構許可証」及び「パスカード」を交付するので、「入構許可証」を車内フロントに置くこと。
- 4 「入構許可証」及び「パスカード」の有効期間は1年間とし、更新の許可を得ようとするときは、毎年申請しなければならない。
- 5 車両の臨時入構・駐車をしようとする者は、駐車券（可能駐車時間1時間以内）により一時入構・駐車し、駐車時間の延長については、止むを得ない理由により認める場合があることとし、その都度所用先の学部又は研究科（以下「学部等」という）の担当係に申し出ること。
- 6 駐車許可申請の受付、入構許可証及びパスカードの交付、有効期間は次のとおりとする。
 - ① 申請の受付期間 4月中旬
 - ② 許可証の交付期間 4月下旬
 - ③ 許可証の有効期間 5月1日～翌年4月30日(注) 申請の受付期間等の具体的な日程はその都度通知する。
- 7 駐車許可申請の受付は、所属学部等の担当係とする。
- 8 学生、教職員等の資格を失ったときは、直ちに入構許可証及びパスカードを返還すること。
- 9 その他、車両の構内入構及び駐車については、学部等の担当者の指示によるものとする。
- 10 その他必要な事項については、文理農等車両対策委員会が定める。

自動車・二輪車駐車許可者の遵守事項

- 1 構内では、歩行者の安全を第一とし、制限速度20km/hを厳守すること。
また、ロータリーを逆方向に走行しないこと。
- 2 所定の駐車区域に駐車すること。特に、ロータリーの周囲、建物の入口付近、狭い幅員の通路に駐車しないこと。
- 3 教育・研究に迷惑とならないよう、必要以上にエンジン音等の騒音を出さないこと。
- 4 対人・対物事故、盗難等については、自己の責任において処理し、大学に一切迷惑をかけないこと。
- 5 上記のほか、「構内駐車許可要領」に従うこと。
入構許可証を運転席の前面の見えやすい所に置くこと。

【注意】 遵守事項に従わなかった場合は、入構許可を取り消す。

神戸大学バイク等駐輪登録要領

平成26年9月3日
学生委員協議会 決定
平成31年1月9日
学生委員協議会 改正
令和7年1月8日
学生委員協議会 改正

本学は傾斜地が多く駐車スペースが限られていること及び近辺の公共交通網が整備されていることから、マイカー通学を禁止し、バイク通学の自粛を求めているが、キャンパス内外でバイクによる事故・トラブルが多発している。

このため、駐輪場の利用状況の把握と今後の対策の検討に役立てていくことを目的として、バイク通学をする学生に対し駐輪登録を義務付けるものとする。

1. 登録を義務づけられる者

本学学生（研究生など非正規生を含む）で、バイク（対象：自動二輪車（50cc を超えるもの）、原動機付自転車（50cc 以下のもの）、モペット（ペダル付き原動機付自転車）、電動キックボード（対象：制限時速 30km/h の一般原動機付自転車に分類されるもの、最高速度 20km/h 以下の特定小型原動機付自転車又は特例特定小型原動機付自転車に分類されるもの）をキャンパス内に駐輪しようとする者。

2. 登録期間

毎年4月10日～4月30日

ただし、登録期間後も未登録者について随時受付を行う。

3. 登録書配付・提出場所

所属学部・研究科の学生担当係又は学生支援課学生相談担当（学生センター）

4. 登録書様式

様式1のとおり

5. 登録シール

登録書を提出した者には、登録シールを交付する。

様式：様式2のとおり

登録シールの料金は無償とする。

登録シールの貼付場所：車体後部の泥除けの見やすい位置に貼付すること。

有効期限：在籍期間中

6. 遵守事項

登録した者は、以下の事項を遵守しなければならない。登録後、遵守しない者の登録を取り消すことがある。

- ①交通規則を遵守し、制限速度を守り、歩行者、他の車両に十分注意すること。
- ②バイク自賠責保険は、必ず加入・更新すること。
- ③指定された場所のみ駐輪し、それ以外の場所には駐輪しないこと。
- ④不当に長期間にわたり構内に車両を放置しないこと。

7. 違反車両の撤去等

登録シールを貼付していないバイク及び指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去・廃棄し、費用を請求することがある。

様式 2

令和××年度
0001
登録シール
登録番号シール
0001
令和××年度

バイク等駐輪登録書

登録番号シール貼付

令和 年 月 日

神戸大学長 殿

私は、裏面の神戸大学バイク等駐輪登録要領を理解し、下記のとおり、キャンパス内へのバイク・モペット・電動キックボードの駐輪登録をしますので、登録シールを交付願います。

所属学部・研究科	学部 ・ 研究科		
学籍番号		氏名	
バイク等通学が 必要な理由			
車種・形式	CC		
プレートナンバー			
自賠責保険満期年月	年	月	<u>※必ず自賠責保険証明書を提示すること</u>
任意保険加入の有無	有 ・ 無		

【遵守事項】

登録した者は、以下の事項を遵守しなければならない。遵守しない者の登録を取り消すことがある。

- ・必ず交通規則を遵守し、制限速度を守り、歩行者、他の車両に十分注意すること。
- ・バイク自賠責保険は、必ず加入・更新すること。
- ・指定場所のみ駐輪し、それ以外の場所には駐輪しない。
- ・不当に長期間にわたり構内に車両を放置しないこと。

※登録シールを貼付していないバイク及び指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去・廃棄し、費用を請求することがある。

定期健康診断及び健康相談について

健康診断

学校保健法に基づき毎年 1 回定期健康診断が実施される。この健康診断は神戸大学学生健康診断規程に従い実施され、学生の健康の保持と増進をはかることを目的としている。

未受診者には奨学生出願等の際、健康診断書の発行ができない。特に、卒業年次の学生は、就職あっせんなどの際に必要な書類となるので受検もれないよう十分注意する必要がある。

健康相談

健康管理は学生生活上重要なことである。そのために本部庁舎 2 階にインクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（保健管理センター）が設けられ、救急処置、健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）、保健指導などの業務を行っている。

神戸大学学生健康診断規程

(平成 16 年 4 月 1 日 制 定)

(令和 4 年 3 月 31 日 一部改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第 2 条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（以下「保健管理部門」という。）が行う。

(健康診断の種類)

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長（以下「保健管理部門長」という。）が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第 5 条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者がいるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第 8 条 第 3 条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

からだの健康相談・・・内科その他の医師が身体の不調に関する相談を受け付けています。病気は予防と早期発見・早期治療が一番です。気になることがあったら、いつでも気楽に相談してください。詳しくは下記の健康相談日程表を御覧ください。

こころの健康相談・・・カウンセラーと精神神経科医があらゆる心の悩みや心配事の相談に応じています。例えばこんな時、一人でくよくよしないで気楽に相談してみてください。

- 心理について** 対人関係で悩んでいる。(友人・同僚・上司・異性)。
自分の性格や能力について悩みがある。
ノイローゼ気味で毎日が不安である。
何もやる気がしない。
- 心身の状態について** 最近睡眠がたいへん短くなっている。
食事が減ったり、逆に食べ過ぎたりしている。
- 学業・仕事について** 学業や仕事に対する意欲がなく、身が入らない。
転学部・転学・転職をしようと迷っている。
休学・退学・休職・退職を考えている。
- 将来について** 卒業後や今後のことについて悩んでいる。
自分にとってどういう進路や職業が適しているのかを迷っている。
- 日常生活について** サークルのことで悩んでいる。
大学生活や人生の意義・目的が分からない。
家庭や下宿でうまくいかない。

・・・などです。

「相談内容の秘密は厳守されます。」

健康相談日程表

曜日	月	火	水	木	金
からだの健康相談	○	○	○	○	○
こころの健康相談	○	○	○	○	○

(備考) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(保健管理センター)の開所時間は土・日・祝日を除く毎日 9:00~12:00(受付は 11:30 まで)と 13:00~17:00(受付は 16:30 まで)です。救急処置を必要とする方については 9:00~17:00 の間いつでも受け付けています。詳しくはインクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(保健管理センター)へお尋ねください。

新入生健康診断実施日とその前後、年末・年始は休みです。

健康相談を希望される方はインクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(保健管理センター)へ直接来られるか、電話(078-803-5245)で申し込んでください。(待ち時間の緩和のために、できればまずお電話をください。特に午前中は健康診断や再検査・精密検査等で混雑している場合があります。また、「こころの相談」では、予約がないと十分な相談時間をお取りできないことがあります。)「こころの健康相談」については、手紙や電話での相談も受け付けています。

福利厚生用具等について

学務部貸出物品

学内外で行う課外活動用等として次の貸出物品がありますので、借用希望者は1週間前までに、**学生会館事務室 (TEL078-803-7550)** で学生証を持参の上、手続きしてください。

なお、土曜日・日曜日・休日及び年末年始(12月28日～1月4日)の借用手続及び返却はできません。

学生会館内専用

貸出物品	数量	貸出物品	数量
*ビデオデッキ (SVHS)	1台	マイクスタンド (小)	1台
MD ラジカセ	2台	スライド映写機	1台
マイク (コード付)	4本	ワイヤレスアンプ	1組
ラウドネスアンプ・スピーカー	1組		

*2階談話室備付

学内外持出し用

貸出物品	数量	貸出物品	数量
大テント	4張	デスクトップスクリーン(100×75 cm)	1台
長机 (折畳式)	52脚	発電機	1台
パイプ椅子	105脚	ドラムコード	4台
ベンチ (長椅子)	48脚	ソフトボール用具	2組
プロジェクター	2台	トランシーバー	2台
巻尺 (50m)	2個	マイク (コード付)	2本
巻尺 (100m)	1個	ハンドマイク	7本
ストップウォッチ	3個	マイクスタンド	4台
ラウドネスアンプ・スピーカー	1組	ワイヤレスアンプ・マイク	2組
キャンプ用テント (5人用)	10張	延長コード (5m)	2本
シュラフ	15個	ラインカー	2台

9 教育交流（国内外）

国内の大学等との交流協定状況

学部等名	大学学部等名	協定締結日
人文学研究科	奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科	令和 2 年 4 月 1 日
文学部	大阪大学文学部	平成 19 年 4 月 1 日
人文学研究科	大阪大学大学院人文学研究科	
人文学研究科	神戸松蔭女子学院大学大学院文学研究科	
人文学研究科	神戸市外国語大学大学院外国語学研究科	

外国の大学等との交流協定状況

○ 大学間協定（文学部、人文学研究科が賛同している協定のみ抜粋）

国名	大学名等	協定締結日
大韓民国	木浦大学校	平成 14 年 5 月 20 日
	成均館大学校	平成 14 年 10 月 15 日
	韓国海洋大学校	平成 15 年 10 月 6 日
	ソウル国立大学校	平成 21 年 4 月 28 日
	高麗大学校	平成 24 年 5 月 15 日
	国立群山大学校	平成 15 年 10 月 1 日
	木浦海洋大学校	平成 15 年 10 月 1 日
中華人民共和国	山東大学	平成 12 年 5 月 8 日
	華東師範大学思勉人文高等研究院	平成 23 年 12 月 15 日
	中山大学	平成 12 年 7 月 17 日
	南京大学	平成 29 年 2 月 17 日
	中国海洋大学	平成 18 年 9 月 6 日
	復旦大学	平成 20 年 3 月 12 日
	北京外国語大学	平成 20 年 11 月 3 日
	武漢大学	平成 20 年 11 月 26 日
	上海交通大学	平成 21 年 4 月 9 日
	清華大学	平成 21 年 4 月 28 日
	上海海事大学	平成 15 年 10 月 1 日
	大連海事大学	平成 15 年 12 月 1 日
台湾	国立台湾大学	平成 14 年 2 月 27 日
	国立政治大学	平成 29 年 7 月 21 日
	国立台湾海洋大学	平成 15 年 10 月 1 日
インドネシア	スラバヤ工科大学	平成 15 年 12 月 29 日
シンガポール	南洋理工大學	平成 28 年 12 月 1 日
モンゴル	モンゴル国立大学	平成 29 年 4 月 1 日
トルコ	イスタンブール工科大学	平成 16 年 1 月 15 日
オーストラリア	クイーンズランド大学	平成 16 年 11 月 9 日
	西オーストラリア大学	平成 18 年 10 月 20 日
	ウーロンゴン大学	平成 29 年 7 月 24 日
	ニューサウスウェールズ大学	平成 30 年 6 月 29 日
アメリカ	ピッツバーグ大学	平成 21 年 6 月 25 日
	ジョージア工科大学	平成 29 年 10 月 30 日

国名	大学名等	協定締結日
カナダ	オタワ大学	平成27年1月13日
オーストリア	グラーツ大学	平成18年8月22日
チェコ共和国	カレル大学	平成18年11月2日
フランス	パリ第2大学	平成17年7月14日
	パリ第10大学	平成18年4月6日
	リヨン高等師範学校	平成21年1月21日
	パリ第7大学	平成23年1月5日
	リール大学	平成30年7月24日
	エクス=マルセイユ大学	令和元年6月16日
スペイン	バルセロナ大学	平成28年9月30日
スイス	バーゼル大学	平成29年9月7日
イギリス	バーミンガム大学	平成11年10月28日
	SOAS ロンドン大学東洋アフリカ研究学院	平成19年3月17日
	オックスフォード大学	平成23年3月2日
	エセックス大学	平成29年2月4日
オランダ	ライデン大学	平成21年4月28日
ブルガリア	ソフィア大学	平成24年7月25日
ベルギー	ブリュッセル自由大学	平成28年10月12日
イタリア	ヴェネツィア大学	平成23年5月10日
	ボローニャ大学	平成28年3月18日
	トリノ大学	平成28年12月20日
ポーランド	ヤゲウォ大学	平成25年10月10日
	ニコラウス・コペルニクス大学	平成29年5月31日
	ワルシャワ大学	令和2年7月30日
ドイツ	キール大学	平成28年5月12日
	マルティン・ルター大学ハレ・ヴィッテンベルク	平成28年7月16日
	トリーア大学	平成27年6月2日
	ダルムシュタット工科大学	平成30年8月7日
	ベルリン自由大学	令和元年8月29日
ルーマニア	ブカレスト大学	平成28年12月15日
ロシア	サンクトペテルブルグ大学	平成28年11月25日
ハンガリー	エトヴェシュ・ロラーンド大学	平成30年4月12日
	ブタペスト・コルヴィヌス大学	令和元年12月2日

◎部局間協定

国名	大学等名	協定締結日
大韓民国	韓国外国語大学校日本語大学	平成29年1月13日
中華人民共和国	鄭州大学美術系	平成18年5月18日
	香港大学文學院	平成20年3月31日
	東北大学外国語学院	平成29年3月9日
	浙江師範大学	令和7年8月7日
ドイツ	ハンブルク大学人文科学部アジア・アフリカ研究所	平成20年3月10日
ルーマニア	「ディミトリエ・カンテミル」キリスト教大学外国語学部	平成30年3月20日
オーストリア	インスブルック大学社会・政治学部	平成30年11月30日

ク ロ ア チ ア	プーラ大学人文学部	令和 元年 6 月 14 日
セ ル ビ ア	ベオグラード大学	令和 2 年 8 月 19 日
イ ス ラ エ ル	ヘブライ大学	令和 5 年 12 月 5 日

10 院生協議会会則

神戸大学大学院人文学研究科院生協議会会則

第 1 条 総 則

- 第 1 項 本会は神戸大学人文学研究科院生協議会と称す（以下本会と略す）。
- 第 2 項 本会は神戸大学人文学研究科院生の研究環境の改善・保全を旨とし、院生の総意の代表として活動するものである。
- 第 3 項 本会の会員たる資格は、神戸大学人文学研究科博士課程前期・後期課程に在籍している者とする。
- 第 4 項 入会・脱会は神戸大学人文学研究科入学・卒業をもって行われる。

第 2 条 総 会

- 第 1 項 神戸大学院生協議会総会（以下総会）は、定期総会と臨時総会の二つとする。
- 第 2 項 定期総会は、十月に年一回行われ、総役員の三分の二以上の参加をもって開催される。主に予算の報告、本会全体の運営に関する決議、役員への任命・罷免などを行う。
- 第 3 項 臨時総会は、会の運営上の問題を即急に解決するため、各役員への提言のもと、総役員二分の一以上の参加をもって開かれる。
- 第 4 項 本会の会員は総会への参加と発言及び議決に関わる権利を有する。
- 第 5 項 総会の決議は有効議決数の過半数の賛成をもって決定される。

第 3 条 役 員

- 第 1 項 本会は、会務執行のため次の役員を置く。
 - (1)理事 五名
 - (2)分野委員 若干名
- 第 2 項 役員への任期は、十月の定期総会での任命を受けてから次期役員が任命されるまでの一年間とする。
- 第 3 項 理事の選出は、別に定める選出規約に則って行う。
- 第 4 項 理事は、会長、会計、副会長、庶務、及び書記から構成される。
- 第 5 項 理事は、理事五名から成る理事会を結成し会務にあたる。

第 4 条 会 長

- 第 1 項 神戸大学院生協議会会長（以下会長）は、本会における全ての決議・事務の最終責任を負う。また、院生協議会所有の備品の総括管理や各役員への総会の連絡、事務的な折衝を行う。
- 第 2 項 会長の再任は認められない。会長は人文学研究科博士課程後期課程一年から選ばれるのが望ましい。
- 第 3 項 会長は他の理事と兼任できない。

第 5 条 会 計

- 第 1 項 神戸大学院生協議会会計（以下会計）は、本会における全ての会計事務における最終責任を負う。会費の徴収・備品の購入管理を行い、不必要な備品購入に対して、理事会あるいは総会での決議のもと返金請求を行うことが出来る。
- 第 2 項 会計の再任は認められない。会計は人文学研究科博士課程後期課程一年から選ばれるのが望ましい。
- 第 3 項 会計は他の理事と兼任できない。

第 6 条 副 会 長

第 1 項 神戸大学院生協議会副会長（以下副会長）は、会長の業務補佐に対して責任を負う。また、分野委員及び会員への連絡・折衝を行う。

第 2 項 副会長の再任は認められない。副会長は人文学研究科博士課程前期課程一年から選ばれるのが望ましい。

第 3 項 副会長は他の理事と兼任できない。

第 7 条 庶 務

第 1 項 神戸大学院生協議会庶務（以下庶務）は、コピーカードの配布や購入手続き、コピー機・プリンターの管理の責任を負う。

第 2 項 庶務の再任は認められない。庶務は人文学研究科博士課程前期課程一年から選ばれるのが望ましい。庶務はコピーカードの配布作業、院生印刷室の管理を行う。

第 3 項 庶務は他の理事と兼任できない。

第 8 条 書 記

第 1 項 神戸大学院生協議会書記（以下書記）は、総会及び本会の理事会において議事録を作成し、その文責を負う。

第 2 項 書記の再任は認められない。書記は人文学研究科博士課程前期課程一年から選ばれるのが望ましい。

第 3 項 書記は他の理事と兼任できない。

第 9 条 分 野 委 員

第 1 項 神戸大学院生協議会分野委員（以下分野委員）は所属する専修における会員の代表として総意をまとめ、また備品管理及び申請を行う。

第 2 項 担当は各専修に一名を置き、任期は一年とする。

第 3 項 分野委員は他の専修の分野委員と兼任できない。ただし、専修人数が著しく少ない場合は複数の専修の代表として分野委員一名を置くことができる。

第 4 項 分野委員の再任は原則望ましくないが、特段の理由があるときのみ再任を認める。分野委員は人文学研究科博士課程前期課程一年から選ばれるのが望ましい。

第 5 項 分野委員は自己推薦または前任の分野委員の推薦によって決定される。

第 6 項 課程修了等の事情により職務の継続が困難となった場合は、本人及び理事会の協議の上で後任の候補者を定める。

第 10 条 理 事 の 任 命 ・ 罷 免

第 1 項 理事は定期総会において任命・引き継ぎが行われる。

第 2 項 各理事の罷免権は総会が有し、会員の提言によって決議が行われる。

第 3 項 課程修了等の事情により職務の継続が困難となった場合は、本人及び理事会の協議の上で後任の候補者を定め、総会での承認を得る。

第 11 条 会 計 年 度 ・ 予 算

第 1 項 本会の会計年度は、毎年十月一日に始まり、翌年の九月三十日に終わる。

第 2 項 本会は、当該年度の総会に先立って次年度会計の予算案を作成し、全分野委員によって構成される予算委員会からその承認を受けなければならない。

第 3 項 本会は、当該年度の総会に先立って前年度会計の決算書を作成し、理事会が委嘱した二名の会員による監査を受けなければならない。

第 12 条 会 費

第 1 項 本会の運営に必要な会費は会員から一律で年一回徴収する。

- 第 2 項 会費の金額は原則千円とするが、前年度の予算を基に総会の決議の下、単年度に限って金額を加減することができる。
- 第 3 項 会費の徴収は会計がその責任を負い、分野委員を通じて行う。
- 第 4 項 臨時徴収は総会の決議によって適宜行うことができる。
- 第 5 項 会費は主に院生の環境改善や備品購入のために用いられるが、会の運営上必要となる文具等の購入にも正当な範囲で充てることができる。

第 13 条 コピーカードの配布

- 第 1 項 コピーカードの配布は、各研究室一括で行い、分野委員がその任を負う。
- 第 2 項 庶務から受領したコピーカードは分野委員がその配布・管理の責任を負うものとする。
- 第 3 項 未配布のコピーカードは庶務が管理し、一年を限度に残余分を神戸大学人文学研究科に返還する。

第 14 条 決議の優劣

- 第 1 項 総会、理事会の順でその決議を優越させる。
- 第 2 項 上位の決議と下位の決議が対立した場合、上位の決議が今後採用される。
- 第 3 項 それまでの決議によって認められていたことによって発生した諸利益は、それが本会の運営に支障をきたすものでない限り、相殺を行わない。

第 15 条 会則の改正・追加・削除

- 第 1 項 会則は必要に応じて改正・追加・削除を行うことができる。
- 第 2 項 会則の改正・追加・削除は総会で審議され、有効議決数三分の二以上の賛成によって決議される。
- 第 3 項 変更後の会則は変更と同時に適用されるが、それまでの事項に対して遡って適用してはならない。

附則

この会則は 2010 年 4 月 1 日から施行される。

2021 年 4 月 1 日改正。

2023 年 4 月 1 日改正。

2024 年 10 月 1 日改正。

11 教員名簿

神戸大学文学部・大学院人文学研究科棟
平面図等

文学部教員名簿

文学部長 白鳥義彦(5500)

()は803-0000を示す

人文学科

哲学

哲学専修

(併)教授 茶谷直人(5504) 中真生(5505)
(併)准教授 新川拓哉(5503)
(併)講師 エムス・ジミ・ジエロ(5502)

文学

国文学専修

(併)教授 樋口大祐(5538) 石山裕慈(5574)
(併)准教授 梶尾文武(5537) 有澤知世(5540) 田中智子(5539)
(併)講師 池田來未(5541)

中国文学専修

(併)教授 濱田麻矢(5553)
(併)准教授 周栄勝(5558) 早川太基(5552)

英米文学専修

(併)教授 山本秀行(5543) 芦津かおり(5544)
(併)准教授 奥村沙矢香(5542) 平川和(5545)

ドイツ文学専修

(併)准教授 久山雄甫(5548)

フランス文学専修

(併)教授 中畑寛之(5551)
(併)准教授 廣田郷士(5550)

史学

日本史学専修

(併)教授 古市晃(5520)
(併)准教授 吉川圭太(5522)
(併)講師 根本みなみ(5527)

東洋史学専修

(併)教授 真下裕之(5525)
(併)准教授 伊藤隆郎(5526) 村井恭子(5536)

西洋史学専修

(併)教授 高田京比子(5530) 小山啓子(5529)
(併)准教授 藤澤潤(5532)

知識システム

心理学専修

(併)教授 野口泰基(5516)
(併)准教授 柳澤邦昭(5518)
(併)講師 タン有加里ジエカ(5576)

言語学専修

(併) 教授 田 中 真 一 (5555) 澤 田 治 (5554)
(併) 助 教 曠 景 明 (5546)

芸術学専修

(併) 教 授 長 坂 一 郎 (5579) 大 橋 完太郎 (5508)
(併) 准教授 小 寺 里 枝 (5507)

社会文化

社会学専修

(併) 教 授 白 鳥 義 彦 (5511) 平 井 晶 子 (5513)
(併) 准教授 佐々木 祐 (5515) 梅 村 麦 生 (5512)
(併) 講 師 山 下 泰 幸 (5514)

美術史学専修

(併) 教 授 宮 下 規久朗 (5510)
(併) 准教授 野 田 麻 美 (5509)

地理学専修

(併) 教 授 原 口 剛 (5534)
(併) 准教授 菊 地 真 (5535)

講座外

(併) 助 教 岡 野 翔 太 (5557)
(兼) 特命講師 水 野 直 子 (5477)

大学院人文学研究科教員名簿

大学院人文学研究科長 白鳥義彦(5500)

【文化構造専攻】

哲学講座

哲学

教授 茶谷直人(5504)
准教授 新川拓哉(5503)
講師 エイムズ・ジミー・ジェロ(5502)

倫理学

教授 中真生(5505)

文学講座

国文学

教授 樋口大祐(5538) 石山裕慈(5574)
(兼)教授 實平雅夫(5276)
准教授 梶尾文武(5537) 有澤知世(5540) 田中智子(5539)
講師 池田來未(5541)

中国・韓国文学

教授 濱田麻矢(5553)
(兼)教授 朴鍾祐(5271)
准教授 周栄勝(5558) 早川太基(5552)

英米文学

教授 山本秀行(5543) 芦津かおり(5544)
准教授 奥村沙矢香(5542) 平川和(5545)

ヨーロッパ文学

教授 中畑寛之(5551)
(兼)教授 河合成雄(5279)
准教授 久山雄甫(5548) 廣田郷士(5550)

【社会動態専攻】

史学講座

日本史学

教授 古市晃(5520)
准教授 吉川圭太(5522)
講師 根本みなみ(5527)

東洋史学

教授 真下裕之(5525)
准教授 伊藤隆郎(5526) 村井恭子(5536)

西洋史学

教授 高田京比子(5530) 小山啓子(5529)
准教授 藤澤潤(5532)

知識システム講座

心理学

教授 野口泰基(5516)

准教授	柳澤邦昭 (5518)	
講師	ター有加里シヅカ (5576)	
<u>言語学</u>		
教授	田中真一 (5555)	澤田治 (5554)
助教	曠景明 (5546)	
<u>芸術学</u>		
教授	長坂一郎 (5579)	大橋完太郎 (5508)
准教授	小寺里枝 (5507)	
<u>社会文化講座</u>		
<u>社会学</u>		
教授	白鳥義彦 (5511)	平井晶子 (5513)
准教授	佐々木祐 (5515)	梅村麦生 (5512)
(兼) 准教授	黒田千晴 (5296)	
講師	山下泰幸 (5514)	
<u>美術史学</u>		
教授	宮下規久朗 (5510)	
准教授	野田麻美 (5509)	
<u>地理学</u>		
教授	原口剛 (5534)	
准教授	菊地真 (5535)	
<u>文化資源論講座 (連携)</u>		
(兼) 教授	前田徹	
(兼) 教授	中村弘	
講座外		
助教	岡野翔太 (5557)	
(兼) 特命講師	水野直子 (5477)	

名 誉 教 授

(文学部)

田 中 眞 吾	向 井 守	栗 原 優
山 田 敬 三	蜂 屋 良 彦	中 川 ゆきこ
池 上 洵 一	山 縣 熙	柴 谷 方 良
濱 田 正 美	鈴 木 正 幸	山 本 道 雄

(大学院人文学研究科)

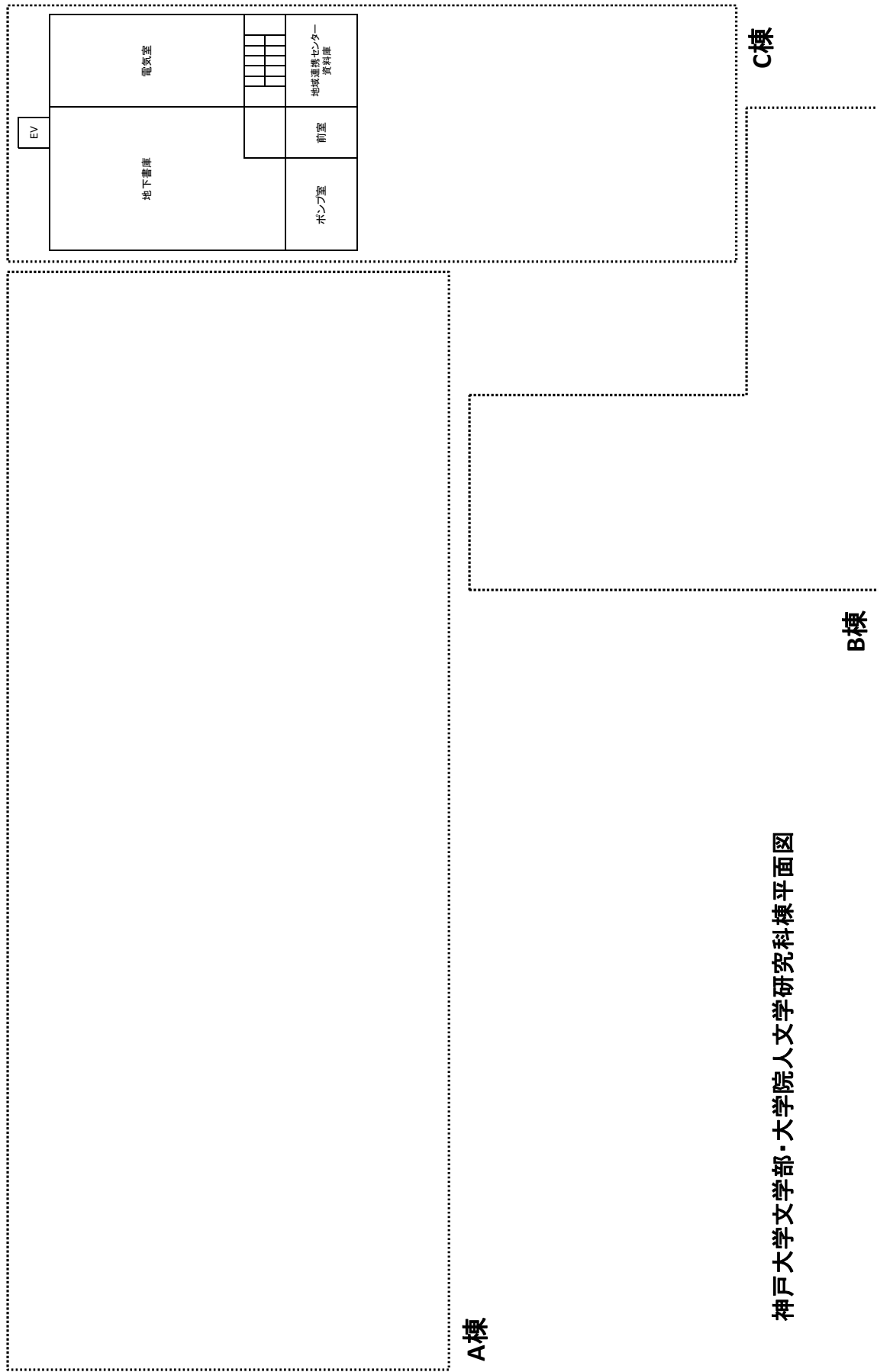
枝 川 昌 雄	高 橋 昌 明	松 嶋 隆 二
小 椋 たみ子	森 紀 子	窪 菌 晴 夫
毛 利 晶	長谷川 孝 治	林 原 純 生
佐々木 衛	百 橋 明 穂	長 野 順 子
大津留 厚	松 本 曜	嘉 指 信 雄
釜 谷 武 志	菱 川 英 一	油 井 清 光
藤 井 勝	前 川 修	福 長 進
鈴 木 義 和	松 田 浩 則	松 田 毅
藤 田 裕 嗣	緒 形 康	喜 多 伸 一
市 澤 哲	岸 本 秀 樹	増 本 浩 子

(大学院文化学研究科)

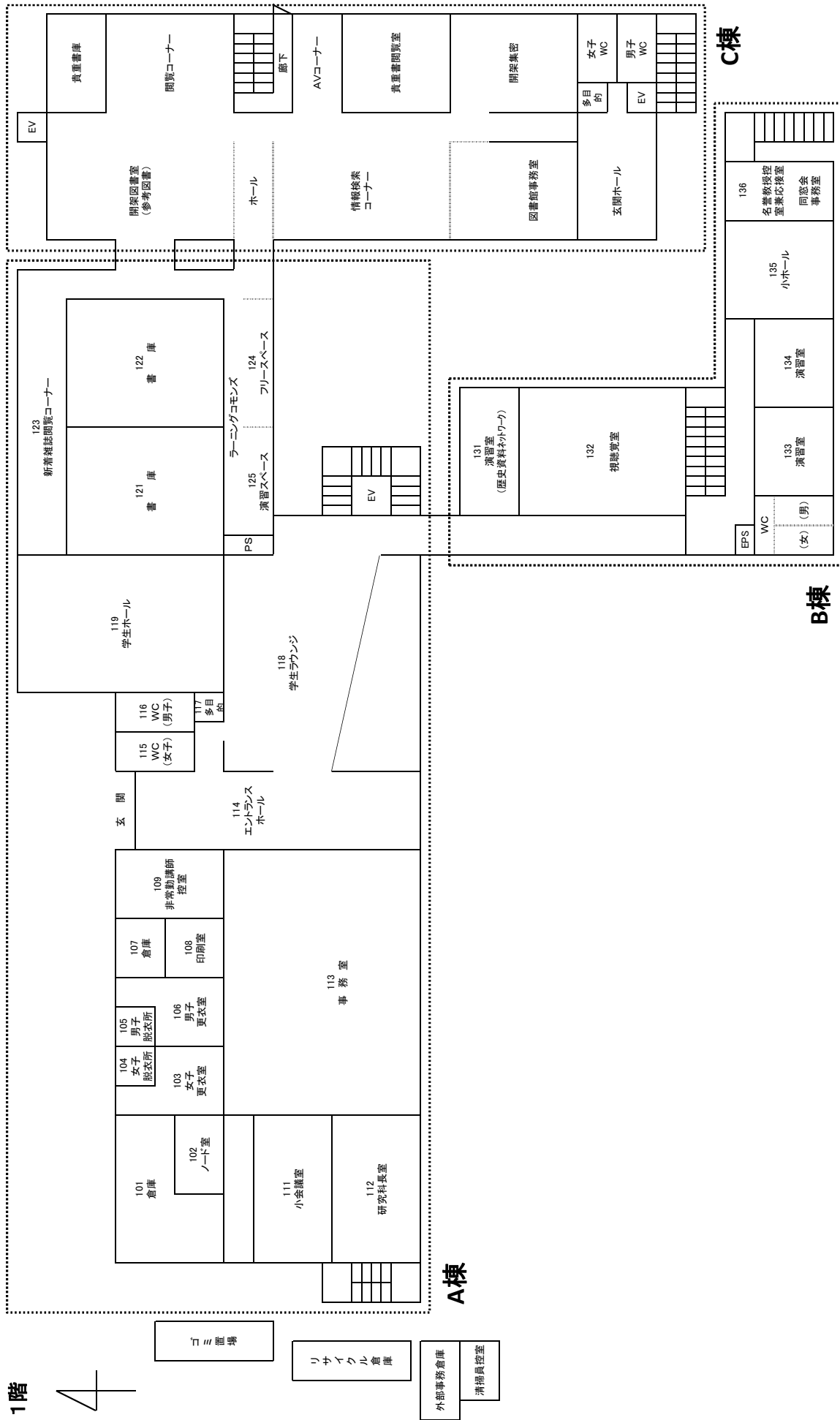
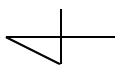
岩 崎 信 彦

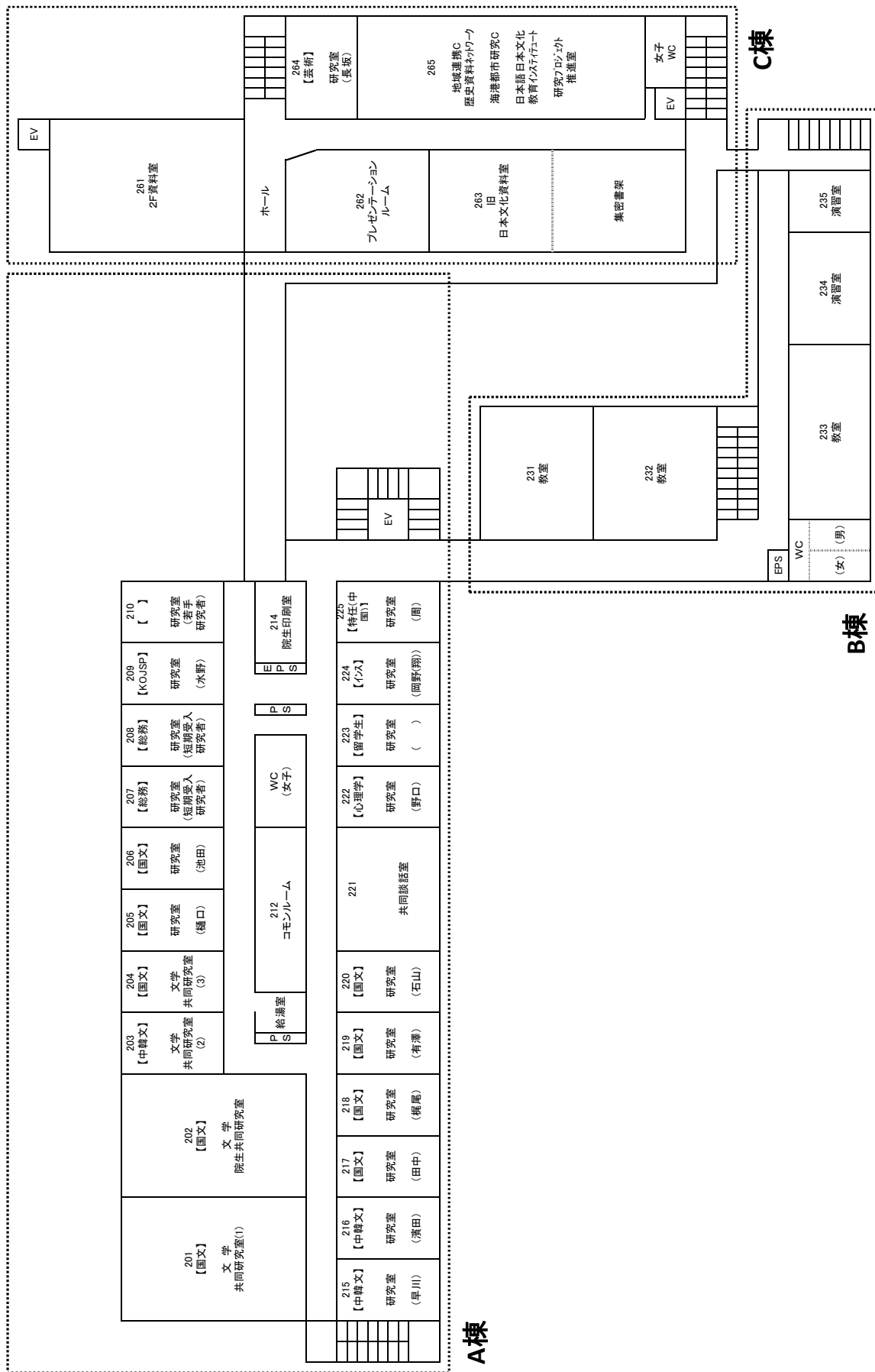
地下1階

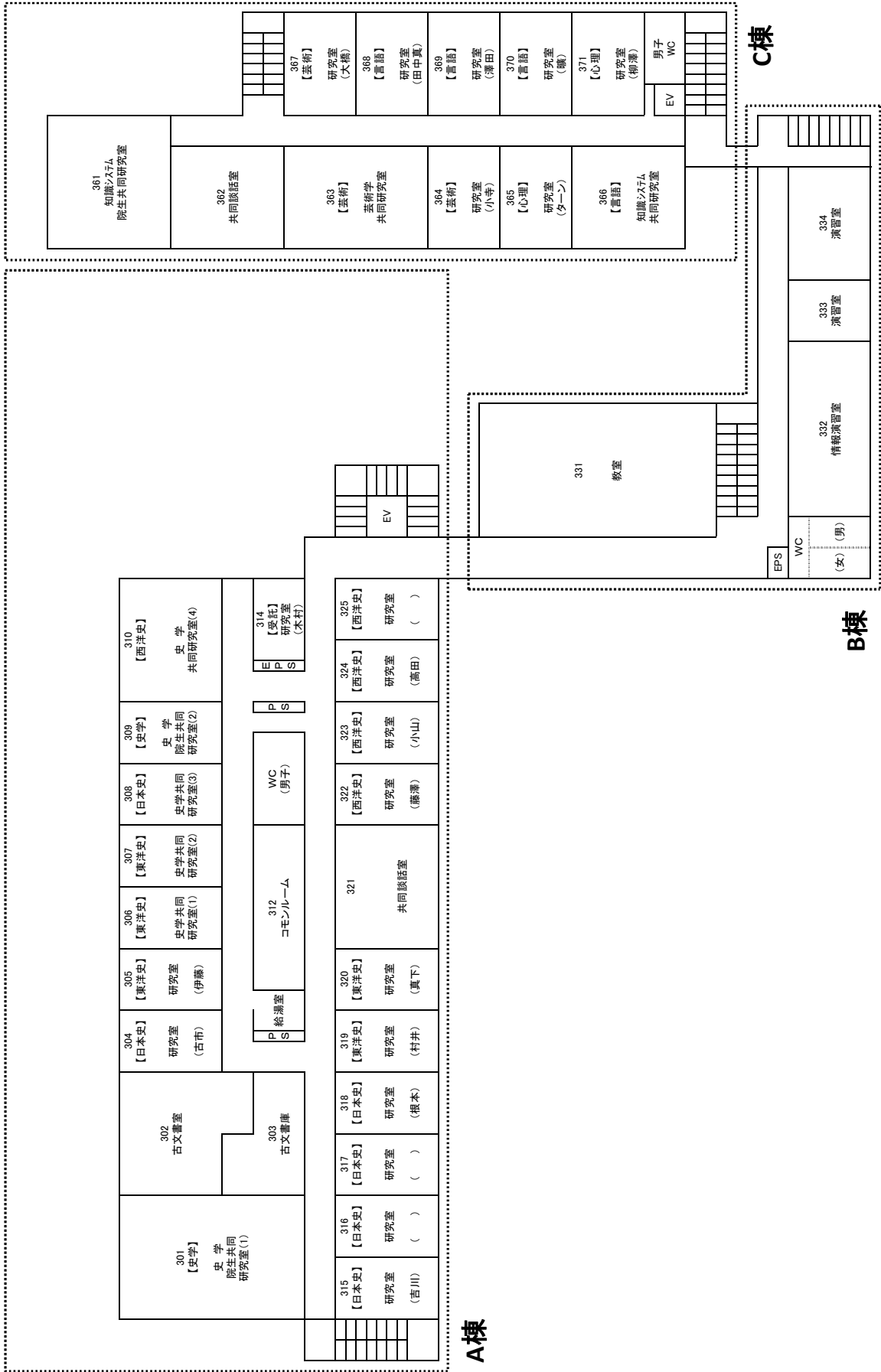
4

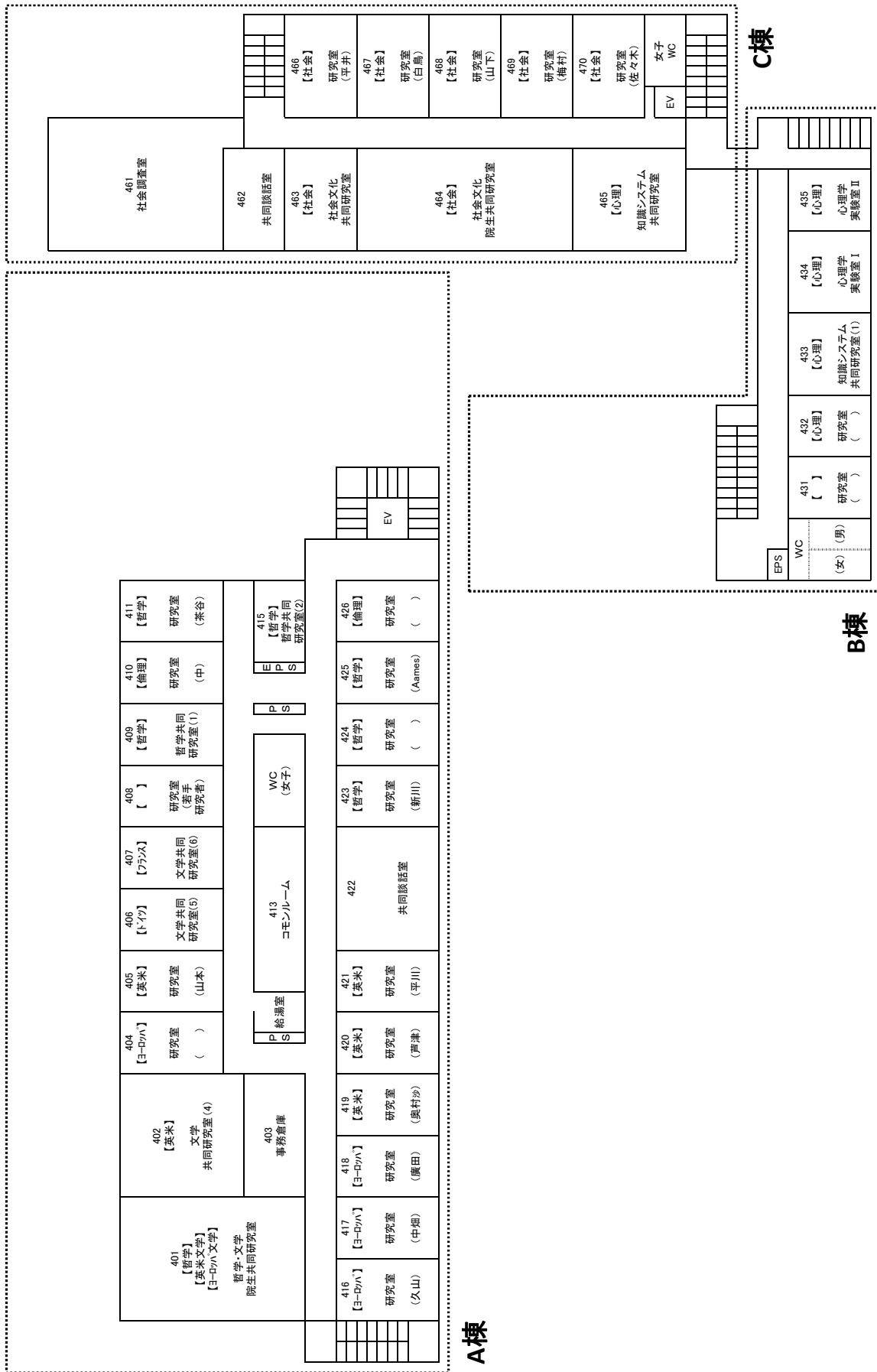


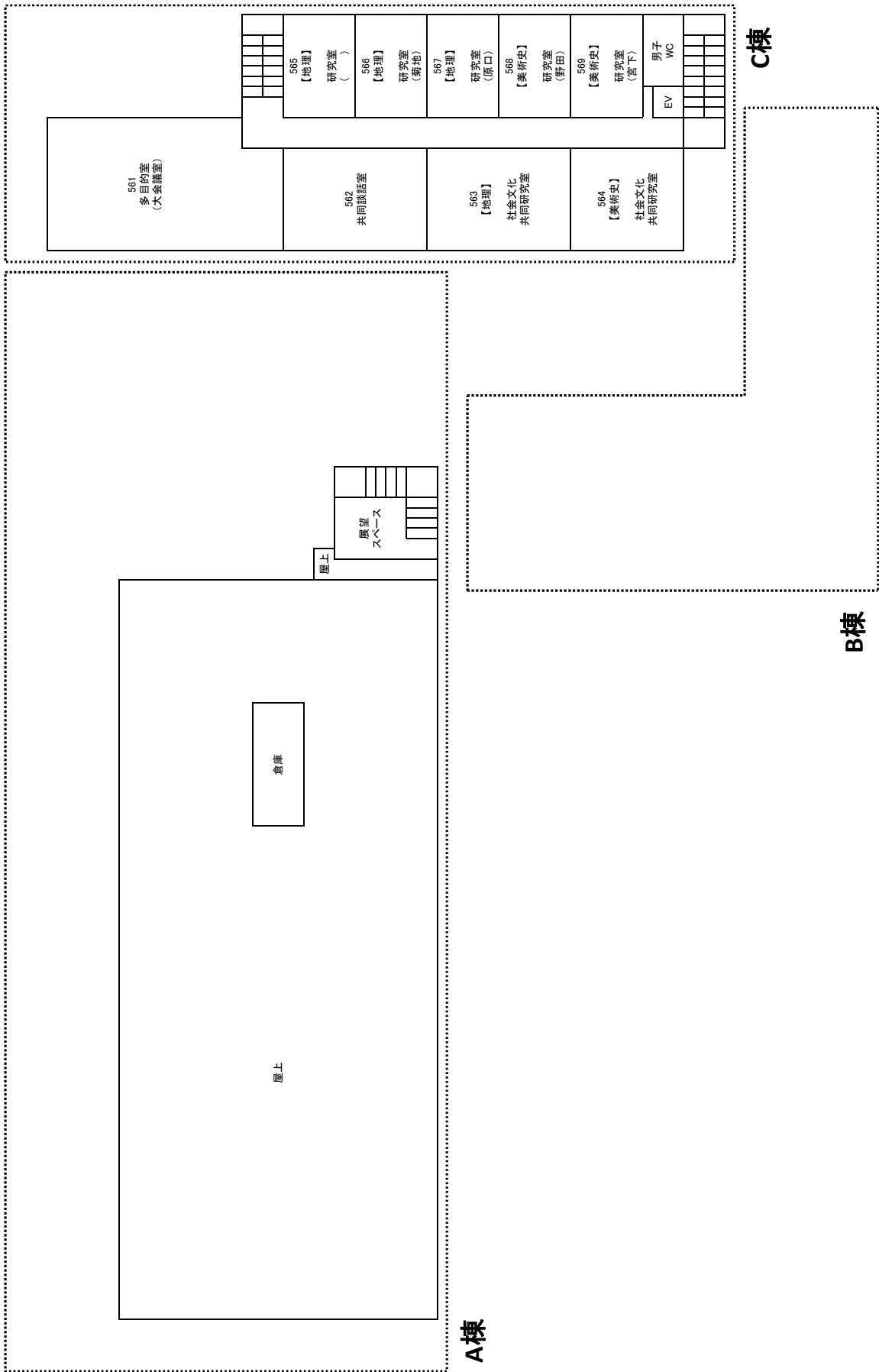
神戸大学文学部・大学院人文学研究科棟平面図





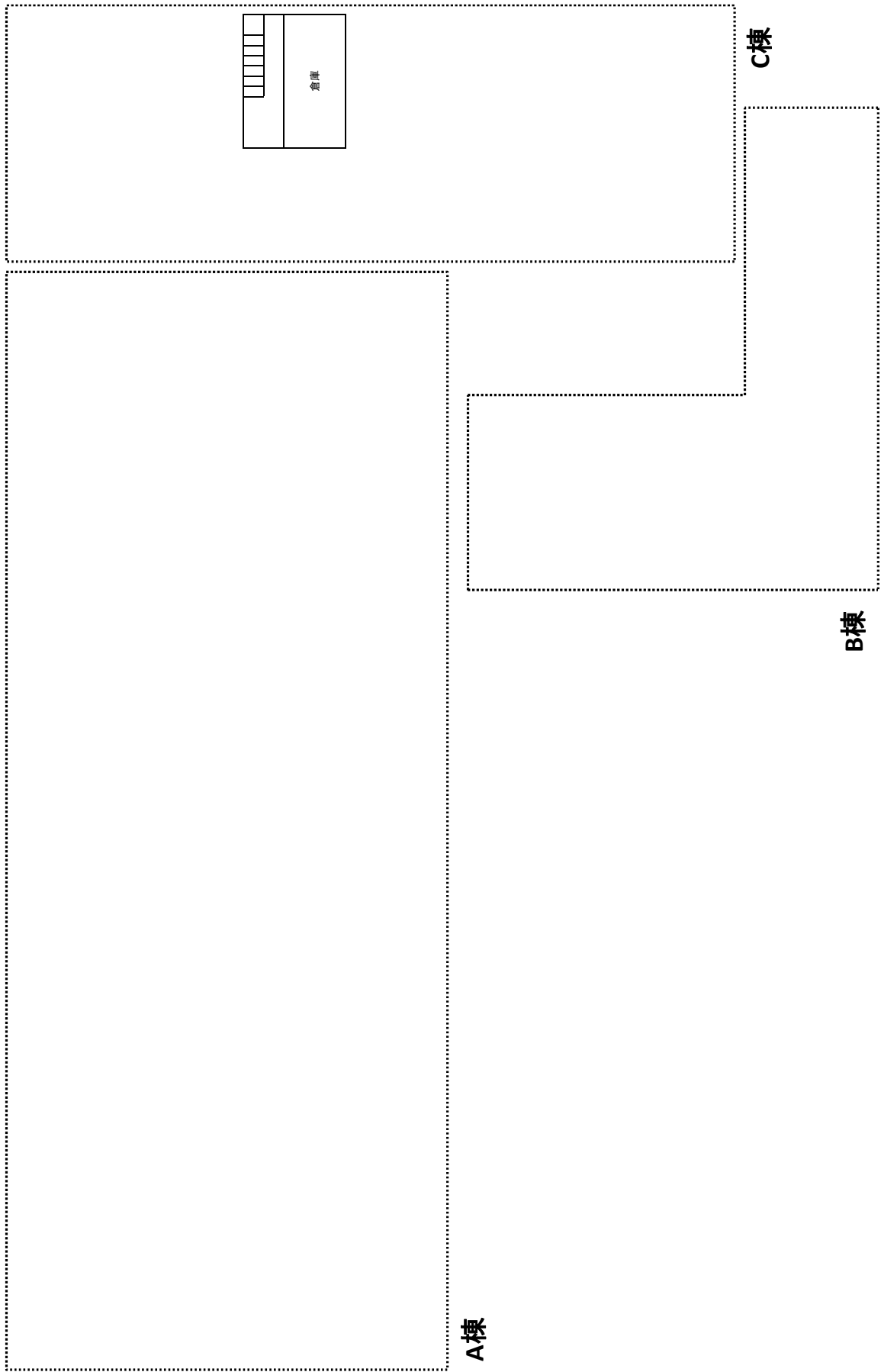






屋上階

4



主な部局等所在地及び電話番号

部 局 等	所 在 地	電 話 番 号
事 務 局	神戸市灘区六甲台町 1-1	大代表 881-1212
インクルーシブキャンパス&ヘル スケアセンター保健管理部門 (保健管理センター)		
人 文 学 研 究 科	神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2-1	
学 務 部		
高等 教育 推 進 機 構		
国 際 文 化 学 研 究 科	神戸市灘区鶴甲 3 丁目 11	
人 間 発 達 環 境 学 研 究 科	神戸市灘区六甲台町 2-1	
法 学 研 究 科		
経 済 学 研 究 科		
経 営 学 研 究 科	神戸市灘区六甲台町 1-1	
理 学 研 究 科		
医 学 系 研 究 科	神戸市中央区楠町 7 丁目 5-1	大代表 382-5111
	神戸市須磨区友が丘 7 丁目 10-2	代表 792-2555
工 学 研 究 科	神戸市灘区六甲台町 1-1	大代表 881-1212
システム情報学研究科		
農 学 研 究 科		
海 事 科 学 研 究 科	神戸市東灘区深江南町 5 丁目 1-1	大代表 431-6200
国 際 協 力 研 究 科	神戸市灘区六甲台町 2-1	大代表 881-1212
科学技術イノベーション研究科		
経 済 経 営 研 究 所	神戸市灘区六甲台町 2-1	
附 属 図 書 館 社 会 科 学 系		
人 文 科 学	神戸市灘区六甲台町 1-1	
自 然 科 学 系		

学 生 便 覧 2026

(令和8年4月発行)

神戸大学大学院人文学研究科
神戸大学文学部

神戸市灘区六甲台町1-1

神戸(078)-803-5595